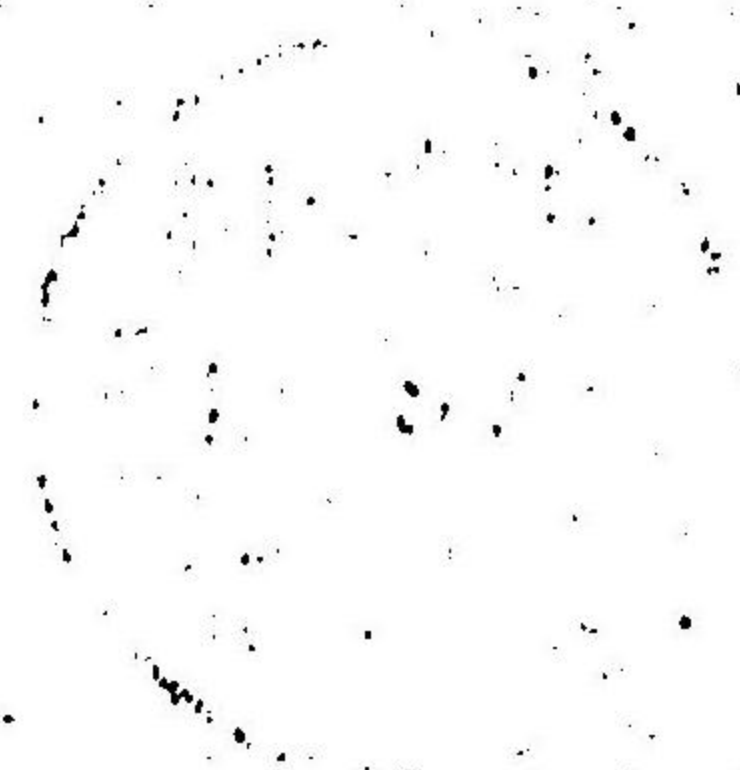


工A73

百家說林

卷三

玄同教言



1-111

玄同放言下集目錄

植物部

第十四 飛驒三枝

第十六 正月門松

第十八 山牡丹 山橋附

第二十 草木身體同訓考

人事部一

第廿一 人主好瑞

第廿三 老佛老和尚

第廿五 漢火生剋應驗辨

第廿七 時頼微行

人事部二

第十五 鹽草 葛考餘附

第十七 三浦平松 國崎天道松附

第十九 人參和名考並詩歌

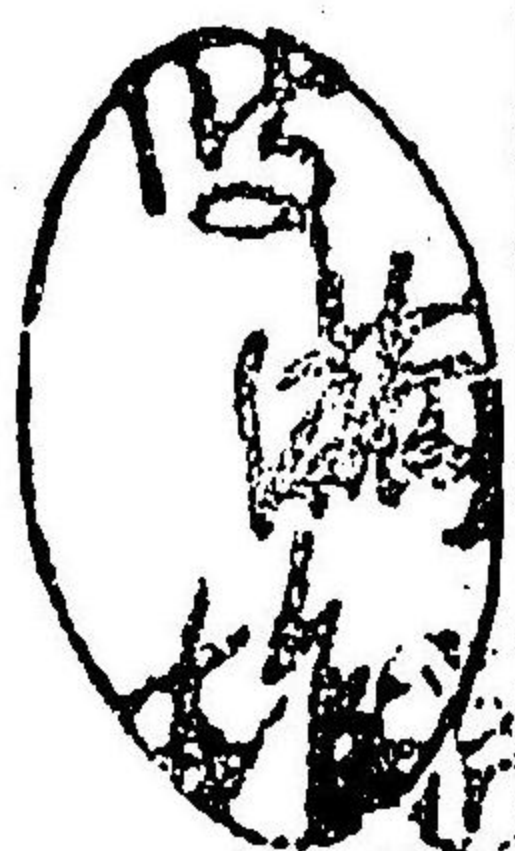
第廿二 四謚四德

第廿四 文武剛臆坐

第廿六 景清 一目兩剪並偽目附

第廿八 祭父祖讐禍福 善相公尺讀評並恠字正鶴附

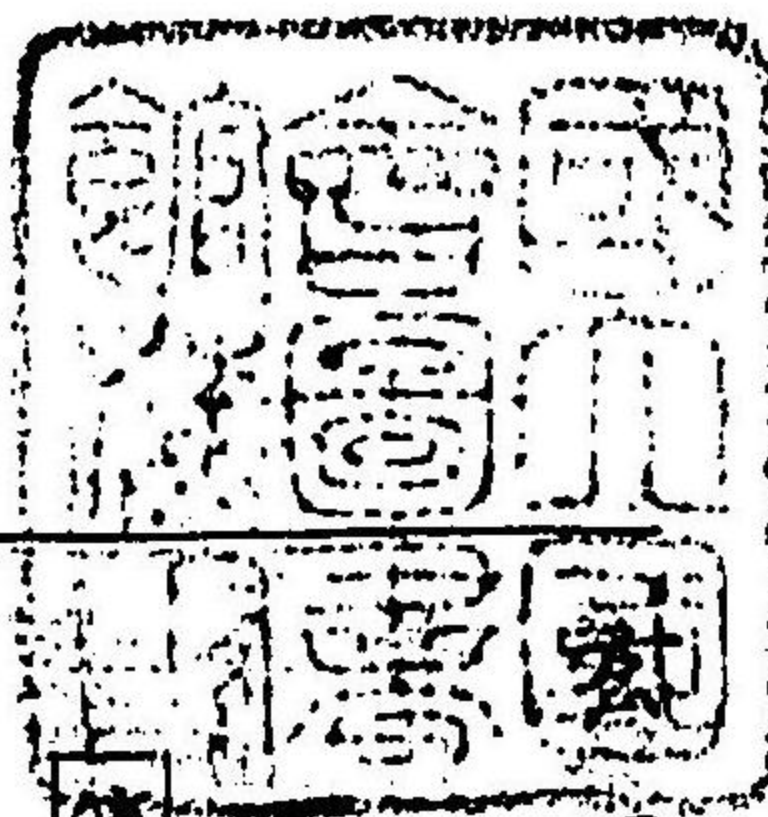
玄同放言下集目錄



112247

第廿九	姓名稱謂	第三十	宋陳彭年綽號
第三十一	久米仙 <small>吉野山 寒仙附</small>	第三十二	壽算
第三十三	尼妙圓 <small>妙圓石地藏圖 附</small>	第三十四	藤原經房
第三十五	小松内大臣 <small>平重衡 附</small>	第三十六	秋青錢卜
第三十七	渡江達磨 <small>和漢習戰 附</small>	第三十八	仁和寺兒法師
第三十九	藏法師	第四十	白幽子異傳
第四十一	詰金聖歎 <small>水滸傳傳贊 二頁附</small>	第四十二	酒頭童子
第四十二下	源範頼 <small>東光寺繪襖 並古碑附</small>	別錄	補遺正論

玄同放言下集目錄終



同放言下集

龍澤馬琴著

第十四植物 飛驒三枝

飛驒國大野郡三枝郷あり。三枝みつゝ郷内五ヶ村あり。その三ヶ村を。上切。中切。下切と唱ふ。中切村は高山より巨樹あり。程遠き處といふとも。この樹の見えざるをなし。さる古木なれども。今なほこれを伐ることを許さず。もし入ありて。斧を用ふれば。血流れ出づ。且祟ありといひもて傳へて。その落葉だも拾ふことをし。これを祀せば。かならず瘡を患むといふ。唯樹下は起臥する乞兒等あり。その枯枝を折りもつ。落葉をあつめて。焚くことあれども。露をかりも祟をうけず。渠等によるべなきものとして。神の許させ給ふや。この樹の爲は日を覆れて。田園の爲は不便なれども。田ぬしもせんをばなしといふゆり。よりて里人等。この樹をおほの木と呼び敬したり。おほの木は天之樹なり。或は訛りて。王の木ともいふとぞ。この樹の高。大約一十二三丈。幹の周圍は。七尋あまりつべし。そが根より。凡二丈許あがりて。大枝三本よとかれたり。その二枝は。周圍二尋は及ぶべく。又

玄同放言下集

一枝の。二尋半。三尋も近かるべし。これよりして梢まで。枝毎に。三叉よりなれて。絶えて増減あることなし。その葉の極は似たれども。何の木といふことをまらむ。郷を三枝と唱ふる事。全くこの木は因りてなり。和名類聚鈔國郡。下總國千葉郡の郷名は三枝あり。又加賀國江沼郡の郷名も三枝あり。この兩郷は。佐伊久佐と訓せたり。おれらも亦木よりりて。その郷は名づけしならん。枝のおほの木のある處を。森谷といふ。樹下は溝あり。これより東を。クダ反敷といふ。クダの義未詳。反敷より上を。王の垣内といふ。方言は。凡稻田よりもしき處。苗頃などすべき處を。かいと。いふとぞ。この辛木の夏月。飛騨高山の二の町なる。二木長右衛門采訪し日。この物語は及べるなり。按ずるは。三枝の郷名のみならず。姓氏もこれあり。新撰姓氏錄左京神別中云。三枝部連。額田部湯座連同祖。天津彦根命十四世孫。達己臣命之後也。顯宗天皇御世。諸氏賜饗。予時宮庭有三莖草。獻之。因賜姓三枝部造。これを顯宗紀に考ふるは。顯宗天皇三年。夏四月庚申。日神著人。謂阿閉臣。而獻者見えたり。葛城の姓。福草の名なり。和名類聚鈔草木。草下。莖を附け出だして云。文字繁略云。莖音縁。和名佐木久佐。日本紀私記云。福草。莖枝々相値。葉々相當也。これを參考するは三枝部連が獻りし三莖草の。和名鈔に見えたる莖なり。この條は考あり。又千葉。江沼は三枝の郷名あるの。いよしへ莖を植ゑさせられたるよりりてなり。まかれども下總の。その郷を千葉と唱へ。又郷名は三莖あれば。扶桑に因りての名は似たり。又老樹の枝の。かゝるよしを詠みたる歌あり。その。左のよみ人本書のよ。なり。郎。郎女なるべし。

古今六帖第六いづみなるまの田のもりの楠の千枝はとかれて物をこそ思へ  
さのらう女

夫木鈔九廿 いづみなる信田の森の千枝ながら。玉のうゑ木をかざる白雪  
前大納言隆季卿

この信田なる楠の。その枝の繁きはよりりて。千枝はとけると詠みたるなるべし。枝の飛騨のおほの木は。その葉極は類すといへば。枝のまかれしよし似て。その物の非なるべし。又清少納言は。槍を福草といへるよ。枕草子三。木といふ段は。ひの木。人ちかくらぬものなれど。みつとよつこのとのづくり。をかじといへり。古今集假名の序は。むつよといひ歌

「おのこのらうべもとみけりさきぐさの。みつとよつこのとのづくりせり。この催馬樂の歌なり。此畠親房卿の抄は。みつとよつこの。三棟四棟なるよしいへり。親房卿の説は。春

又河海抄は。少彦名命槍のたねをまきて。家をつくらすといへり。よりて古人。多くのささぐさを槍とす。契沖の。和名鈔の葛ならんといへり。此の江見又後惠法師の。松をささぐさといふ。

「ささぐさの三葉よつては枝かゝる。松の千とせりさみがまよく。この歌夫木抄九雜部十一入れり。清輔朝臣の判の詞は。松を三葉四葉といふこといかにと難せられしとぞ。現は松のさらなり。槍といふとも。葉の細やかなるものなるは三葉四葉といふこととて。ろ得がたし。その次の條なる。鹽草のところよせん。福草三枝同義として。紀伊伊音相通草よ三莖のよしをいひ。或は三葉四葉といひ。楠よ千枝よとかるくと詠める歌あれども。彼のおほの木みつたの三叉枝の。古書よの絶えて見えざる歟。博物家よたづぬべし。これらの愚考の往つ年。二木よ諾せし事あれども。定かよ考へ得たるはあらねば。何ともいひて過しつる。今茲飛驒人よ訪われし日。彼の二木生が事を問へば。そとなくなりて三とせあまり。四とせよもやならんといへり。死生の流るゝ水のごとく。しむらくも留らば。今よはじめぬ事ながら。さすがよりちも驚られて。なげきの霧のたつもとかなし。この故よ。言のまだ盡くさねども。且相似たるものを舉げて。考据の端をひらくのみ。徐墓挂劍

の微意といはん歟

第十五植物

鹽草附考餘

ある人余は問へらく。炮炙論の注よ見えたる。鹽草といふもの定かならば。前輩發明の辨あることを聞くことなし。これ何等の物よかといはれしは。余答へけるやう。本草の。わが宗とせざる所なり。これらのすぢは。一家をなすもの多かるを。今さら何をかいはば。しかれども。こゝよ放なきよあらねば。足下の爲よ釋かん。本草綱目。詳例雷散炮炙論曰。枚毛。注今置。露瀉銷腫之毒。今按。枚音。鹽草の事明文なし。或は稀莪をもてこれよ當てたり。いまた必然らじ。余をもてこれを視れば。殆鹹草なり。鹹草又鹽草よ作れり。王充論衡曰。周時天下太平。越裳獻白雉。倭人貢鹽草。文獻通考曰。女國在扶桑東千里。食鹹草。鹹草此云安之太草或云一名波末々通赤貝原篤信大和本草草木。鹹草下云。アシタト云フ草。八丈島ノ民。多ク植エテ根ニ充ツ。江戸諸州ニモ。アシタラウ。葉ハ前胡防風ニ似タリ。各三葉ニ分ル。莖微紅シ。小者不酢。微有香氣。本草綱目。二十卷鹽鉄子附録云。扶桑東有女國。産鹹草。似邪蒿。而氣香。味鹹。彼人食之。篤信云。鹹草ハ。アシタ草ナルベシ。八丈島ハ。日本ノ東ニアリ。昔ハ女人ノミアリシト云フ。後漢書東夷傳曰。下々。又并澤長秀俗說辨第三十七卷。これ辨じたり。その説。大和

本草いふ所と相同じ。まかれども。古人鹽草の。鹹草なるよしをいふ。あつこ心つかざ  
 るなめり。あした草の。味鹹まよよりて。漢名を鹹草といふ。炮炙論秋毛の注より。鹹を鹽  
 易へたるのみ。秋毛鹹草。鹽草。鹽草。數名よして一物なり。又何ぞ疑はん。あしたの。八丈  
 島の方言なり。あつ發語したの。まねたるしの略語よもやあらん。古松軒八丈筆記よ。あし  
 た草の畫圖あり。まかれども。寫真よのあらむ。傳寫の手よ誤る歟。虎を畫きて狗となすの  
 たぐひなるべし。件の草の。去年。八丈島八郎大明神。江戸富賀岡。八幡宮の社内よて拜ま  
 れ給ひしとき。夥。陰乾よして齋渡りつゝ。參詣の人よ賣與したれば。認れるもの多かるべ  
 し。古松軒云。八丈島なるあした草の。山々よ生ひ出づること夥し。刈りとれば又生ひ茂り  
 て。四時絶ゆることなし。その莖かむく。土際より生じて。深蒼色なり。島人のこの草を  
 採りて。平生の食とす。中人以上の米一合。中人以下の。麥よまれ粟よまれ。一合をもて。一  
 日の食として。不足の。あした草を雜へつゝ。炊きて食へり。固よ功能ある草よ。彼島人  
 の。病よづらふこと稀よて。齡七八十よ至るもの多かり。神草といふべし。件の草を。伊豆  
 の地よ。まむく移し植ゑたれども。兩三年が程よ。漸々よ薄らぎて。終よ絶ゆといふ  
 といへり。現よさる事もあらんかし。

因よ云。八丈島の。八郎島なり。八郎為朝朝臣。よめてその島あることを知りて推し渡  
 り。伊豆の七島といふも。管領し給ひしかば。その名を負として。八郎島と唱ふるなめ  
 り。八郎をよつちやうといふ。彼島の方言なり。按るよ。八丈筆記よ。八丈の島や女  
 が細かりうたといふものを載せたり。その歌よ云。さぬの竹でも。よつちやうよまかせな。  
 よつちやう。よつちやう。よつちやう。オフサひさめよ。オフサひさめ。古松軒が講  
 べよ。よつちやうの八男なりといへり。あつよの八郎為朝の強弓をいへるなり。かれば  
 よつちやうの八郎なり。今八丈島と書くり假字なり。為朝島渡の事。保元物語三下よ  
 見えたり

又按るよ。和名類聚鈔。草本。草の下よ付け出だせし莖の。音嫌。和名佐木久佐といへり。こ  
 の莖といふもの。あした草なりそのゆゑの。漢名を鹽草といふ。鹽と莖と音通へり。源順  
 氏莖よ注して。枝々相値。葉々相當也といへり。あした草の。數莖土際より生ひ出で。各三葉  
 よよかるものなり。これ枝々相値。葉々相當也といふべし。又彼新撰姓氏録よ見えたる。  
 顯宗天皇御世。宮庭有三莖草。三枝耶連歌之。といへる神草の。三極五葉の莖よあらむ。是  
 も亦莖ならん。されば莖のあした草なるよし。漢籍よも證文あり。論衡。卷之三。云。夫雨霰

吉凶未可定。桑葢之言。未可知也。使暢草生於周之時。天下太平。人采獻暢草。暢草亦草野之物也。與枝桑葢何異。如以夷狄獻之。則爲吉。暢草生於周家。昔謂之善乎。夫暢草可以煖醴芬香。暢草者。將祭灌暢降神。設自生於周朝。與嘉禾朱草蓂莢之類。不殊矣。夫暢草可煖醴芬草。作れり。暢草同韻なればなり。善の殊のめでたき神草なれば。こゝより福草。又三枝と唱へて。いよしへ異朝へも渡されたるならん。枝處よ。その味を取りて鹹草。又鹽草と呼び候じ。或は大廟の祭に用ひられしかば。饗饗の儀を取りて。暢草といふなるべし。王充が暢草の説り。周禮卷十二に「鬯人あり。王志長が註疏を參考すべし。小宗伯に。王崩。大肆以。相鬯酒といへるも。ちまじ。いと鬯呼なれども。さき草の事。十稷秘藏の説なり。又催馬樂。此とのちむも。當みけりさきさきの。みつとよつとよとのつくりせりと歌ひしよじ。顯宗のちん時。宮庭に生ひ出でたる三葉草なり。いとめでたき祥瑞なれば。今この宮殿もどのごとく。福草の三葉生ひ出で。積祥寺瑞に當み給へり。と祝言をうてりたり。たひものなり。三葉よその葉なり。神風即葉よかけたり。あした草なり。必三葉よそのものなり。よりと顯宗紀なる福草。又枝三葉の義を取りて。みつ葉といへり。三葉といふまじり候。西葉とみかねたるのみ。三葉四葉といひは。三葉の事なり。さきさき前草なり。枕草紙に。拾を

云々といひし。感のされて。少彦名命の故事さへ附會し。歌にもさきさきを。拾よじてよみたりし。ふかく考へざりし誤なり。唯契沖が攷。和名鈔の善なりといひしのみ。的れりとするべし。かゝれば。あした草の方言なり。和名らさきさきなり。これを神草とする。と。由来ふりたり。唯皇國のみならず。異朝よと周の時。これをもて宗廟を祭れり。その證は。舊書の各語篇及文侯之命國語用語にあり考ふべし。又善をよめる歌。夫木鈔ハいかにあり久しがるらんかめ山のかもと。松よまじるさきさき。爲家卿。粟津野の小とぞが花は色をへて時志りがほよまじる善。永範卿。前の歌の。またく拾をさきさきとよまれたるなるべし。後の歌の草なるべし。むかし江の粟津原よも。あした草のありけるよ。いぶかし。又雲集集五千よふへき宿のさき草ひき分けてみつとよつとよふかくあやめか。占部無直。新撰六帖六いと又つくりますなりさき草のみつと四葉のさきがたの宿。知家卿。



この催馬樂なる。さき草を取りてよめるなり。この他をほあり。さのみんとて焚せむ。現にあした草の。都人の得見ざるものなるべし。されば和名鈔なる書に。鹽草なりといふところつかで。或は前輩の記を受けて拾とし。或は野邊よさく。秋の草花なりと思ひとりて。かくの歌もよめるなるべし

右の一編ある人よ示しよしを。友人良知傳へ聞きけん。興繼は就きて。見まほしといひしかば。やがて書きつけてつかとしよ。彼人讀みかへしつゝ照頭て。さきくさの事と思ひかけねども。鹽草の。余も亦考へざるよあらむ。さるをそやくも。養笠子よ見つけられたりといひきとぞ。鈴木文。字素行。通稱良知。號陽谷。江戸人。處于神田阿玉池。嘗衛生爲業。倡神農本經傷寒論知名。文化十三年丙子十一月廿一日歿。年五十六。葬于駒込大音寺。愚息興繼。受本經及傷寒論於斯人。余亦見齒列其詞友。言之所以及于此。不得無憾也

第十六植物 正月の門松

鹽尻卷之四 湯武篇云。正月門松立つる事。藤原爲尹の歌。まづが門松といへば。高貴の家。おして朝家よいなかりしよや。今も朝庭の諸門よ。松立つることなしといふ人あり。按むる。藏玉集。年具の歌をのせて。「大内やもしき山の初代草。いくとせ人よふれて立つら

ん。初代草は正月二日。大内よ植うる松なり。門松の事なりとあるせり。廿月二日。大内の御門よ。松立て給ひし事ありと見えたり。これも亦おが玉の木よして。門神よひもろけとり付け侍る事よこそといへり。解云。右よいへる爲尹卿の歌

爲尹卿千首 今朝は又都の手ぶりひさかへてちひろのみしめ賤が門松  
爲尹卿の諸家大系圖六見えたり。權大納言爲氏卿これを頭六世。中將一云大爲邦卿の子。左  
中將正三位。應永中の人なり。一書。應永二十四年正月廿四日歿。爲秀藏玉集も。おなじ時代の歌書  
よて。興書よ。二條攝政良基公小松院のちん注進を給ふよしといへり。按むる。門松立つること  
とい。應永より三百餘年前。堀河院のおん時よりこれあり

堀河百首除夜 門松をいとをみ立つるその程よ春明かたのよや成りぬらん

從三位修理大夫 藤原顯季

又俊惠法師が林葉集六。正月三日。人のもとよまかりたりしよ。中門よ松をたてよ。いれられたりしかば

春よあへるこの門松をよけ来つよこれも千世へんうちよ入りぬる

林葉集の。俊惠法師の家の集なり。俊惠の俊頼朝臣の子なりといへばこれもふるし。又

拾玉集五 我思ふ君がをみかのかもかけの松たつ門の春のけしきよ大將軍  
 拾玉集の。慈鎮和尚の家集なり。右のよみ人。大將軍の頼朝卿なり。その書の五の巻よ。  
 慈鎮和尚と鎌倉幕府と。贈答の歌あまたあり。是のの一うたなり。かゝれば門松の事。堀河  
 のおん時より。連綿として證歌あり。されば公事ならざれば。年中行事などへは入れられ  
 る。故に濫觴の定かならざるなり。推して説をなすとき。往古春正月の朔毎に。宮城の中  
 門外に。大楯槍を樹てらる。大楯の時も樹つれども。年首を宗とむれば。石上榎井二氏の世々掌る所なり。聖武天皇  
 の天平十七年。春正月己未朔。廢朝なり。このとき儀頃。山背なる恭仁京に遷らせ給ひし  
 かば。石上榎井の二氏倉卒して追ひ集まる。及むを。故に兵部卿。從四位上大伴宿禰牛  
 養。衛門督。從四位下佐伯宿禰常人。大楯槍を樹つるよし。聖武紀に見えたり。かやりの事  
 はよし。田舎にて元朝毎に。門戸に松を立て。件の大楯槍に擬したるよし。もあらんか。む  
 かし道次なる石神。或はふりたる樹に注連して。神とし祭ること。皇國の習俗なり。琉球國に  
 らの事あり。琉球  
 事略に見えたり。正月より神を祭り。よろづ祝ものなれば。彼楯槍に換ふるよし。松を用てし。こ  
 れを石神樹神と祭りて。注連引き繞らし。各門に立てたるならん。この事田舎にむじまり  
 工。後は京師に移りしかば。後々までも。賤が門松と歎みたるなり。今も箱根の山家にて

正月門に松を立てて。大きな草を立つ。豊後にもさる處あり。神を立てる處  
 地力といふ。神を立てること。惟宗孝言の詩句より起る歟。本朝無題詩卷五。長齋之  
 間。以詩代書。呈江才子。惟宗孝言

占期百日潔齋處。正月春中閉四堵。持案法華應聖緣。鎖門賢木換貞松。近來世俗。皆以松押

西方晚觀遠無息。南无曉聲令不慵。戴土石山君所樂。我猶致信是金峯。門戸。而余以三寶本

齋戒のをりなれば。神をもて。松をかへたるよしなり。それらの事を傳へ聞きて。田舎

にも。齋する家は。神を立てたるよしより。それさへ例とありたるもの歟。養草を立てる

も。は玉まぢりて。清淨を宗とせるなるべし。挿り刺し入るゝなり。俗挿又挿は作る。孝言

の注に。世俗皆以松挿門戸といへば。門松もえじめの節分の終の如く。小松を門に挿み

たるや。は聞ゆれども。既堀河百首。顯季卿の歌。及林葉集俊惠法師の歌。門松を挿み

つるとは。或はこの門松を挿みけ。つとよみたれば。今と異なるべくもあらざ。小松を

門に挿む家も。今稀あり。挿の字よりて疑をなまべらる。

第十七植物 三浦平松 國時天道松 附出

相模國三浦郡。一色村にふりたる松ありけり。土人これを平松と唱ふ。松のある處。守渡

浦賀路を十五六町なるべし。近きころより、件の松は靈あり。祈ればよろづの病著平愈  
 まとして。近郷の人のさらなり。江戸より詣るも亦多かり。その詣るもの。線香を樹下よ立て  
 黙禱す。願事成就の日。各芝を執る。小幟を建て、賽せざるものなし。小坪の漁夫等。  
 海の幸なまるとき。この幟を借りて。その船はたつれば。究めて獲多しとなん。松の前面なる  
 瑞山の裾。いとわびたる茶店ありて。線香を驚けり。眼を病むもの。この樹の虚なる水  
 を乞ひ得て。竹筒はたくこへ。携へかへりて。眼を洗へば。果して應驗ありといふ。原この松  
 陰。山王の禿倉あり。更一件の松を齋祀て。平松權現と號く。丙子の初冬。余の興繼は扶掖  
 れて。江島遊べるかへるさ。目撃する所なり。木たちのさま。よのつねの物として。守渡  
 の千貫松より似るべくもあらむ。妙繁からで。只向上るむかりなるを。なごて平松となづ  
 けん。むかひて左なる大枝は折れたり。二十とせむかりさきの年。雷の落ちたることあ  
 りけり。そのとき折られたりといふ。茶店の翁が問をかたりいとをかし。然らばなほそ  
 の頃。この樹は靈のあらざるなめり。現は數百年なる物とい見えむ。いかなる草鞋大王  
 が。凡夫の爲は福ひして。飽まで齋ままつられけん。生物識のみなしき。いと解しがたき  
 ことよぞありける。以下係三千  
天道松

豊後國國崎郡富永村。一株の壽松あり。土人名つけて天道松といふ。この松名たる古  
 樹なれば。又その地は守りして。天道寺と唱へたり。傳へ聞く。むかし郷士は田邊氏あり。子  
 孫の後榮を天つ神は祈りつ。手つから植ゑたる小松なん。この松よりありける。そが末  
 葉。田邊文通稱主計てふ弱冠。いぬる乙亥の夏より。秋のなかばまで。兩子寺の住持。兼  
 圓法印は俱して。志むく弊屋は来つるものなり。文かねて。件の樹の下。碑を立て。ま  
 くほりま。よりて余は。彼松の由来を告げて。その歌を乞へるものから。當りがたきことな  
 れば。頼ぐうけも引かざりし。彼人歸國の後々も。なほ郵書もてねもころよ。乞ひ求むる  
 こととむめのごとし。竟は推辭は言葉なければ。件の松の由来を略記し。拙詠一考たを創  
 しつつ。とるく。豊後へつかとし。詠草左の如し。

天 道 松 記

豊後國國崎郡富永村を、むすつ松のあり。田邊氏の遠つおや見孫の  
 けくを天の祈り手は、植ゑたる木なり。これ年々世々累り  
 まるふ松も、うもつとも志けを、つら枝九か、かきしれ、をより、  
 入等との地を天道寺と守り、その樹を天道松と唱ふ。今茲田邊の  
 やりから謀らひつ石を松の側か立ち、標とほし、祖先の徳を仰ぐ  
 まる。

植ゑよ、梨世の、枝の、富永の松  
 文化丁丑秋日 荏土 曲亭龍澤解題詠并書

富同故書下集

富永村の名よしおひて。親族九軒よわかるといふ。いと羨むべき榮ならむや。さればとして恥かきやかしき筆すさびを。設け賣弄するよあらむ。かくまでめでたき松なれども。速き境の事をなれば。ありとしも人しること稀なり。およそ人の子孫として。その祖を仰ぐ真實こころ。誰もかくこそあるべけれと思ふむかりよこころよ出だしつ

第十八植物 山牡丹 山橋 附出

山牡丹の。苑圃中よ植うるものとかなじからむ。我邦よこれなしといふものあり。しかれども。煙霞綺談四卷云。遠州秋葉山の麓。いぬの川の上ある。京丸といふ小村の斤邊り。嶮なる山の半腰よ。大木二本あり。その一本の。速くより見る所。凡四圍許。又一本は二圍もあらんかし。初夏よ花開を見れば。その色白く。徑尺許よ見ゆるなり。これ牡丹なりといへり。ちかま比。その村なる人よ問ひけるよ。これまざれもなき牡丹なりといへりとしるせり。鈴木素行神農本經解故八卷云。本邦牡丹。無山生者。惟遠江州山中有之云。未詳といひし。彼京丸なる山牡丹を反よ傳へ聞きたるなるべし。按ざるよ謝肇湖云。五雜俎 物部二余在嘉興吳江。所見牡丹。迺有丈餘者。開花至三五百朵。北方未嘗有也。かゝれば唐山よも。牡丹よ巨大なるもの。罕よありと見えたり。我遠江なる山牡丹も。をら言ひてあらぬなるべし。又

堯憲深秘抄よ。山橋の牡丹なりといへり。是よりして後。萬葉集よ牡丹の歌ありといふものさへあるのこころえがたし

萬葉集四 足引之山橋乃色丹出而語言繼而相事毛將有 春 日 王

同第十九 比雪之消遣時爾去來歸奈山橋之實光毛將見 大伴家持

同第二十 氣能己里乃由伎爾安倍五流安之比奇之夜麻多知波奈乎通刀爾通彌許奈

けのこりの。頃日なり。雪よあへてる。萬葉略解社よ。相照なりといへり。つとよつみこなを。家裏よ摘米なり。こゝよいふ山橋也。藪柑子の事なり。大和本草。卷十一 草木部平地木の集解よ。遵生八牋。畫譜。濟世全書。及古今集榮雅が注を引きて。俗よいふ藪柑子なりといへり。しかれども。大醫博士深江輔仁。深江。日本紀略作三深根。見三職聯 紹。延喜十八年戊寅九月十七日條下本草和名卷上云。牡丹。一名鹿韭。一名鼠姑。一名百兩金。出三錄 數注一一名白朮。出三釋 數注一和名布加美久佐。一名也末多知波奈といへり。かゝれば。深秘抄なる説を。僻事としもいひがたし。かくいへども。同名異物。和漢よ多かり。右よ録せし。釋性よ。牡丹の一名を白朮といふ如し。彼一説よ泥むもの。萬葉集なる山橋を。牡丹なりと思ふたがへり。この他。古今集。三新撰六帖 六夫木鈔。八等よ見えたる山たちむなの歌も。皆平地木をよみたるなり。こゝ萬葉集を。よくも見ざるもの。爲よいふのみ。牡丹よふかみぐさとい

いんこそ。正しき和名なるべけれ。今さまぐなる異名を負ひするのうるさし

夫木鈔ハ夏木たち庭の野すちの石のうへよみちて色こきふかみぐさ哉

慈鎮和尚

この他。ふかみ草を詠める歌あまたあれども。連歌のみ。宵柏が「春さかぬころや花のふかみ草。獨その名を擅せり。牡丹の皇國よても。いよしへの藥劑のみ用ひて。花を弄ぶこと聞えぬ。大治保延のころなどより。宮中よも植ゑさせ給ひけるよ。詞花集一。新院位よかひしまし。時。牡丹をよませ給ひけるよ。よみ侍りける。關白大政大臣

「されしよりちりそつるまで見し程よ。花れもせよとつうへよけ。牡丹ハ。牡丹をよませ給ひけるよ。よみ侍りける。關白大政大臣

かけてよみ給へり。右のよみ人關白大政大臣の。藤原忠通公なり。當時新院と唱へ奉りし

と。崇徳院の御事なり。又本朝無題詩卷之二藤原通憲少納言が。牡丹の詩よ云。唯惜飄々風

底色。不堪二十日間粧これらの詩歌の。白居易が詩よ本つくならん。長慶集を考ふべし。か

れは牡丹草てふ名も。由来ふりたり。又同書。大江匡房の牡丹の詩よ云。對花日夜倚欄

干。再三沈吟隣牡丹。法性寺殿忠通の歌の。右の兩詩句とものづからよ合へり。前後ありと

いへども。皆同時の人なり。匡房の。馬羽院の天仁二年七月五日。忠通公の長寛二年二月十九日。通憲入道。平治元年十二月九日。田原の東大講寺の坑に墮れて。次の日は散さる。又本

草綱目。牡丹釋名。李時珍云。以色赤爲上。雖結子。而根生苗。故謂之牡丹。本經解故。卷八載通志

略云。古言木芍藥是牡丹。牡丹初無名。故依芍藥以爲名。亦如木芙蓉之依芙蓉以爲名也。唯

これのみならず。古人既よ。唐李綽尚書古實。歐陽永叔牡丹譜。劉公嘉話。鶴林玉露。五雜俎

等を引きて。牡丹の事をいふもの多かり。今贅せを或いふ。牡丹の唐の武后の時より。盛

なりぬといへども。花よ五色を出だし。宋よ至りてなりといへり。按ざるよ。宋范景

仁爲李才元。題蜀中花圖詩小序云。香故難畫。藥亦不露。工人非特減其圓耳。去年入洛。有獻

黄花乞名者。潞公名之曰女直黃。又有獻淺紅者。鎮名之曰粧紅。二花洛人盛傳。然此花樣差

小。就洛陽求接頭。若得二種。在其間善。載三子事。文。後集三十一。當時の諸名公。韓持國。司馬君實。范

堯夫等。次韻の詩あり。又張助の贊牡丹の詩あり。咏。物詩選卷之七よ見たり。或説これらよ因りていふ歟。しかれども西

陽雜俎卷十九云。牡丹前史中無說處。唯謝康樂集中言。竹間水際多牡丹。成式檢隋朝種植法

七十卷中。初不記說牡丹。則知隋朝花藥中所無也。開元末張士淹爲郎官。奉使幽冀。廻至汾

州衆香寺。得白牡丹一窠。植於長安私第。天寶中爲都下奇賞。又云。興唐寺有牡丹一窠。元和

中著花一千二百朵。其色有正暈。倒暈。淡紅。淡紫。黃白檀等。獨無深紅。又事物紀原卷十牡丹下

云。至德中。唐肅宗馬僕射。又得紅紫二色者。移於城中。青瑣集有隋朝海山記。中得牡丹品甚多。

かゝれば隋の時。尚牡丹は雜色あり。唐の時。黄花淺紅なしと思ふたがへり。但深紅のものなしといふと一定ならん歟。清の康熙中より。綠牡丹黒牡丹さへありとなん。見池北偶談卷五二十造化も人の好むまゝ。工を盡さざることをなし。まかひあれども。社なるものも必衰ふ。元明に至りては。洛陽は牡丹聞ゆることなしといへり。五雜俎物部本邦にても。近世牡丹を鐘愛すること盛なりしかば。種々の異名さへ負ひして。吟味せざるものなかりき。されば寶永の比に至りて。この花を弄ぶこと。異朝唐宋の時。譲らむ。當時春桃散人といふもの。牡丹論談一卷を著したり。こゝ寶永八年二月上旬の事なり。撰者の自序に云。春日の夕ぐれにさへなりぬればと讀みたる人。その花のふかみ草をしらぬ類なるべし。まこと紅白相まじへて咲き出づるさま。近來の人舉りて樂とせざることをなしといへり。かくてその書に志せる牡丹四十三種なり。花毎に注釋あり。詳にして且盡くせり。卷尾に牡丹花名四十三色也。獨遊軒無會と寫して花押あり。花合の會主なる歟。當時の流行想像るべし。寛永の巨翁。元祿の百椿。ちかくは寛政の橋。昨今の牽牛花と。異なることあらじかし。おもふは歐陽氏牡丹譜に載するもの九十餘種。こゝ錢思公が嘗輯録しつるものこそあなれ。花品叙して。永叔が視を經る所。人の稱するものを取りて。纔に二十餘種を出

だせり。かゝれば我寶永の四十餘種。定は寡きよあらむ。寶永を真盛にして。この花漸々衰へたり。さばれ余が總角のころまで。駒込のあなた。西が原てふ處。茶器を鬻ぐ。牡丹屋とかいふもの。別荘に多く牡丹を植ふしかば。俗に牡丹屋敷と呼び敬したり。そが家號を牡丹屋といひつるも。牡丹を愛するよりてなるべし。これももや夢と覺めけん。今と彼處。さるものありとしも聞えむ。海内の名産輻湊して。よろづの文しからぬ大江戸なれども。今にして牡丹の生花を見んこと。三千歳一たび花さくといふ。優鉢羅花よりもかたくなりぬ。明の謝肇淛が洛陽の牡丹を論じて。氣運有時而盛衰耶。といひけん宜なり。今の俗に弄べる牽牛花も。亦復かくの如くならん。花卉の樂み。志を移しつ。可惜日を消さん事。小丈夫の所爲よしあれど。彼も一時なり。此も一時なり。かくいふも。後の昔ぞ。さめやすき。千原の花の色よりも。うつると人のこゝろならむや。因にいふ。この兩三年來の刻本。牽牛品。及朝觀通を閱する。異様雜色。數十種を載せたり。しかれども黒牽牛はさらなり。黄花も亦稀なり。好むもの。云。今年真黃處々に出つ。これ未曾有の奇品なりといへり。按ざる。元祿三年の印本。俳諧物見車の巻端に。朝觀は黃あり白きありといふ腰句を出だして。當時の俳諧師。似松。晚山。言水等數人

一。上の五文字をおかせたる。似松と末の世や云々。常敬の僧いか云々。我黒と時世  
 かな云々。晚山の蝕の夜や云々。と五文字を冠らせたり。又如泉の。當分の五もじ置きか  
 ね申し候と辭し。言水の朝靨は黄なるを稀なりとのみいひて。五文字を置かむ。方山の  
 返答もせざりしよしを。その名の上は注したり。この事の北條團水が牘牛は飽まで辨  
 じたれども。こゝは要なければ贅せむ。よりて思ふ。天和貞享のころ。牽牛花の流行せ  
 しことあるなるべし。もしまからむ。黄花の今も稀なる。當初あるべうもあらむ。あ  
 らむを黄あり白ありといふべからむ。元祿の椿白椿譜今をほあり。賢永の牡丹の。牡丹  
 論談は輯録し。寛政の橋の。橋品論とかいふもの出でたり。只朝靨のみ。當初書きおける  
 ものを見む。今。朝靨をめぐる人。こゝらも考索ありやしらむ。縦。今よして真黄なるも  
 のを得たりとも。元祿以来の二の町なり。彼隋唐の世。牡丹は黄花淺紅のものなして  
 いへると同日の談なるべし。件の物見車。柳洲歩雲といふもの。獨吟の歌仙を。當時高  
 名なる俳諧師。二十餘人判を乞ひ。これに自評を加へつ。その巧拙を辨論せり。團水  
 が牘牛。物見車の返報なり

第十九植物

人參和名考 並註

人參又作二。本草和名。和名加乃爾久佐。一名爾已太。一名久末乃以といへり。和名無二一  
名爾已太一  
 前輩の説。いよしへの皇國は人參なし。當初人參と唱へたるは沙參なり。故に和名を熊  
 の膽といふ。その味。苦惡なること。彼と等しきよりてなりといへり。又苦參といふ  
ものもあり 沙參は。  
 和名鈔に載せざれるなるべし。まかれども。本草和名に沙參あり。和名詳ならざれども。古  
 より沙參のちのづから沙參なり。俗よといふこといふ。又  
つりかね草と云ふ 按むる。續紀。聖武 天平十一年十二月戊  
 辰。渤海郡王欽武が。渤海此云不加民。  
舊名高麗國也此 調獻りし。方物四種のうち。人參三十斤あり。高麗より  
 人參を渡ししこと。國史に見られたる。此御時をむじめとす。彼處の人參をかりし世は  
 熊野葛城など。我邦山生の人參を用ひられしなるべし。又彼一名くまのいのの義は定か  
 ならず。今試しこれを釋かば。くまのいの高麗參の義歟。くとおと音通へり。いととしと横音  
 亦かよへり。又高麗醫の義歟。醫はくすりなり。醫師をくすりといふが如し。音訓りあまか  
 して唱ふる。こと。中葉よりその例多かり。かゝればかのよけくさ。又よこたの。本邦自生の  
 人參なり。又くまのいの。高麗なる人參の和名もやありつらん。又彼熊膽の義とするも  
 のを助けてこれを解くといふ。皇國にて人參といふは三種あり。その一種は。節人參是な  
 り。此節人參といふもの。その葉并は似て。細根多かり。山中陰濕の地は自生。今これ

を鬚人參と唱ふ。節人參はその根なり。大和本草味苦くして。氣を泄すものなり。故に和名して。熊の膽といふ歟。こゝ人參に代へて効なし。又かのよげ草。一名よこゝと唱ふるもの。真の人參なるべし。何となれば。今も紀伊なる熊野山。大和なる吉野山に生ふる人參の苦味なし。薬店にて鬚く。節人參とおなじからむ。その苗を薬園中に移し植うれば。年を歴て三椏五葉を生むといふ。熊野山最善。その辨。伊勢松坂なる。松本元治が。鬚人參種植法といふものに見えたり。採參製方。略文なれども趣あり。よしや朝鮮の種人參に及ばざりともその效なしとすべからむ。かゝれば熊野吉野の兩處より。いよしへより山生の人參あり。只多からざる故に。人これをいひむ。節人參と相混じて。真偽を辨むるに及ばざりし歟。和名も共に相混じて。人參の一名よ入れられたるよやあらん。譬へば。本草綱目卷之十二。人參の氣味を録して。甘微寒。無毒。別録曰。微温。吳普云。神農小寒。桐君。雷公。苦。黄帝。岐伯。甘無毒。といへるが如し。上古異邦の良醫。各人參の氣味を辨じて。或は甘しとし。或は苦しとす。その苦とするもの。節人參をいふ歟。その甘とするもの。真の人參をいふ歟。氣味混雜。今よして判べからむ。こゝをもて余の。上古より皇國に人參あり。そのくまのいといふもの。高麗參歟。然らむと節人參ならんと思へり。されば。秦の徐福。神藥を求めつ

。竟に熊野に米住りしといふ。この事國史より載せられむ。古俗の臆度よ出つるものから。そのよしなしとすべからむ。或云。紀伊國熊野山下。飛鳥之地。有二徐福墳。又熊野別宮東南。名三蓬菜一山。有二徐福祠。當初徐福が稱へたる。蓬菜の神樂に。熊野に生ふる人參ならん歟。これも亦しるべからむ。件の方士が海に入り。蓬菜に赴きて。神藥を求むといふ事。史記卷六秦始皇帝本紀。二十八年及三十七年に見えたり。徐福史記。又徐福が海東に止りしといふ事。後漢書卷七十五東夷傳。倭國の後よいへり。後漢書。此。美洲及西洲。これ徐福が止りし處なりといへり。並に日本の海島を指すのみ。つれの國なるをしらむ。昔舶来の藥物なき時も。良醫のわづから良醫にして。治療の事を缺ざりけん。上世よこ文字なくて。方書の傳らざるを遺憾とすべし。又神農本經解故卷四。人參の和名解を集録して云。人參。和名加那尼傑古察。搗囊鈔。譯曰鹿胎草。藍水譯曰鹿逃草。大洲譯曰故逃草。又曰香逃草。大洲曰。人參歷年者有香氣。枯時土皆有臭氣。故名香逃草。一名古馬那衣。白石譯曰神草。秀菴譯曰熊膽。未知孰是といへり。諸説銜着して。多くのらむ。香の耗とこそいふなるよ。香の逃るといふこと。雅俗並にいふべくもあらむ。又故に。人參をおとるよといふ事實なく。臆説なるべし。鹿胎草も亦おなじ。麋鹿の芻を吞みて反出し。又これを齧を齧といふ。さる故事に人參よ。これあるよしを聞ざるなり。しからばいづれを是とすといふよ。余をもてこれを辨すれば。鹿逃草を的實



とすべし。さばれ書を引きて。その淵源を諱らあらねば。これも亦偶中は似たり。按むる  
 一。梁書<sup>五十一</sup>列傳<sup>第四十五</sup>阮孝緒傳云。阮孝緒字士宗。陳留尉氏人也。父彥之。宋太尉從事中郎。孝  
 緒云々。後於鍾山聽講。母王氏忽有疾。兄弟敬召之。母曰。孝緒至性冥通。當自到。果心驚而返。  
 隣里嗟異之。合藥。須得生人髓。舊傳鍾山所出。孝緒躬歷幽險。累日不值。忽見一鹿前行。孝緒  
 感而隨後。至一所。遂滅就視。果獲此草。母得服之遂愈。時皆歎其孝感所致といへり。むかし  
 天朝の博士。この故事を引き出して。人參の和名を取れり。逃の字は味ひあり。右の滅の字  
 とむかへて見るべし。阮孝緒は。鄉導せし鹿は滅せて。そのほとり。人參を獲つるによ  
 り。和名を鹿の逃草と唱へたるなり。人參の漢名くさくさなれども。彼處の名醫。博士等さ  
 へ。この故事を漏らし。といかよぞや。その至孝と。鍾護の奇效と。繞り和名を取られし  
 也。阮孝緒が幸ひといふべし。又一名を爾已太といふよし。人參は人形なるもの。神あり  
 といふを取れり。爾已太はこれ似兒草なり。左と太と横音通。久佐の響即太なり。李時珍  
 云。人參其根如人形者有神。又云。人參似人形者。謂之孩兒參。<sup>本綱</sup>といへるは合へり。これら  
 の證は。萬葉集<sup>一</sup>。人參の歌あり。歌よこ似兒くさよめり。是則人參なり  
 萬葉集<sup>一</sup> 蘆垣乃中之似兒草爾故余漢我共咲為人爾所知名

五雜俎云。  
 千年人參。  
 根作人形。  
 千年枸杞。  
 根作狗形。  
 中夜時出。  
 避賊。煮而  
 食之。能成  
 地仙。然二  
 物固難遇。  
 亦難知也。  
 見卷十一。

歌のこゝろと。廣五行志曰。隋文帝時。上黨有人。宅後。每夜。聞人呼聲。求之不得。去宅一里  
 許。見人參枝葉異常。掘之入地五尺。得人參一如人體。四肢畢備。呼聲遂絕。<sup>本綱</sup>又抱朴子。<sup>外</sup>  
 枸杞千歲。化為蒼狗。人參千歲。化為小兒。などいふ事あれば。これらの故事を取れり。蘆垣  
 の。藥園の籬笆をいふ。小兒の人を見て。よく咲むものなり。よりて此藥園の垣の内なる人  
 參も。小兒となりつゝ。われから咲みて。人よなしられと。と誠めたるなり。よこ草といふ  
 をかきおて。よこよかとつゞけたり。爾故余漢の莞然なり。これ疑ふべくもあらぬ。人參の  
 歌ならむや。一説は。よこ草を類草と釋し。萬葉集略解<sup>十一</sup>よこ。和名鈔なる歲經。<sup>和名</sup>これ  
 よよといへれど。共は從ひかたし。又

同書第十四 安思我里乃波古彌能彌呂乃爾古久佐能。波奈都豆麻奈禮也。比母登可  
 受彌牟。

安思我里の。足柄なり。峯呂の呂の助解なり。野を野良といふが如し。人參の。人形なるを  
 貴めるものなれば。土偶木偶を。似兒草よよせて。箱根の箱といはん爲なり。箱といふよ  
 りて。紐解かぬ寐んと詠みたり。花都豆麻の。一説は。花つぼみと釋し。略解は。下の豆も  
 じを衍文と見て。花妻の。實ならぬ咲めるの幾といへり。孰よまれ。似兒の幾よ害なし。又

人參の箱根は生ふるものならむと疑ふものあらん歟。彼節人參てふ物の。彼處よなしとすべからむ。只箱根を詠めるより。似兒とつゞけ。似兒草といはん爲。箱根よみたるなれば。こゝらの穿鑿は拘るまじき事なり。又

同書第十六 所射鹿乎認河邊之和草身若可倍爾佐宿之兒等波母

所射鹿乎認イユシノカハベノ河邊之和草コノクサノ身若可倍ミカキカヘ爾佐宿之兒等波母ニノコトヲハハカヘ。五年春二月。按獵于葛城山。云々。于時頃嵯直來。欲噓天皇。天皇用弓刺止。舉足踏殺。といふ故事を取れり。こゝの鹿とありても。シシとよむべし。舊按よしかと点せり誤なり。吉野葛城山。人參の生ふる處なり。よりて雄略の故事よよせてよめるなり。和草の和の假字なり。歌のこゝろの。雄略の皇后。懽媛皇女。天皇を諫めまつりて。舍人を救ひ給ひしことあり。雄略記。そのおん功德。人參の病者を救ふ等しとまりさん。これらのよしを思ひよせて。かくの詠みたるなるべし。佐宿之の佐の助辭なり。兒等の女子をいふ。こゝよ皇後の車駕は従ひまつりて。葛城山は赴き玉へるよしなり。草といふよむかへて。身若可倍よとよめり。この歌。古今六帖六帖の身わかきうへよとあり。宣長の身わかきかひよと釋けるよし。略解よいへり。同書よの齋明紀の御歌を引きたり。言葉の似てこゝろ異なるべし。

し。和草を。わかきとよむべしといふ説あれども。似兒を女子よよせて。彼皇后のおん績を詠めるなれば。和の似兒なり。此歌。生漢シヤンこゝろもて聞くとさそ。酉陽雜俎卷十九に載せたる。天名精一名ままたかな。宋の劉愷が故事よやと思ひ恨ることもあるべし。天名精。一名鹿活草。本草作一名劉愷草。國俗のあのにしり草。本和やぶたむこ。若水本など唱へて。人參よむ似るべくもあらぬ草なり。又

同書第廿 秋風爾奈地久可波備能爾故具佐能二古餘可爾之母於毛保由流香母

こと七夕八首と題せし一うたなり。人參の水邊は生ふるものならむと疑ふものもあらん歟。人參の山澤濕地を嫌ひむ。好みて巨樹の陰ありて。よく生長するものなり。説見二本。吉野の溪澗方。固よりその所なり。故なくて川澤汀渚よよめるよあらむ。可波備の河邊なり。備與邊音相通。こゝよ天漢をいふなり。吉野山の麓。天の川と唱ふる處あり。この歌よかなへり。空海の行ひし處よて。故たる地名とぞいふなるたづぬべし。天の河の。吉野山の西。五色小原の東あり。こゝよ辨天堂あり。天の河の。又人參の陽は背き。陰は向ふ神草なり。よりて七夕よみ合したり。されば。似兒草よ女子の義をよせて。靡く云々とよめり。二古餘可爾。牛女相見て恍ぶ貌。前よもいへる莞然なり。抑この四歌の解の。愚按と前輩の説と。故らよ銜着すなれり。なほ信けざるも

のもあるべし。余の唯似兒草の義を解かんとて。しれたる事も諄々と言長やかよなりたり。右萬葉集なる似兒草の。人參ならむといふものなく。かくまで證歌明白なれども。後々に至りては。こゝろ得がたき歌なきよあらむ。されば。又

れく霜は枯れしけらしぬ足柄の箱根の谷ろは茂るよこ草

衣笠内大臣

あし垣は中のよこ草まぢうくて茂る思ひのほとと志らぬん

大納言爲家卿

新撰六帖六

河風もあらうつ夜半はよこ草のよこくたよほる波のまどおた

三位入道知家卿

よこくさをつむやかるとれめを何らとあらたを見まのよまじやのせん

左京大夫行家

又作信實

いうよしよかたに生ふるよこ草乃よこくとのといえよあひ見ん

右大辨入道光俊

右の歌。また人參をよまれたるよして聞えむ。さしも名たゝる歌よみたちよおのすれは。なほよしある事よ。こゝろ得かたし。是も亦舊の如くて。似兒草の義を得考へむ。斯

くよまれたるもの歌。よきて河風のあら立つほとり。蘆荻とよもよ生ひ茂る人參ありとしもおもほえむ。況や。その葉を摘みとりて。茹てたうべることとあらじ。萬葉集なる似兒草と。後々のよこ草の。彼江南の橋の根なる類よやあらん。そのよとまれかくもあれ。萬葉集よ歌あれは。古より大御國よ。人參自生せしといふ。亦是一の證なり。むかし人參ありといへども。世間は稀なるのみ。有りかたき聖の御世よ。生れあひ奉りぬる福の。今この物の得やすきよも。よく思ふべき事なるべし。かくまでめでたき神草なれども。詩よ賦し。歌よよめるもの。いと少きを遺恨の事なり。よりに年来これ彼と。和漢の書ども渉獵るものか。あさりかねてかくぞよみける

吉野人參 見ぬるさ乃花とも何きよしの山かのよけ草をなやもたつねん

熊野人參 くほをとる春のみくま野よこ草乃かふてふかひよ山もよみつゝ

歌の得意よあらねども。余の郭隗よりとじむるのみ。諸賢是より詠歌あらん歟。又から歌の和歌より稀なり。われのみならで清人なる。王士禎もこの事をいへり。唐詩紀事より見出だしとて。そが隨筆よ載せたりける。段成式求人變詩云

少賦令才猶強作。衆賢多失不能呼。九茎神草真難得。五葉靈根許惠無

周錄遺柯古人護詩云

人形上品傳方志。我得真英。自紫園。慙非叔子空持藥。更請伯言當細看。高麗人參譜有讚云

三極五藥

背陽向陰

欲求求我

根樹相尋

陶弘景注云。椒音賈。樹似桐甚大。陰廣則多生。采作甚有法。今近山亦有之。但作之不好。陶が説く李時珍が綱目十二に引きたり。名醫別録に於てたるならん。たづぬべし

第二十植物

草本身體同訓考

此編多言人身體。而收之草木部門者。蓋從其類也

老氏曰。道可道。非常道。名可名。非常名。此空洞靜默之教耳。若夫自非造化陶甄萬物。聖人名之之妙。何由指事造形用辨牛馬哉。故有物必有名。有名必有原。物則物。而名之者人也。人取而名之。人亦取而呼之。人人日相呼。不知所以名之。譬如匹夫不知其祖之所出。動物不知其名之在我。雖則不知之。非今之急務。是以措而不省者。比比皆是。昔者齊部宿禰。撰次古語拾遺。深江博士。輯錄本草和名。至源能州和名類聚最備矣。而若彼三書。唯足知其和名。未嘗足諦其基本。天下昇平二百有餘年矣。文化失闕。鑿說之勉。於是乎釋名書出。而其書雜以他事。未得見如郭璞註爾雅。劉秋孫釋名物也。其他曲學暗記者。釐字形。以辨事物。博會故事以釋

名義。非但不知古人格物窮理之深。亦唯恣嗤笑於大方。可謂謬矣。愚竊以謂。人之形體。命之以草木。所以然者何也。蓋萬物生於水。水之所遊。必生土。土之所厚。生草木。有草木然後。人倫鳥獸生焉。故草木。以土為命根。人倫鳥獸。以草木為食。由此觀之。草木動物原同根。古人命物之妙。於是可知也。雖然淵源溥然也。未嘗有筆之於書者。先哲既闕如考據。以臆度不可談悉。解也何者。敢欲坐井窺天。而所發明。聊以釋其義。雖不足示人。推一理涉萬理。則思過半矣。但所輯錄不廣。所稽攷未悉。姑存稿以備遺忘

目芽也。

和名芽。並和名免。

目之言視也。明也。眼目雖明。非藉太陽。不能視物。猶草木之芽。非遇陽春清明之節。則不能萌也。以此目芽並訓免

鼻花也。

鼻花。並和名波南。

鼻之為言端也。兒之生于子宮。形貌端於鼻梁。草木之結子也。非花則莫有之。其義亦同

齒葉也。

齒葉。並和名波。

齒之為言蕃也。齒牙脫落。如秋葉一般。曾有松柏能堪霜在。人亦有似之。老而齒牙堅固者。其命亦隨長矣。是故齒訓與波比。

類。各祝延年。然後食之。命曰齒固。齒固。此云波加多免。以齒為葉也。國俗每遇春初。令巨斝固。飾以松柏

口朽也。

和名久知。

言出於口。駟亦不及。物入于口。無不化也。竹木朽蠹亦與此同。有不朽而化。

化而為土石者哉。以故口朽其訓同

耳莢也。耳和名美。與音。和名木乃美。木耳即木菌也。人耳與莢形相似。因並和訓美。美之幾之也。美與幾橫

音相通。幾之聆也。但於莢添一木字以分別焉。木耳。俗訛言木久良計。即木海月也。又菌背。

和名多計。俗又譌作背。因謂之木乃古。即木苔也。按背音戎。聚貌。又亂貌。背母草名。背背

草盛也。非其義

頰頰穗也。頰和名加保。頰和名保。總和名保。禾美惡係于其穗。男女美惡在頰頰。因茲並訓保。加保之言貌穗也。

頰頰猶五穀之有穗。又一說。保之為不久武之不。凡五穀之穗。未出外皮者。猶如含哺貌。其

義亦通

首株也。首和名加字倍。俗云久備。株和名久比。俗云加武。首頭氣之所集。根株猶首頭也。但草木倒生。上下異焉耳。故人載其

首則死。草木斷其根。不亦活。加武與加字倍。久備與久比。其訓相近。凡戴頭之物。謂之加

武冠弁。和名加武。武里。被蒙同。上益和訓所因。取義於根株者乎

身幹也。身和名美。幹和名美。人之一身。猶一幹木也。由此和訓同。幹謂之身木。添一木字。以判人樹也。

體亦幹也。體和名加武。體和名加武。體和名加武。體有形總稱。幹竹木總名也。因茲並訓加武。羅其言加羅者。辭之省

也。又五穀枯莖。亦謂之加羅。即穀也。人馬死體。亦謂之加羅。又謂之南記加良。即亡散也。只

於稻麥。謂之和良。即莖也。加與和橫音相通。和羅亦加羅也。加羅加禮也。羅與禮音通。加禮

枯也。其物雖死。尚有六散在。取草木枯槁之義。以為加羅。又按。設者堅剛也。唯於穀為柔。和。故和

肢枝條也。肢與枝條。和名並往。人之四肢與樹之枝條相似。是以和訓同。字亦相似

手亦枝也。手枝並和訓往。氏與衣。橫音相通。訓義與肢枝同

指亦條也。指和名由比。條和訓衣。人指猶枝之有條。由比之言條躬也。條躬。此云衣美。由衣音相通。比與美橫音亦通

足粒也。足和名安志。粒正字通。粒音職。與粒通。又拉下云。俗。人同行曰粒。和訓多知。樹腰曰木多知。安與多。之與知橫音通。木多知即樹足

也。衆木之立。猶人並立也。故並曰安志。即多知也

脛莖也。脛和名波岐。莖和名久記。和名鈔載釋名云。脛。胡定。莖也。言似物莖也。今按。波岐之言膚莖也。膚莖。此云波也。久記

音訓同義。可以徵也

腓。肥也。腓和名無良。腓音肥。脚腓也。肥和名鈔載釋名曰。木枝相交下陰曰肥。音越。和名古无良。

今按。古無良之言樹叢也。人脚腓亦在兩足相交下陰。由之共訓古無良

蕪梢也。蕪和名安南。梢和名古須也。一云木乃字良。蕪與所同。梢一作抄。草木倒生。木抄猶人所也。因茲和名同。南與

乃音通。安南字良即足裏也。物所彈於上之處曰字良。季秋落葉。謂之字良加禮。即抄枯也

勝杖也。勝和名萬多。杖和名萬多布里。兩股間曰萬多。樹歧似之。又謂之萬多布里。布里態也。猶木立曰木態也。

即杈極也。杈極沙路二音。並見二和名鈔。杈極。一云木乃萬多。俗云杈萬多。再按。左右曰萬天。曰布利。譬如兩路曰萬多布利即有二左右之義也。

右讀萬天。多與天通。萬多布利即有二左右之義也。

膚核也。膚核並和名波陀。和名鈔核和肌膚似之。又謂之波太。

臂杆也。臂和名比知。杆和名比知記。一云比知太。杆音鷄。承衡木也。臂肱似之。因同其名。

毛草也。毛和名計。草和名久佐。計與久佐之久。音相通。扶助語也。猶挾野挾山。入佐選佐之佐也。頭毛讀為

加美乃計。上野亦讀為加美通計奴。文選斑固兩都賦。華實之毛。則九州之上腴焉。註。毛謂

草木蕃滋如毛之生於皮也。後漢馬融傳。融廣成頌云。其土毛。則推收薦草。芳茹甘茶。注云。

毛草也。左傳云。楚芊尹無宇曰。食土之毛。誰非君臣。推音角云々。由此觀之。上毛下毛之毛

亦草也。然於和名。未見毛訓久佐者。唯小兒頭落。俗謂之久佐。其落於頭毛中。毛為草者似

矣。雖然久與加音相通。久佐加佐也。非其義。再按。毛之言氣也。木亦氣也。草亦氣也。幾久計

三音皆通。草木非情也。唯以氣繫茂者。猶毛髮截之。不覺其痛也。唯之所不覺。雖傷不覺其痛。毛髮皮小是已。因以氣

命之。又按。竹和名為多計。言立毛也。立毛。此云多知計。其曰多計者。辭之省也。亦以氣名之

髮蔓也。髮蔓並和名加通良。良與流音通。辭之省也。頭髮美。而長者為髮。和名加通良之言髮蔓也。又假髮曰加通良。即髮也。其義亦同。髮蔓兩字相

似。始作字者。有意於此。和訓漢音。非偶然。再按。葛藤並和訓加通良。言加加利通良。亦流也。蓋取髮蔓之義。以名之。此與髮和名亦相同。

疑鬚和名曰比計。草木細根。亦謂之比計。

爪笋也。爪和名通免。笋讀為免者。通免之為言。角笋也。角笋。此云通免。和名鈔云。長間笋。和名志乃免。笋讀為免者。

蓋根于此。凡蘆菽初生。謂之通乃久美。即爪組也。爪笋同訓。誠有以也

肌膚謂之幾免。木文亦謂之幾免。即櫟也。俗訛曰木目。木以目訓。即木理也。

人馬筋力曰須知。莖細筋。亦謂之須知

骨根也。骨和名保彌。根和名彌。保與波音相通。保彌之為言。波根也。波根骨根也。骨根。此云波太彌。根一云古乃彌。即

根根也。飛鳥羽毛似木葉。因謂之羽。即葉也。和名鈔云。翻和名八彌。爾雅集註云。羽本曰

翻。一云羽根也。翻。其曰骨根。曰羽根。亦取名於草木。

臍蒂也。臍和名保曾。俗云臍曾。蒂和名保曾。俗云臍多。胎生。以臍稟氣於其母。猶果實之蒂。通氣於其根也。蒂又作寔。字亦

通用。和訓亦同。臍蒂連續。讀為保曾乃乎。即臍緒也。蔽多之為言。保曾乃衣它也。保與蔽音

相通。其曰蔽多者。辭之省也。合用臍條兩字。配當。即蒂也

陰核和名蔽乃古。見和名鈔。一云玉莖。源順氏引房內經云。玉莖男陰也。而和名未詳。俗直呼為多

末久幾。其曰核。曰莖。取名於木果草蔬。

菓臙核仁曰左彌。婦人前陰似之。亦謂之左年。和名鈔五門和名通微。解按。書記陰訓係登。俗配云曾々。又壯々。左年則關東方言。方書所云。廷孔是也。

陰囊爲布久利。松柏之贊。亦曰布久利。利與呂音相通。布久利之言囊也。和名呂形狀相似。因等其名。

人身結病曰古布。即瘡也。古樹結病。亦謂之已布。即瘻也。然和名鈔。瘻和名曰之比彌。又瘻。遊仙窟和訓曰已布之。仙窟註云。大樹瘻。可受五斗或一石。以盛酒號酒池云々。由此觀之。已布之即樹所云之物也。而人瘻亦同稱。再按。已布之言拳也。屈手形似木瘻。是以拳亦名曰已布之。其曰已布者。辭之省耳。

人馬皮膚曰加波。竹木外皮。亦謂之加波。

人馬骨節。和名爲布之。竹木之節。亦讀爲不之。

胎果也。胎果並和名美。和名美。已通美。推子。已能美。釋曰。本見孝德紀。紀曰。金龍美。推子。推子並人名。然和名鈔。果和名曰久陀毛乃。發與久音通。久陀毛乃即生於樹物也。古乃美。久陀毛乃。朝野並通用。胤種也。胤種並和名多彌。人子孫相嗣。而不絕者。猶五穀種子。統之無絕也。胤種同訓。職此之由。又按。

多與佐檢音通。種子曰多彌。核仁曰佐彌。此同名。而稱呼自判矣。

心神曰那加古。見中臣祝詞。木髓亦謂之那加古。見和名鈔。死枯也。死。書記訓末加流。和訓加流。人之生也。其肢體較弱。至其死。則堅剛。草木之生也。其枝條較弱。至其枯則堅剛。死讀爲枯者。定有由矣。未加留之言魂枯也。魂枯。此云多末加流。魂曰末者。辭之省也。死一

云美末加留。即身死也。死爲罷者。非古義。當從書記訓釋也。

右和名之所出。取之于形體。以名草木耶。取之於草木。以名形體耶。雖未審其始。亦足以見上古聖神。命物之概略。此非文字所能。而亦自與字義脗合。非自然妙契耶。余嘗有好古之癖。偶所發明如之。然大方之觀。非吾之所敢也。唯便于蒙學耳。

右一編撰倣漢文。既而欲易稿。乃不果。文義晦澁。恐有不通者。因自施訓點以輔之。

第廿一人事 人主好瑞

人主老佛を彌信て。資治冥福を求め給へば。祥瑞の奏しはく至る。佞臣惑ひし易ければなり。この辨和漢よいと多かり。そが中一。孝謙天皇。天平寶字の蓋字。又宋真宗帝。大中祥符の天書のごとき。過ぎたり。續紀。寶字稱德孝。聖德太子前記。天平寶字元年三月戊辰。天皇寐殿承塵之裏。天下太平四字。自生焉。庚午勅召親王及群臣。令見瑞字。これより。三月二十日戊辰。授位賜祿。天

下は太赦す。百官上表して瑞字を賀し奉れり。是年橋奈良麻呂左大臣、黄文王、安宿王、大伴古麻呂、小野東人等と相譚かたむて。藤原仲麻呂を殺さんと欲し。且廢立を謀る。六月甲辰。その事發覺して。或は獄に死し。或は流さる。八月己丑。駿河國益頭郡人。金刺舎人麻呂あまのり。獻蓋兒自成字。其文曰。五月八日。開下帝釋標。知天皇命百年。因國內頂戴茲祥。躍踊歡喜。不知進退。悚息交懷。甲午朔日。云々。即下群臣議。便奏云。維天平勝寶九歲歲次丁酉。五月八日者。是陛下奉為太上天皇周忌。設齋悔過之終也。於是帝釋。感皇帝皇后之至誠。開通門。下鑑勝業。標陛下之御宇。授百年之速期云々。宜改天平勝寶九歲八月十八日。以為天平寶字元年。先是仲麻呂倍寵せられ。竊は天皇を勸め奉り。己が女婿大炊王を立て、皇太子とす。四月辛巳二年二月己巳。大和國守從四位下大伴宿禰稻公等奏備。部下城下郡大和神山生奇藤。其根虫彫成文十六字。王大則并天下人此内任太平臣。守吳命。即博士以下して議せしめ給ふ。皆阿諛の辭をもて。稱賀せざるものなし。瑞字を出だすこと。既は三たび及へども。天皇はなほ曉め給はむ。詔して曰。大和藤。此當今宰輔。宰相藤原仲麻呂也。事已有効。更亦何疑。よりて城下郡司及瑞を貢りしもの。爵を授け。物を賜ふこと差あり。是年仲麻呂。大保を拜せられ。本條後内勅して姓は惠美の二字を加へ。名を押勝と更む。功封三千戸。田一百町。特は鑄

錢舉給は。惠美家印を用ふることを聽さる。事皆その謀る所より出でざるをなし。かくて天皇の位を皇太子大禪り給ひよき。八月庚子。皇太子即位。然れども新帝の萬機は親むことを得給はむ。又改元の沙汰もなし。かくて六年といふ二月甲戌。大師藤原惠美朝臣押勝は。近江國淡井高島二郡なる。鐵穴各一處を賜ふ。この漢の文帝が鄧通に賜ふ。蜀の銅山を以てし。鑄錢布天下ことを聽し、と相似たり。かゝりし程は。少僧都道鏡。早晚上皇に咫尺を奉りて。新寵を得たりしか。押勝こゝろ安からむ。八年九月乙巳。押勝謀反奔近江。立氷上鹽燒王稱帝。王子押勝鹽燒伏誅せり。以上廢帝紀。これよりて。帝を淡路に遷し奉らる。六年。至尊を速島へ遷し奉ること。これぞ其をじめなる。天平寶字八年冬十月壬申。廢帝。上皇重祚おのしまして。法王。法參議などいふ異なる爵稱いで来りけり。

孝謙天皇後紀。天平神護二年冬十月壬寅。授太政大臣。禪師道鏡法王。詔曰。太政大臣朕大師爾法王乃位授末都良久止勅云々。乙巳詔法王月料。准供御。法臣大僧都。第一修行進守大禪師圓興。准大納言。法參議大律師。修行進守大禪師基真。准參議。神護景雲二年十月甲辰。山階寺僧基真。賜姓物部淨志朝臣。拜法參議。隨身兵八人。抑一院上皇の重祚をまじほしけるよし。またく蓋字の瑞よりて。おん齡の備かるべ



きをみづからたのみ。思し召しゝなるべし。まかれども。先帝聖武靈龜の瑞字ありて。おん  
齡百年を得たもち給ひ也。聖武紀。天平元年六月己卯。左京職缺。龜長五寸三分。關四十五分。其背有文云。天皇聖平。知百年。六十も満ち給ひて。卒  
し崩じ給ひよき。孝謙紀。天平勝寶八年五月庚辰。太上天皇崩。春秋五十八。などてこれらの事よしも。得曉り給ひざりけん。聖  
武。孝謙の兩朝。瑞字を貢ること四たびなり。事見上。白龜を獻るもの。四枚。及べり

聖武紀天平元年六月云々。孝謙紀。天平勝寶四年春正月己卯。太宰府獻白龜。五年十一月  
己亥。尾張國獻白龜。神護二年九月辛巳。是年七月十一日。肥後國葦北郡人。刑部廣瀨女。  
日向國宮崎郡人。大伴人益。獻白龜赤眼。

これ。前後の兩朝。元正。光仁。寶龜二年五月己酉。右京人白原連三。成。獻。龜。長。五。寸。三分。其背有文云。天皇聖平。知百年。瑞字を加へ奉りて。瑞字の五たび。白龜の  
十枚とま

元正紀。靈龜元年八月丁丑。左京人大初位下。高田首久比麻呂。獻靈龜。長七寸。闊六寸。左  
眼白右眼赤。頸著三台。背負七星。前脚並有雜卦。後脚並有一爻。腹下赤白兩點。相次八字。  
改元大赦。養老六年冬十月癸卯。左京人。元位紀朝臣家。獻白龜。光仁紀。寶龜元年八月五  
日。肥後國葦北郡人。日本部廣主。獻白龜。又同月十七日。同國益城郡人。山稻主獻白龜。改  
元大赦。寶龜六年三月乙亥。近江國獻白龜赤眼。九月丙午河内國獻白龜。

その瑞を獻る毎。授位賜物。天下。大赦せられしか。士庶只上を救くまで。利。走ら  
ざるも。稀なり。就中光仁のおん時。上總國より進せたる。異馬のごとき。尤拙し。寶龜三年  
七月辛丑。上總國獻三馬。前二蹄似牛。以爲祥瑞。視之。人功之所。刻也。國司  
介。巨勢朝臣馬主等。已下五人。並坐解位。其本主。天羽郡人。宗朝由麻呂。決杖八十。桓武の英主とまうせども。なほ  
赤雀の瑞を受けざるを得給ひ也。赤雀。事見續紀。武成紀。延曆四年五月丁丑。赤雀皇后宮。見れて。いく程もなく  
皇后の。神乙半漏。贈内大臣。贈。從一位。藤原良繼女。そこ。崩給ひよけり。延曆九年閏三月庚午。皇后崩。有赤雀瑞。德曆五年。當時所云祥瑞。天作  
ならで。人作多く。禎祥ならで。妖孽。ちのかり。いとまかしこきこと。侍まじ。數朝奇を好  
みて。瑞を受けさせ給ひしこと。浮屠氏。魅せらる給へばあるべし。そが中。聖武の帝  
の。尊きこと天子として。大佛像の骨柱に。繩さへよ引き給ひよき。聖武紀。天平十六年。十一月壬申。甲賀寺始建。鳳舍那佛體骨柱。天皇親臨。手引其繩。天子出家。給ふことも。此帝をこじめとす。且その不豫のとき。僧法榮が藥劑  
ならで。用ひさせたまひ也。崩御の時。看病の禪師。一百廿餘人。なんありける  
孝謙紀。天平勝寶八歲五月丙子。勅。禪師法榮。立性潔。持戒第一。甚能看病。由此請於遠地。  
令侍醫藥。太上天皇。得驗多數。信重過人。不用他藥。爾其開水難留。車輿晏駕云云。丁丑。勅。  
奉爲先帝陛下。屈看病禪師。一百二十餘人。  
繼流朝柄を執るの禍胎。これらの事を基本とす。孝謙帝復先帝の御志。敬いせ給ひつ。そ

の不豫のをり毎に法師ならでり。看病に侍ることを聴されむ。道鏡が龍を得つるも。看病よりなり。初道鏡侍三看病一得龍之事。見三光仁紀。寶龜三年夏四月丁丑。道鏡傳中。道鏡既龍せられて。上を惑ひし奉り。黨を樹て、權を擅しして。神器を窺ひ盗まんとなす。事見孝德傳。神護景雲三年九月丙戌。譽田の神の威靈よりりて。和氣清麻呂が誠忠直言微りせば。いとも危きとなるべし。孝德傳。神護景雲三年八月己丑。流從五位下和氣清麻呂於大隅。以性道鏡也。其婦法均。還俗配於備後。當朝大臣。眞備永手二公あり。これすら制を道鏡に受けざることを得む。その他。木偶偶は等し。かゝれば和氣氏一人のみ。清麻呂並其婦廣由略傳。見三光仁本傳。卷第八。延曆十八年二月。又宋元通鑑宋真宗紀。大中祥符元年春正月。有天書。見于承天門之鵲尾。大赦改元。乙丑帝謂群臣曰。朕去年十一月二十七日。夜將半。方就寢。忽室中光曜。見神人星冠蜂衣。告曰。當降天書大中祥符三篇。適觀皇城司奏左承天門屋之南角。有黃帛曳鵲尾上。蓋所降之書也。王旦等皆稱賀。帝即步至承天門。瞻望再拜。遣二内臣升屋奉之以下。王旦跪奉而進。帝再拜受之。付陳堯叟。啓封帛上有文曰。趙受命。興于宋。付于齊居。其器守于正。世七百九十定。藏書甚密。黃字三幅。詞類老子道德經。始言帝能以至孝至道紹世。次論以清淨簡儉。終述世祚延永之意。讀訖。帝復跪奉。輒以所藏帛。盛以金匱。王欽若之計既行。陳堯叟等。益以經義附和。而天下爭言瑞矣。獨龍圖閣待制孫奭。音言于帝曰。以臣愚所聞。天何言哉。豈有書也。帝默然。秋九月。以天書告于太廟。冬十月。帝封泰山。禪

社首大赦。三年春三月。判永興軍寇準得天書于乾祐山。巡檢朱能所造也。中外咸識其詐。帝獨信之。迎入禁中。魯宗道。孫奭。知能所爲。咸諫不聽。準由是得召用矣。この事。我天平寶字中の。蓋字藤書と類す。寇準の。當時忠良の大臣なり。しかるに。なほ天書を造りて。役入りて相たり。こゝをもて史官その詐欺をいふもの多かり。原是真宗。道教を好み奉て。異説を信惑せしよりり

これらの迷罔。今古多し。秦始皇が。不死の藥を求むとて。盧生徐市等一欺れたる。漢武帝が。仙を求めて。最後は悔いたる。梁武帝が。いたく佛に倭媚したる。唐玄宗が。道士羅公遠等一魁せられたる。武宗が。道教を溺信したる。元世祖が。八思麻帝師を尊信したる。明武宗が。佛を好みて。みづから大慶法王と名號したる。皆是惑ひを仙佛よりうけて。奇を好むものなり

是より先。景徳元年契丹大舉入寇して。京師震動せり。群臣或は蜀一幸せんことを勧め。或は南渡の策を獻るといへども。寇準が忠。高瓊が勇。しづく諫めて。天子みづからこれを征し。遂に和議なりて。隣國復讐を犯さず。幸にして事なかりし。太祖を去ること速からで。仁義の遺政存ればなり。願ふに光武の。不受祥瑞

後漢書。孝武本紀中元元年。京師醴泉涌出。又有赤草。生於水涯。郡國頻上甘露。群臣奏言。靈物依降。宜令太史撰集以傳。永世帝不納。帝自謙無德。郡國所上。輒抑而不當。故史官罕得記焉。

宗太宗不許封禪。宋元通鑑。宋太宗紀。與國八年。宛州父老。請封禪。不許。仁宗御瑞草

同書。宋仁宗紀。皇祐三年夏六月。詔州郡。自今勿得獻瑞物。知無爲軍。嘉孝標。獻芝草三百

五十本。帝曰。朕以豐年爲瑞。賢臣爲寶。至於草木蟲魚之異。焉足尚哉。免孝標。戒天下勿獻

真宗の子。仁宗の父なり。しかれども。その肖ざることをかくの如し。徽宗帝亦その

子孫として。これらのよしを鑒みむ。方士を誘信して。道教仙經を天下に求め。方士林靈素

は眩惑せられて。道史を作り。道官を起し。道會を興して。天書霧篆の誕妄を曉らむ。道錄

院の冊章を受けて。教主道君皇帝と稱せらる。これより。争臣曹輔の黜けられ。奸佞

童貫の時を得たり。されば盜賊方臘蜂起して。天下一日も安きことなし。終に金人南侵して。

二帝。徽宗北邊の差あり。宋南渡のち。世を紹ぐもの九主。自高宗共一百五十三年。辛く

して亡びざりし。なほ幸といふべし。

殘缺日本後紀卷十。桓武紀。延暦二十四年。十二月庚申。僧綱言。延暦年中。改諸國國師曰講師。

高橋日本後記卷六。爲延暦十四年八月朔。一任之後。不聽輔替。講觀之外。莫預他事。云々。五雜俎。漢張道陵之後。至唐末五代。遂稱天師。據廣信之龍虎山。金碧殿宇。偃然爲世業矣。明太祖曰。至尊者天。豈有師哉。削之止稱真人。然以二品秩。傳流後裔。亦幸之甚矣。明史高皇帝本紀考。一その嚴明。和漢符節を合せたる如し。

第廿二人事 四謚四德

後鳥羽院御追號の事。はじめ顯徳院と稱奉せらる。東鑑卷一。延元三年二月廿二日崩御。六十  
五月廿九日追號顯徳院。仁治三年七月八日。改顯徳院。後爲鳥羽院。增鏡卷三。後鳥羽院崩  
御の條下。はじめのけむとく院とさだめ申されたりけれど。おのしまし。世の御あら  
ましなりけるとて。仁治のころぞ。後鳥羽院と聞えなほされけるなむ。如是見えたる。亡  
友蒲生秀實山陵志。謙徳院一作れり。列に見る所ありし歟。恐らく誤てるなるべし。  
聖武の出家して。佛に歸依し給ひしか。尊號を上らむ。しかれども。孝謙天皇の天平寶字  
二年八月戊申詔して。勝實感神聖武皇帝と策稱し。又天璽國押開豐櫻彦尊と謙稱し奉ら  
る。孝謙帝亦出家して。佛に歸依し玉ひしか。復尊號を上らむ。在位の日天平寶字二年八月庚子百官及  
僧綱善提等。尊號を上りて。賢字稱徳孝謙皇帝と稱へ奉る。孝謙諱の阿閉。一名の高野姫よ

りて。續紀よ。その後紀よ。高野天皇と題書せり。至尊の諱を唱へ奉ること。上代よ例ありといふとも。當時これを異例とすべし。かゝればこの兩朝よ。謚をたてまつらざりしなり。かくて平城。嵯峨よりこなた。文徳。光孝二帝の外。尊號を漢法の謚に倣ひ奉らむ。亦是祝髮入道し給へばなり。宇多。醍醐以降。御院號とまうす事こじまりて。そのおひしましける地の名。或は離宮の名を被て。唱へ奉ることよなりぬ。しめるよ崇徳。安徳。顯徳。順徳の四帝のみ。御追號の文字なども。又いよしへよかへされて。漢の謚に擬せられたる歟。しかもみな。徳をもて稱へ奉らる。かしくことよ侍るめれど。件の四帝の聖徳り。今よ聞え給ふことおひしまさむ。唯世の不祥よあひせ給ひて。或は蒼海の底よかなくも伴われ。或は荒磯よ遷されて。やがて崩給ひしかり。御追號よ離宮をかけて唱へ奉らざりしよや。されば土御門院。亦其中よおひしませむ。さるすぢよのみあらむかし。當時の形勢をもて推してかるよ。またく御靈の祟を懼れて。寃を伸べんと。の謀なるべし。史記正義。謚法解を考ふるよ。好和不爭曰安。少而終柔士民曰徳。安民以居。慈和偏服曰順。非使入時。諫爭不威曰徳。拒諫。執義揚善曰徳。之。崇顯の兩字の。謚法よ載せむといへども。崇高也。顯明也。みな是聖明俊徳。無為不爭の美稱ならぬもなし。四帝もし。其々の中よして。知し召

さることあらむ。愧ぢたまらざることをあらむ。當時これらの議よよりて。顯徳院を改めて。離宮の鳥羽よなされたるなるべし

第廿三人事

老佛老和尚

近ころ。一休和尚の内筆を觀つるよ。諸惡莫作。衆善奉行といふ一行書なりき。その字の大。六七寸もあるべけれど。こゝよ臨本を見するよよしなし。その落款左の如し。

頃一休天下老和尚



この書。友人松田氏玄伯。號三柳井舎。家在飯田町。寺院下一の所藏なり。和尚法諱宗順。洛北紫野。大徳寺。宗曇花の嗣法よして。道徳道號偕よ高かり。文明十三年十一月日寂。或云。年九十一。世よこの和尚を後小松院の皇子なりといふ事。南朝記傳よ云。大徳寺の一休と聞えし。實は後小松院の皇子なり。さればいやし。腹よやどり給ひしかば。人臣の子よなされて。僧ととなり給へるなり。稱光院の御世つきの事を議せられしとき。一休よ問はせ給ひて。定め申すべ

として。院宣ありける。和尚言葉のなくて

とたの木や木てられ梢つゝ捨てよ。世をつく竹の園のふし見よ。さらばとて伏見殿の御子は定まれり。といへるよりなるべし。狂雲集にも。一休は。後小松院の二の宮を。いへり。おなごもちあれは。文多く引か。白石翁

と。この事こゝろ得られむといへり。説見三載史。餘論卷三。余も亦とし采。不審と思ひたりし。件の落款を聞すれば。その事なしといふべからむ。何よとなれば。和尚道德高しといふとも。天子

の落胤ならむして。自天下老和尚と唱へんこと。もとも僭稱なればなり。又明建文帝の建文四年六月燕兵京師を逼りし日。潜て遁れて僧となれり。年を経て。英宗の時に至りて。明々地。

一京に還りて。天下老佛と號すといふ。こと英宗の正統五年の事なりとぞ。一云。于時帝年六十四。皇朝

後花園院。永享十一年に丁れり。かゝれば。一休在世の日なり。彼は遁世の天子たり。此に至尊の落胤なり。天下老和尚と老佛と。和漢同年の佳對ならむや。建文帝歸京の事也。史彬致身録に

出つといふ。史彬は明黄門左尚書。即建文從亡の一人なり。又帝の編述。從亡忠賢列傳。及從亡諸臣祭文。共百餘篇。並註釋楞嚴法華二經典。其他詩詞尤多しといへり。建文帝最後の事。駭臺雜話雜にもいへり。致身録に因れるなるべし。又彼致身録は。清王阮亭池

北偶談卷之三 駭臺篇に辨あり。云。虞山極辨史仲彬致身録之偽。而予竊趙隱君士誥。善建文帝年譜。

多取之。劉公子孔和。亦題致身録一篇云。國初殺運烈不除。越三十載還相屠。仁以守之真不足。雖有節士謀多疎。哀哉中山誠意輩。已盡大計環顧徒。嗟吁。聖祖信數不建輔。使作皇覺之

裔餘。鬼門一出四十載。歸采老佛惟雪願。竄身萬里。伏滇國。秦伯不得終封兵。劫葬西山一笏地。豈有方遂之疑乎。當時二十有二人。左右食屨相携扶。未必才智似孤趙。不可及者武子愚。

二百餘年士最盛。推傷太過今如無。千秋直史不可滅。帝在均房應屢書。又明史略。卷二英宗紀

にも。亦この事を載せて云。正統五年七月。初建文帝。潜遁。由湖湘入蜀。以抵雲岡。最後僧于廣西之壽佛寺。忽一日思恩知縣吟瑛出行。道遇一僧。自稱建文帝。曰。今老矣。願送骸骨歸。瑛

大駭。送至京。號曰老佛。當時舊臣無一人在。獨太監吳亮認知。遂迎入西内。後以壽終。葬西山。不封不樹。一云。帝毒。八十九。又清遠田叟女仙外史は。燕王靖難の顛末を作り設けて。妖婦唐察兒が

事を撮合し。一百回の小説となれるなり。作者のこゝろ。彼燕王の不義隱匿を歎心し。建文の年號を稱すること二十六年。偏し世の人の心を。快くするにあり。その事寓言なりといふとも。縁る所なきにあらむ。大約建文帝最後の事を譚むるもの。必しあるべけれども。

當初諱みて傳へざれば。史の闕文といこまぐのみ。かゝれば。一休を。後小松帝の皇子なりといふ事と。建文老後。一坂京の事と。共に明文あらむして。その事の實なるかも

第廿四人事 文武剛臆の座

興州後三年軍記。將軍ト家つものどもの心を上げまさんとて。日ごとト剛臆の座を  
 なんさだめける。日トとりて。剛ト見ゆるものどもを。一座トをゑ。臆病ト見ゆるものを。  
 一座トをゑけり。かのく臆病の座トつかじと上げみたくかふといへども。日毎ト剛の  
 座トつくもののかたかりける。腰瀧口季方なん。二度も臆の座トつかざりける。かたへも  
 これをほめ。かんぜむといふ事なし。季方トよし光が郎等なり。將軍の郎等ども。名を得  
 たるつものどもの中ト。今度殊ト臆病なりときこゆるもの五人ありけり。これを略項  
 一。今トつくりけり。鎧の音さかじとて。耳をふさぐ剛のもの。紀七。高七。宮藤三。腰瀧口。  
 末四郎。末四郎といふ。末四郎惟弘が事なり。以上トいふ剛臆。我國の兵語。猶  
 剛柔といふが如し。臆ト後れて得進まざるなり。この俗トも粗なることなれども。漢土ト  
 も。亦ト似たる事あり。後漢書六十九。戴憑字次仲。汝南平輿人也。習京氏易。年十六。郡舉  
 明經。徵試博士。拜郎中。時云々。拜憑虎賁中郎將。以侍中兼領之。正旦朝賀。百僚畢會。帝令群  
 臣能說經者更相難詰。義有不通。輒奪其席。以益通者。憑重座五十餘席。故京師爲之語曰。解  
 經不窮戴侍中。在職十八年卒於官。詔賜東園梓器錢二十萬。これ我瀧口季方が。剛の座と相

似たり。和漢文武の對座といひまし。又大鏡七太政大臣道長公の巻ト云。花山院の御時  
 一。五月トつやみ。さみだれもすぎで。いとトおどろくしく。かまたる雨のふる夜。御門  
 東々  
 さうくしくやおぼしめしけん。殿上ト出でさせかりし。あどひかどじまじけり  
 一。人々物かたりなどし給ひて。むかしおぼしかりける事どもなど申させたまへる。  
 こよひこそ。いとむづかしげなるよなめれ。かく人がちなるよだ。けしきおぼゆ。まじで  
 ものぞなれたるところなどいかならん。さらんところよ。ひとりいなんやとおほせられ  
 けるよ。えまからじとのみ申し給ひけるを。入道殿道長親實。世  
 なんと申し給ひければ。さるところおぼしめますみかじとて。いとさうある事を。さら  
 ばいけ。みちたか内大臣稱。中問曰。。豐樂院。道兼右大臣稱。栗田問曰。。仁壽殿。道長大極殿へいけとおほせら  
 れければ。よその君たち宿道若。殿原也。。びんなき事を。さうしてけるかと思ふ。又うけ給ひ  
 りたまへるとのむら道兼。道兼。。御けしきかそりて。やくなしとおほしたるよ。つゆさる御け  
 しきもなくで。さたくしの從者伊をばやし候伊じ。この陣の吉上道よまれ。たきぐち道よまれ。一  
 人昭慶門までかくれとおほせられ「事たえ」本ノマニニ。それよりたちよひとりいり侍らんが。證  
 なき事トとをほせらるれば。げよとて。御でなこよかかせ給へる。かた刀子を申してたち

空同敬書下集

五十五

給ひぬ。いまふたところも。よがむく。おのく出おのさらじぬ。およつとそうして。かく  
 おほせられ。議するほどよ。うしよもなりよけん。道隆の。右衛門の陣よりいでよ。道長の。  
 承明門より出でてよとそれをさへよかたせ給へ。まかおのしましあへるよ。中關白殿道隆  
 の。陣よてねん念じておのしたるよ。宴の松原のほどよ。そのものともなき。辨どものさこゆ  
 るよ。まぢなくてかへり給ふ。粟田殿兼道の。露臺の外とまで。まなくくおのしたるよ。仁  
 壽殿の東面のみぢりのほどよ。のきとひとしき人のあるやうよ見え給ひければ。ものも  
 おぼえて。身のさふらのこと。おほせ事もうけ給わらめとて。おのくかへりまゐり給  
 へれば。御あふぎをたゞて。とらせ給ふよ。入道殿の。いとひさしう見えさせ給ひぬ  
 ま。いかるとおほしめすほどよ。いとさりげなく。事よもあらおびよて。まゐらせ給へ  
 る。いかよくととせ給へ。いとどのどやかよ。御かたなよけつられたるものを。とりや  
 してたてまつらせ給ふよ。このなよどとおほせらるれば。たゞよてかへりまゐり侍らん  
 の。證たてさふらふまじらよよりて。たかみくらのみなみおもてのとしらのもとを。けづりて  
 とりて候なりとつれなく申を様よ。いとあさましうおほしめさる。こと殿たち道隆の御け  
 てさ。いまよも猶ほほらで。この殿道隆のかくてまゐり給へるを。御門よりむじめ。かんと

の。じらせ給へど。うらやましきよ。又いかなるよか。ものもいので候給ひける云々。  
 是も亦。剛臆の品定めとまうさまし。事の趣。兒戯たがひに似たれど。むかし殿上人のよろづ女  
 めきたるかたよ。さぞありけめと思ふがをかしさよ。いと長やかなるをも省かて。寫し  
 つけたるなり。この道長の大臣の。おん心さま雄々しく。射藝をよくま給ひけるよこそ。右  
 の次の段よ。帥殿。中關白道隆男内大臣伊周の南の院よて。人々あつめて。ういさせたるよ入道殿。道長この  
 とさ。左京太夫よて。なほ下臈たがよおのし。が。假初よたらせて。帥殿と賄まわり給ひける  
 よ。帥殿射給ふよ。いみじう剛おのし給ひて。御手もあなよ候よ。的ののあたり近くよら  
 ぞ。入道殿の。二すぢまで。おなじ矢つばを射させ給ひつ。養應ようし。もてこやし聞えさせ  
 給へる興もさめて。ことよがう剛なりぬ。父おと。帥殿よ。なよかないぞ。ないぞと制せさ  
 せ給ひて。ことさめよけり。などいふ事見えたり。これらの事。興の後三年の戦以前よあ  
 り。剛臆の品定めといふ事。圓融。花山の御時などより。世よもてこやし事なるべし

**第廿五人事** 漢火生剋應驗辨

炎漢の興廢。終始驗あり。これを史傳史記。前漢書。三國志。及朱子綱目。張翥尉忠武侯傳よ檢かるよ。星曆讖記の言よ辨へ  
 り。淳屠氏しんじゆこれを輪回といはん歟。まかれども彼高帝の。亂を撥正はたよ反すよ。布衣より興

りて民の功あり。光武昭烈。亦英明の君なり。その志毫も高祖より嗣かざることなし。與復の功或の成り。或の就らむといふとも。行ふ所仁義の名あり。積惡の政なし。をてふ輪回といふよしあらんや。便是宋陳搏が。一芥二杭。三閭四廣の說の如し。假令その言の驗あるも。天數の偶然にして。人事の必然なり。王莽が假りて返さざりける。元成の惰弱の萌芽し。曹丕が逼りて禪を受けし。桓靈の不仁の禍胎す。元帝が王鳳を重用して。貨を威柄をもてますることなく。成帝が聲色を溺愛して。萬機を親まざる。よあらざりせば。王莽が奸詐も。行ふ所をかるべく。梁冀が曹騰を説かれて。暗君を立つることなく。何進が袁紹を勸められて。虎狼を招く。よあらざりせば。卓操が野心も。施す所をかるべし。進むもの。後れず。逝くもの。返へらむ。人事と天數と黙契して。誠を後垂る。此乃天心歟。知命の聖。あらざるより。天と數といひ説くべからむ。唯符合するものを擧げて。もて窓友の晤譚。易へたり。幸して取ることあらば。蒙學讀史の階梯ともならん歟

漢の高帝。秦王子嬰を降して。蜀漢の王たり。四百年の大業。嬰より創む。漢元年十月。沛公兵先。秦軍白馬。係頸以組。封皇帝璽符節。降秦王子嬰。秦王子嬰。漢元年十月。沛公兵先。秦軍白馬。係頸以組。封皇帝璽符節。降秦王子嬰。秦王子嬰。嬰を廢せられて。漢祚中絶す。十二帝の碑くる所。亦嬰の卒れり。新莽始建國元年春正月。答殿。孺子嬰。爲。安公。孝平皇后。爲。安定皇后。元。嬰漢。一嬰の漢を興し。一嬰の漢を廢す。興亡

終始。嬰の驗あり。嬰則嬰漢之嬰。以爲其名。○高帝の蜀漢より起り。昭烈も亦蜀漢より割据せり

漢元年。項羽負約。更立沛公爲漢王。王巴蜀漢中。都南鄭。五年。高祖克勝楚。而王天下。○建

安二十四年七月。諸葛亮與群下。上左將軍爲漢中王。表聞漢帝。建安二十五年。曹丕篡立。

建元黃初。明年傳聞獻帝被殺。漢中王發喪制服。群下請稱尊號。王未許。亮曰。曹氏篡漢。天

下無主。大王劉氏苗裔。紹世而起。乃其宜也。王從之。夏四月丙午。即皇帝位。改元章武。

後帝に至りて。竟その地を喪ふとき。興廢終始。亦蜀漢の驗ありといふべし。後漢後帝。安元年八月。

魏軍大舉入寇。魏將郭芝。夜驅而至。成敗城北。帝幸太子諸王及羣臣。而轉輿。歸軍門。降。○光武の赤眉を興り。昭烈の黃巾を起る

新莽地皇三年。樊宗等。開莽將討之。恐其衆與莽兵亂。乃皆朱其眉。以相識別白。是號曰赤

眉。是年宛人李守等。迎劉秀。與相約。結定謀議。歸春陵。舉兵。○靈帝中平元年。鉅鹿張角反。

其衆三十六萬。皆着黃巾爲標幟。故時人謂之黃巾賊。中平二年。公孫瓚大破青州黃巾。當

是時。涿郡劉備。往見瓚。瓚以爲平原相

漢の火徳をもて王たり。火の色は赤し。赤眉の賊。光武中興の祥なり。火の土の爲に征せらる。土の色は黄なり。黃巾の賊。曹魏篡立の應なり。○黃龍の應。黃初の號。漢火滅却せられて。魏土ますます潤へり



熹平末。黃龍見譙。光祿大夫橋玄問單颺曰。此何祥也。颺曰。其國當有王者興。不及五十年。龍當復見。此其應也。魏郡人段熲。密記之。至建安二十五年春。龍復見譙。其冬魏受禪。○建安二十二年冬十月。曹丕竟篡立。而是稱禪。丕即帝位。改元黃初。廢漢帝為山陽公。黃龍の譙。魏郡あり。漢熲の譙。名を周といふ。帝を勸めて賊に降り。亦是譙々の驗といふん歟。開郭父已入成都。無用勸帝降。乃遣使。奉璽綬。始文降。黃初の偽號。猶患とするに足らむ。内は黃皓あり。火徳を剋するの驗なり。

宦官黃皓。便僻佞惠。後帝愛之。皓畏董允。不敢為非。終允之世。皓位不過黃門丞。及允卒。費禕以陳祗代允。為侍中。與皓相表裏。皓始預政。累遷中常侍。操弄威柄。終以覆國。蜀は天子の氣ありといふとも。又何ぞ久しからん。

董扶私謂太常劉焉曰。京師將亂。益州分野有天子氣。焉信之。遂求出為益州牧。扶亦為蜀郡屬國都尉。相與入蜀。去後靈帝崩。天下大亂。乃去官還家。年八十二卒。後劉備帝於蜀。皆如扶言。

堅が藏じて出さざりし。策は質として。兵を借らせん為にあらむ。初平二年。孫堅進屯陽人。與董卓戰大破之。至碓陽。擄露并得玉璽。○孫策年十七。乃渡江。

居江都。結納豪傑。有復讐之志。欲借兵於袁術。乃至壽春。術未許。因質父堅所得之璽。遂以堅餘兵千餘人還。

赤壁の勝ありといふとも。權も亦漢賊なるか。

建安十二年。曹操自江陵。將順江東下。周瑜戰於赤壁。大破之。操引兵從華陽道。步走。○後漢昭烈皇帝章武元年八月。吳孫權遣使稱臣於魏主丕。丕受吳降。即拜孫權為吳王。加九錫。朱子曰。人謂曹操是漢之賊。不知孫權真漢賊也。

騰が梁冀を説きたりし。兒孫の為にするに似たり。大將軍梁冀。既鴟質帝。李固與冀書。欲立清河王蒜。中常侍曹騰等。聞而夜往説冀曰。清河王嚴明。若果立。則將軍受禍。不久矣。不如立蠶吾侯。富貴可長保也。冀然其言。遂立蠶吾侯。是為桓帝。桓帝昏弱。如騰所揣也。騰卒。養子嵩嗣。嵩子則曹操是也。故范曄官者傳叙曰。曹騰説梁冀。遂立昏弱。魏武因之。遂遷龜鼎。蓋創魏者騰也。

操がいまだ篡ざりし。その子に捉せん為なり。建安二十四年。孫權稱臣於曹操。侍中陳群等皆曰。漢祚已終。殿下功德巍巍。群生注望。故孫權在遠稱臣。此天人之應。異氣齊聲。宜正大位。復何疑哉。操曰。若天命在吾。吾為周文。

孔明誠忠。務め漢賊を伐つあり。二表三出。軀も亦いたく疲勞たり。志遂げむといふも。遺策魏延を誅戮し。此魏を以て。彼魏を代ふ。事は益あるはあらねど。魏を平ぐる志一なり。天その忠を慰するといふん歟

諸葛武侯。前後二表。誠忠故天者也。三出于祁山。殫性殫命。前軍使魏延。勇猛過人。善養士卒。每隨武侯出。輒欲請兵與武侯異道。會于潼關。如韓信故事。武侯制而不許。延舍之。及武侯卒於五丈原。延卒及楊儀等。因武侯遺策。斬延。而諸軍還成都。

張衛が思ふ賦。なごふ帝禪あることを知るべき。帝禪の禪は。蜀王の禪は劣れり。亦是名詮自性なるかも。魏志曰。魏令禪。而尸之。取禪而引世。魏令蜀王名也。出三楊。魏王本紀。禪傳位也。○後帝名禪。字公嗣。昭烈太子。魏對蜀。安樂公。 ○魏土は漢火に勝つといふとも。乾燥も亦甚し。火徳を以て滅えて。焦土馬蹄に揚けらる。晉書。魏元平十二月。蜀王司馬炎。受禪。

亦是漢魏陳留一驗あり。初。魏武帝。陳留王。及即位。受禪於曹操。操之。亦受禪。此等の應驗。古人いまだいひざるもの過半。星曆讖記皆この類歟。凡陰陽選擇の家。五行の生剋をもて。吉凶を判断す。生剋の理あらすとすれば。蕭倍は五行大義あり。隋開府。同三司。蕭倍。著五行大義。以詳五行事。 かし天朝この書を信用し給ひま。見續紀。孝義前記。太平。實字元年十一月癸未。 又これありとするとま。吳蕭等も笑

これなん。宣城吳蕭。著五行問。以三謂無五行生剋。有りとやすべき。無しとやすべき。もし生剋の理を問ふものあらば。余はその有無の間を遊ばん。

第廿六人章

景清 一目四男 並攝目附

稗説は。平家の侍。悉七兵衛尉景清。復讐の志を得遂げむして生拘らる。幕府頼朝の義を譽むる。晋の豫讓の故事に因りて。誅を加へ給ふ。然れども。景清は。讐を視るは得堪へむとして。みづから兩眼を剔挑つ。日向國に赴きて。琵琶法師となりけり。これを日向勾當と唱ふ。昔者の琵琶にあそして。平家を語る事。景清より始まるといへり。この稗説は。上總五郎兵衛尉忠光が事を撮合して。作りなしたりとのみ思ふもの多かり。彼忠光が事。東鑑卷十二建久三年正月廿一日。前幕府。渡御于新造御堂地の條に見えたり。忠光被召捕。面縛之處。懷中帶一尺餘打刀。魚鱗覆左眼上などいふ事。その條に見えたり。景清が旨なるといふ事。是より出でたりといふべし。こと但その一を知りて。いまだその二をしらざるなり。彼物語は。父母あり。景清その目を剔挑れりといふよし。燕の高漸離が故事より出でたり。史記刺客列傳。荆軻傳後曰。高漸離變名姓為人庸保。匿作於宋子。久之作苦。聞其家堂上客擊筑。彷徨不能去。每出言曰。彼有善。有不善。從者以告其主曰。彼庸乃

知音。竊言是非。家丈人召。使前擊筑。一坐稱善。賜酒。而高漸離念。久隱畏約。無窮時。乃退出其裝匣中。筑與其善衣。更容貌前。舉坐客皆驚下。與抗禮。以為上客。使擊筑而歌。客無不流淚而去者。宋子傳客之。聞於秦始皇。秦始皇召見。人有識者。乃曰。高漸離也。秦始皇。惜其善擊筑。赦之。乃矐其目。索隱曰。說者云。以馬屎煉令失明。使擊筑。未嘗不稱善。稍益近之。高漸離乃以鉛置筑中。復進得近。舉筑朴秦始皇帝不中。於是誅高漸離。荆軻が友なり。よりて燕丹。荆軻が爲す。仇を報いんと欲するなり。始皇も亦高漸離か野心あらんかと疑ひて。まづその目を失はせ。筑を撃たせて聽きたるよしなり。筑の樂器なり。和名なし。形瑟に似たりといふ。これを景清が復讐の事作りて。その目を矐らるゝといふを。目子を剔挑れりと作更。筑を琵琶に易へたるよ。又景清が琵琶法師なれる事。平家を吟誦りしといふよしして。臥雲日件録。文安五年八月十九日條云。最一檢校采云々。予又問座頭。諾平家之由。最一曰。昔爲長卿者。作此書十二卷。留在檢州。其後性佛者。上之於音曲。而歌詠耳。性佛之後。曰如一檢校者。有二弟子。曰覺一。曰城一。城一弟子。城元居八坂。城元次曰城意。城意次曰城存。存尚存馬。覺一弟子。有四檢校。曰通一。曰靈一。曰景一。曰清一。其乃靈一弟子也云々。かゝれば。是景一。清一。應永永亨の比の座頭檢校なり。この兩檢校の名。景清の二字具足したれば。景清

最後。琵琶法師となりつ。平家を語りしじめしと作れるもの歟。この暗合歟。しらねども。苟且の物語も。ふるさの縁る所多かり。况經書史傳の若き。特深意の存するものを。いよしへの人の言。讀書百遍。初通其義。といひけん宜なり。莊子曰。道在屎溺。亦宜なり。廢鼓の革をも貯ふるも。良醫の伎なり。小説なりとして。こゝろつきなく。等閑に見すべからば。讀書の人よりあらわかし。まらを辭言ならんかも。附けていふ。興州後三年軍記。鎌倉權五郎景正。右の目を敵に射させたるを折りかけながら。答の矢。その敵を射ておとし。さて退きて。景正手負たりとして。仰さまは卧しつ。三浦平太郎爲次。其矢を拔るする段。爲次つらぬきをこきながら。景正が顔をふまへて。矢をぬかんとす。景正ふしながら刀を抜きて。爲次が草すりをとらへて。あげさまよつかんとす。爲次おどろきて。こゝいか。などかくのまるどといふ。景正がいふやう。弓箭にあたりて死する。つもの望む所なり。いかでか生ながら。つらを足してふまる事あらんや。しかし汝をかたきとして。われ爰まで死なんといふ。爲次舌をまきていふ事なし。膝をかきめ。顔をかさへて矢をぬきつ。この事三國のとき。魏將夏侯惇拔矢啖睛の事と。同日の談なるべし。魏志夏侯惇傳。夏侯惇字元讓。沛國譙人。年二十四。說師學。有勇。其師者。惇敵之。彼從太祖。征三郡。惇爲流矢。傷左目。惇云。又世。一目を患

へて。偽目といふ物をする事あり。この事唐山よ。胡元の時よりある事。輟耕錄卷十三載す。杭州張存。幼患一目。時稱張眼子。忽遇巧匠。為安一磁睛。障蔽於上。人皆不能辨其偽。この事亦上總忠光が魚鱗を。左の目上一覆ひし事と。年を同じて談るべし

第廿七人事 時頼微行

北條時頼入道。諸國を微行して。守護地頭の邪正を檢みきといふ事。出處定かならざるよし。人もいふゆり。この事太平記卷十三北野通夜物語の段よ。北條貞時とす。ざるを檢樂みす。時頼は作りかへたる事と思ふもあるべし。又北條時頼記よ。これらの事見ゆといふものあれども。それのちかき比。いで來たる俗書なれば。なてふ證しせらるべき。鉢の木とかいふ能樂を。そがまゝ一載せたるなゆり。考ふるよ。この事本据あり。太平記は因れるまあらむ。又檢樂よりとじまれる一あらむ。増鏡第十草まくらよ。時頼朝臣の。康元元年一かしらおろしてのち。このびて諸國を修行しありさけり。それも國々のありさま。人の怒ひなど。くゞしくあなぐりさかんのとかりごとよてありける。あやしのやどり一たぢあて。その家ぬしがありさまをとひゞく。ことわりあるゆれ一などの。うづもれたるを。さ主ひらちて。戦のあやむ身なれども。むかしよるし一しゆをもちたてまつりし。いま

だせよやおろすと消息たてまつらん。もてまうて。聞え給へなどいへば。なてふことなき修行者の。なよむかりかとのおもひながら。いひあつせて。そのふみをもちて。あづまへ行き。しかく一とをしへしまゝ一いひて見れば。入道殿の御消息なりけり。あなかまぐとして。ながくうれへなきやう一からひつ。佛神のあらわれ給へるとて。みなぬかをつきてよろこびけり。かやうの事。すべて數しらむありしほど。國々も心つかひをのみしけり。最明寺殿とぞいひける云々。これを能樂よ。佐野常世てふものさへ一作り入れたるなるべし。如右見えたれども。すべて三か々みよ。巷談街説。何くれとなく載せられたりと思ふ事なき一あらむ。水鏡。欽明天皇の段よ。美濃國なる人。かよ子をうましといふさ一され。いととやくより。口碑一傳へし事なるべければ。これらのよしを引きいで。一證とすべきもの一なん

第廿八人事

祭父祖誓禍福

善相公尺牘評並佐字正鶴附

非其鬼而祭之諂也。政二といふ。聖教の。自他總角のころより。をさく一記誦することなれども。釋教を傳へたる。今よしていかゞ一せん。右大臣顯忠公。毎夜一天神を拜みたてまつり給ひし。菅家の崇を憚り給ふなるべし。さばれ天神とのみいへば。菅家の御事一限る一

あらねど。大臣奉<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>祀<sub>二</sub>天神<sub>一</sub>於<sub>二</sub>交野<sub>一</sub>事。見<sub>二</sub>續紀<sub>一</sub>三十八。桓武紀。延曆四年十一月。及延曆五年十一月。天皇天曆元年九月九日。遷<sub>二</sub>座<sub>一</sub>天滿天神於<sub>二</sub>山城國<sub>一</sub>北野。事詳<sub>二</sub>于<sub>一</sub>天滿宮<sub>一</sub>託宣記。管家御傳記。梅城録等。顯忠公その故なくして。天神を祭り給へるよらあらねど。十訓鈔七第廿一條よ。北野の天神といへり。又故事談二卷一云。富小路右大臣。顯忠時平御子也。毎夜出庭。奉拜天神云々。又以儉約爲事。銀器椽手洗等。永不被用。又云。此大臣。五十八薨云々。而補任ニハ六十九云々。如件。今按。扶桑略記。村上天皇篇云。天德四年庚申五月廿二日巳丑。大納言そもく顯忠公。よろづ節儉を旨としたまひしも。父大臣のうへに懲り給ひてなるべし。この事唐山にも相似て。禍福の異なるあり。池北偶談十載說聽云。秦檜裔孫某。宰湯陰。綽有政聲。每欲謁忠武祠。輒逡巡弗果。將及瓜。謂同僚曰。少保雖與先世有惡。豈在後嗣哉。且吾守官。無愧神明。往謁何害。遂爲文祭之。拜不能起。恆血數升。而死。事在嘉靖初年。魏莊渠提學。河南歸。爲所親言之。此與宋御史。羅汝楨子。鄂州知州願事。全相類。汝楨附秦檜。劾忠武。願即著爾雅翼。以古文名。朱子稱爲南渡第一者也といへり。右和漢の奇談。偏に信くるよしもあらねど。今試に論らん。時平公の。能を妬み。權を弄びて。管家を劾するの惡かりし。かども。彼黨毒奸虐。宋の秦檜が類よあらねど。本朝無二の名家として。祖先の勲功。世もつて人の仰ぐ所なり。さればこれの大臣の。その取國綱大納言の北の方行平御を掠略給ひし事な

ど。小世繼物語に見えられたれば。朝廷のかん爲よ疎よて。倣放なる殿なりけんかし。又管家の。儒家より興りて。名器徳操。君を佐け。民を慈む。大賢相よおのします。亦是一世の名徳。世もつて人の仰ぐ所なり。よしや冤枉よよりて。左遷の辱を受け給ふとも。君を怨み。人を讐として。じうねく崇り給ふべくもあらねど。これらのよしして。余か言をまたね。既益軒が天滿宮古實といへり。しからば顯忠の大臣。誠心をもて齋り給はんよ。管廟納受をからねや。もしまからねど。私怨をもて公事を戕ふといはん歟。かくの如きは。管家の御志よあらねど。又宋の岳飛の。精忠武略。孔明よして權を得ざるものなり。よりて又忠武侯を贈られたり。又秦檜の。内心を完顔胡よ通して。國を賣りたる大奸賊なり。岳忠武が怨。數十世の後までも。絶えて釋くよしなかるべし。さるをその神靈。檜が子孫の詣ひ祭るをよろこび受けて。公私の舊怨を忘れなば。何をもて忠武といふべき。おもふよ秦某が。岳廟を祭りし。名を取り譽を釣らん爲のみ。もしまからねどその祖の仇なり。敬して遠きくとも。猶かしこしと思ふべき事ならねど。さるをみづからその死をとりし。積惡の家。餘殃ありといひまし。よし神佛よ倣するもの。名利外聞の爲よせざるの稀なり。こゝろ得られぬ所爲よこそあなれ。又これらのよしよあらねど。一條禪閣の。管家を屑ともし給はぬ。

口つから云々。と人よも仰せられしとかや。現よこの殿の博學宏才。當時は獨歩し給へば。さおほし召したるならん。しかれ共。才あるもの徳あらむ。百世は廟食し給ふ。管公の神徳よ。禪閣劣り給ふなるべし。又讀史餘論上よ。管家の是善の子なり。一説よ天子のおん子なりといへり。しからば仁明のおん子よ。仁明諱の道康。仁明當作文德。仁明公の諱を道康の諱なり。正長なり。真といへばなりと注せられたり。しかれども是より前後よ。至尊のおん諱を避けざるも稀よあり。且父祖の片名をつぐ事。此御時より後なればおぼつかなし。吉備公の外よ例もなく。儒家より出て。大臣よ上り給ひしかば。さる説などもいで来たるよ。またく證文なき事なり。按むるよ。文選斑固幽通賦云。矧沈躬於道真。又張衡思玄賦云。何道真淳粹兮。去穢累而票輕。後漢書。張衡傳注。唐章懷太子曰。道德之真。謂之道真。管家の諱。これらの文より取られたるなるべし。

附けていふ。本朝文粹卷七。昌泰三年十一月十一日。文章博士三善朝臣清行。與管相府書云。清行頓首謹言。交淡語深者妄也。居今語求者誕也。妄誕之責。誠所甘心。伏冀尊閣特降寬容。其昔遊學之次。偷習術數。天道革命之運云々。この書明年の氣運をいへり。

明年即延喜元年なり。日本紀略醍醐紀。延喜元年辛酉。大正月廿五日戊申。諸陣警固。帝御

南殿。以右大臣從二位管原朝臣。任太宰權帥。以大納言源朝臣光。任右大臣。又權帥子息。各以左降。

忠告をさく。管家よ致仕を勧めたる。もとも先見ありといふべし。さるを管家の聰明なるも。竟よ用ひ給ひざりし。その故あるべき事よなん。愚按むるよ。後漢書。列傳。崔駰傳。駰與竇憲書云。駰聞。交淡而言深者愚也。在賤而望貴者惑也。未信而納忠者謗也。三者皆所不宜。而或路之者。思効其區區。憤盈而不能已也。清行の簡牘。これよよりてかき起したり。趣あるよ似たれども。彼竇憲の。漢室の外戚よして。位高く任重かりけるよ。憲。大將軍。兄。大將軍。その心ざま奸よして。いたく驕れり。唯駰が諫を得容れざるのみならず。兄弟不軌を作さんと圖るよ及びて。宦者鄭衆等よ誅滅せらる。清行管家をもて。彼よ比せざる事よさらなり。書け言を取りて。人を取らむ。和漢よ例多しといふとも。その引據する所。おのづから嫌忌よ涉れり。管家御こころよ。愉しと志給ひざりし事もありけん。善相公悞れるよ似たり。

借哉。又。秦檜が事のちなみよいふ。宋よ奸相韓侂胄あり。その毒惡。秦檜。賈似道と鄰をなすものなり。この侂胄の侂字。字彙。玉篇。正字通等よ見えむ。按侂當作侂。續字彙補。子集。補。侂字。

下云。又人名。宋韓侂胄。蓋取論語託六尺之孤也。今論作侂

第廿九人事 姓名稱謂

近曾。姓氏を略解せしもの。吉田無右卿の官職難義。氏の事あり。白石翁の人名考。訓話の辨あり。安齋翁の秋草卷上も亦姓名の編ありて今古の差別を論じたり。この他。宇野鼎俗字三平。號二。近江人が姓氏解一名辨あり。和漢の氏族を併論せり。異朝の事より精細なれども。天朝の姓族を釋くも。漢ごころもてせしものなれば。僻事も亦多かり。かゝればその言多なる。訛謬も少からず。その善きもの疎漏にして。なほ姓源を究むる由なし。余も亦前版燕石雜志。名字の事を論じたれども。今さら思へば淺しかなりき。且候れることをさしあらず。よりてふたゞび考證す。前よもおなじすぢなるを。復いふとしも思ふべからむ。

天朝の萬姓。その淵源遠なり。これを神紀カミノキに考ふる。或ハ神號より出でたるあり。連宿編或ハ職官より來れるあり。朝臣。直。村主。是等是なり。便是事物紀原公式姓。曰通曆泊帝王五運歷年記。人皇之後。有五姓七姓十二姓紀。則姓之始。疑起於此。氏族博考引通志。曰得姓受氏有三十二類。第一云々。第二云々者。亦この類なり。かゝれども唐山の秦漢以降。その姓氏いたく。秦

れて。本邦の姓族と。その義異なり。天朝の中葉。姓族の制度損益あり。さばれその習を更め給えむ。天武天皇の十三年冬十月。詔して。諸氏の族姓をハ色に混し。廢帝の天平寶字三年冬十月。君の姓を改めて公。伊美後之姓を賜ふといふこれなり。今もなほその習。昔も異なるべくもあらねど。古言を解くこと容易からねば。これを定かし註するものなし。かの元年承恩ひを潜め。心をこゝし苦めて。十の二三を考へ得たり。書紀天武紀曰。十三年冬十月己卯朔。詔曰。更改諸氏之族姓。作ハ色姓。以混天下萬姓。一曰真人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。謹みて按ざる。真人實禮比登なり。まれひとをまひとといふ。辨の省けるなり。この取興實天子之義以命之。この故。諸王。皇親ならざるものより。この姓を賜はらざりき。真人ハ萬姓の上首なれども。後ハ朝臣の姓の殿むら。累世執政たるより。遂ハ真人の上あり。拾芥抄姓戸部。朝臣を第一として。真人と次。且く知ことまこれなり。よりて皇親諸王も。朝臣の姓を賜りて。真人の姓ハ稀となりぬ。第二朝臣ハシハ大臣なり。大臣。此云。阿曾美。玉加都麻卷一。かむねの朝臣ハ。吾兄臣あせまといふ事なり云々といへり。こもよしあるべけれど。證文を引かざれば。ころえがたし。亡友蒲生秀實云。朝臣ハ大臣なり。大字ハ阿の訓あり。あハ大兄。あねハ大姉なりといへり。この説ハ從ふべし。今按ざる。神武紀。大をあなと訓じたり。あなハ。實美

り。漢文一。大哉といへる。再按むる。成務紀曰。三年春正月癸酉朔。己卯。以武内宿禰為大臣也。  
先朝為二據梁臣。今改為二大臣。是朝臣の姓源なるべし。何となれば。職一の大臣。大連。姓一の大臣。大宿禰。  
 氏一の。大中臣。大神など。大字を被一させ給ふもあれど。貴姓の朝臣一は。大朝臣なかり。朝臣  
 の朝一の。大の義なればなり。又前輩の説一。朝臣の朝廷の臣といふ事一にて。漢語より出でた  
 り。後一和訓をつくるるとき。朝夕の意を借りて。あさおんの反一にて。あそんとよみたるな  
 り。といひし一の辭説なり。唐山一にて朝臣といふ。朝廷の臣たるよしなり。朝臣の事。嘗て獨斷  
 あり。見はたさる。そやぐ  
 あるもの。引きたり。姓の朝臣一の。彼義と異なり。その文字一の。漢の熟字を假りたりともいふべし。こ  
 の言語を宗とすなる。字義一は因りて釋くもの。みま傳會なり。又職の大臣一の。和名類  
 聚鈔一。於保伊萬宇知伎美と訓じたれども。この後世の唱なり。和訓類林一。引皇極紀  
 云。大臣於夏於美。玉加都麻。一も亦云。大臣一の。いよしへ。意密於美と唱へて。臣といふ  
 尸一。大といふ言を加へて。たふとみたるなりといへり。第三 **宿禰**の。輔佐一。輔佐一なり。  
 何となれば。くゑの反けなり。へんけと。へんくゑ。ほけきやう  
 を。ほくまきやうといふ如し。ねとゑと横音かよへり。よりてまぐ  
 ゑを。まぐねと唱ふ。即まけなり。この姓源一の。少彦名命より出でたり。須久奈の輔佐のよ  
 しなり。くこと通へり。彦名の矮人一なり。矮人。此云  
 比又男。人をまといふよし。大人をまとなと

いふが如し。この神の身體。いと細小なりければ。高皇産靈神の指間より。漏れ墮ち給ひし  
 とぞいふなる。神如一書  
 の説なり。又少彦名命一の。大己貴尊を佐けて。天下を經營し給ふより。輔佐  
 矮人命一と稱へ奉りしなめり。亡友秀實が職官志を編めるとき。屢。吾廬を訪ひて。職名姓  
 氏の實事などを。討論せしことありけり。そのをり秀實が説一。宿禰は宿衛なり。まとなと  
 横韻通へり。後世侍従の官の如しといへり。余これを否して。さてはまたく漢語なり。古言  
 一叶ふべくもあらむ。猶考ふべしと答へたりき。かくて秀實没して後。これらの愚考を得  
 てしかば。これを彼友の在りし日一。えとき示さざりけるを。いとく遺憾とおもへり。  
 蒲生秀實。俗字伊三郎。號修靜菴。下野宇都宮人。嘗受業於同郷石橋鈴木翁。後遊學江戸。  
 橋居駒込吉祥寺門前。後卜居石町病坊。著九志未成。文化十年癸酉秋七月五日没。年四十  
 七。葬于根津龍興山。臨江禪寺。所云。九志者。神祇志。山陵志。姓族志。職官志。服章志。禮儀  
 志。民志。刑志。兵志是也。山陵志一卷。刻於家。其他稿本猶在。今不知落於何人之手。嗚呼  
 可惜焉。  
 又。前輩の説一。宿禰。宿尼。少名。おなじ事なるべし。とのみいへる。定かならざるときき  
 まなり。宿禰。又足尼とも書けり。いづれよまれ輔佐の假名なれば。異なるべくもあらむ。ま



説苑辨物  
篇。其在  
家。則父  
子。爲。陰。  
其在。國。  
則。君。爲。  
陽。而。臣  
爲。陰。之  
義。其。相  
合。之。理。  
合。へ。り。

ののみいひて。何の事とも解しがたし。その人もいまだ考へ得ざればなるべし。第五  
道ノ師。字の如し。大和畫師。黃書畫師。百濟畫師等の數姓あり。第六 臣。字の如  
し。君を神とし。臣を鬼とを。さとかと通へり。さみのかみなり。かみの陽なり。よとみと横  
音通へり。かみのかよなり。かよの陰なり。蓋君臣尊卑の等なり。使主カキも亦同訓なり。こ  
の君臣佐使の意を借りて。使主とす。即臣なり。訓義の右と同じ。第七 連ムリ。守護ムリ。守ムリ。護ムリ。此云  
毛なり。大連ムリ。大守なり。むともと通へり。らしの反りなり。なりを。ならしとい。この姓源は。大  
已貴神より出でたり。大已貴又作大物主。大國主。古事記作大。猶大連といふがごとし。大國主と  
此も假字を知ら。この神志をわらく。天下を管領したまひしかば。大守の義なり。よりて後世。親  
王の任國を太守と唱ふ。諸臣の守たるもの。大守を冠することを許させ給はざる。  
もとこれのよしなり。かゝれば大連のその任重く。連のその姓高貴はあらず。後世の制度  
は。國守は。五位六位の人。これに任ぜらるゝをもてあるべし。又姓の連の後にして。職の  
大連の先なり。大連は。大已貴よりなり。この號神世よりあり。唯姓と職のみならず。連の人名にもあり。天智紀。大臣  
蘇我臣連子あり。天武紀。馬飼部の造。連あり。是なり。元祚天皇の御宇より。以来。數朝  
大臣と大連を。執政の美稱はたまふものから。連とのみいへば。守護の義なり。大連と同

じからむ。この故は天武の制。連の姓は。迥は宿禰の下にあり。大已貴。少彦名を姓源とせ  
ば。連の姓は。宿禰の上にあるべき理なるよ。さもなきは。太守と守護との等あればなり。  
物主。少那の。後世の守と介の如し。むらじは連字を借りたるは。連比屬續の意なるべし。秀實は。連師の連とし  
て。大連の武官。大臣の文官ならんといへり。文武の差別のとまれかくまれ。連師の辨は字  
義なり。従ふべからむ。又前輩の説は。連は村主なるべしといへり。甚しき誣罔ならむ。  
ついでにいふ。大物主命を。オホモノヌシノミコトと讀み。大國主命を。オホクニヌシノ  
ミコトとよむは非なり。大物主も。大國主も。をべておほなむちとよむべし。その明證  
は。新撰姓氏錄は。大物知命と書きたり。譬へば。姓の村主の主を。りと訓じたれば。大物  
主。大國主の主も。その音なるを。ちよ通ひして。讀むべき理なり。さて。もとむとかよへ  
ば。物主のむちなり。こともと横音亦かよへば。國主のもちなり。大をおほなとよむ。なは  
大きなるの略辭なり。こゝよは大字よ。なるのなをこめて唱ふ。是讀則なり。姓氏錄第  
十三卷に見えたる。姓の大國主も。おほなもちと讀むべし。古事記は。大國主命。亦名大  
穴牟遲命。亦名謂葦原色許男神といへり。これよ由れば。大國主と大穴牟遲は。その訓異  
なるごとく聞ゆれども。そのかの一説のみよこそあらめ。大物主命は。おほものぬしと

假名つけたるの非なり。従ふべからむ

又。按ざる。大臣の。成務天皇の御宇としまりて。舒明。皇極の御宇まで。おほおみと唱へたるなめり。かくて孝徳天皇。としめて左右の大臣を置かせ給ひしかば。後より便宜も。正しき和名なるべしとの聞えむ。何となれば。無と萬と通へり。志と智と横音亦通へり。萬を音便して萬宇と引き。羅を省きたるごとく聞ゆれば。於保伊萬宇智岐美。大連公と。和訓おなじき似たり。五加郡麻呂。まがらみ。蘇州郡岐美。あるを云々といへれど。なほ詳あらむ。當初。大連と大臣の美稱を被させ給ひしとき。彼も此も。おなじ唱よあるべからむ。萬宇智の義。いまだ詳ならねども。ふるく。大臣の和名をらざる事疑ふべからむ

和名鈔。太政大臣を。於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美。大納言を於保伊毛乃萬宇須豆加佐と訓じたり。和訓を旨とせし世なりとも。かうながくしき唱よて。恒の稱呼。便なからん。よりにて前輩も。職名の和訓。後につけたるなるべしといへり。又。按ざる。真人の姓より前。氏もあり。又人の名もあり。用明天皇の皇后を。穴總部間人皇女と申しき。神紀。用明天皇元年。及推古天皇元年。夏四月の條下に見えたり。穴總部の。その乳母の姓なるべし。いよしへり。乳母の姓を取りて。

子皇女は名つけ給ひしなり。間人の皇后のおん諱なり。又。推古紀。間人連鹽蓋といふ者見えたり。十八年。冬。佐那の使。入京の條下に見えたり。この間人の氏なり。連の姓なり。孝徳紀。間人連者あり。五年。春正月の條。下に見えたり。間人連の。姓氏なり。老の名なり。この三間人の。天武天皇。真人の姓を作りて。皇親と賜りし已前あり。是より下の。天武紀。粟田朝臣真人あり。十四年。五月の條。下に見えたり。粟田朝臣の姓氏なり。真人の名なり。當時天皇のおん諱を。天渟中原瀛真人とまうしき。まかれども當朝。真人の姓を制作して。これを皇親と賜り。且その臣下。真人を名とせるものあり。この時。いまだ至尊のおん諱を避けよといふ。制度をければなり。この後。續紀。孝謙紀。崔部の朝臣真人あり。天平勝寶三年。七月の條下に見えたり。崔部朝臣の姓氏なり。真人の名なり。是のみならず。新撰姓氏錄。第二卷。第六卷。間人宿禰間人造の姓を出だせり。間人の氏なり。宿禰造の姓なり。和名鈔。國郡丹後國。竹野郡の。躰名。間人あり。訓結右の間人を。刻本の書紀。及姓氏錄。和名鈔。ハシウトと傍訓たるいたがへり。これをもマヒトと讀むべし。ふるく人名。間字を。ハシと讀みたる例なし。譬へば。天戸間見命。天津彦根命の子あり。御間城入彦五十瓊殖尊。崇神天皇のおん諱なり。べて間字を。まゝと讀みたり。まゝひまの上略なり。姓の真人をもて推せば。間人も實の假字なるべし。又按ざる。宿禰も亦人名あり。姓氏錄。大足尼命。高魂命十二世の

再按。古語拾遺曰。淨御原朝。姓。天下萬姓。其。四。日。爲。泰。漢。二。氏。及。百。濟。文。氏。等。之。姓。一。也。り。の。化。を。思。ひ。て。い。ふ。は。り。と。お。も。へ。の。

後なりといへり。只是のみならむ。允恭天皇のおん諱を。雄淡津間稚子宿禰とまうしき稚子宿禰。今俗。若之助といふ。同音あり。應神紀。小泊瀬造祖。宿禰臣あり。臣の姓。宿禰の名なり。應神十二年。名を賢道臣かしらさかと賜ひし事。同紀に見えたり。仁徳紀。飛驒國有一人。曰宿禰。其爲人。一體有三年。六月の條。下に見えたり。両面。各相背。項合無頂云々。持統紀。佐味朝臣宿那あり。と通へり。宿禰も宿那も。宿禰と同名なるべし。第四 **忌寸**。第八 **宿置**。未詳。且試いひ。忌寸の歸化けいけ。此云伊無なるべき歟。この姓の諸蕃多かり。猶よく考へて。後釋くべし。右ハ性の外。姓氏録載せたる姓。首直。村主。縣主。造等あり。枚擧は違あらむ。を又ひとつふたついん。 **首**。大人大人。此云。なり。人。君父あること。猶身體は頭首あるが如し。よりて大人は。首字を借りたり。是幾訓なり。大人は。人名は多かり。未。なり。さるを昔より。姓の直を。價直の直と誤り見て。なべてアタヒと讀み来れり。をを誤とする明證。新撰姓氏錄第五卷。右京皇別。佐伯直の條下あり。姓氏録云。伊許白別命云々。以狀復命。天皇應神詔曰。宜汝爲君治之。即賜針間別佐伯直姓也。前。直謂君也。と注せしを見。余が言の誣ひざるを知らん。さるを。姓氏録訓詁を施しもの。この條を何とかし

みけん。直の。みなアタヒと傍訓せり。思ひざると甚し。又この姓の君は直字を借用せし。公直無私の義を取れり。直の正なり。萬事正直にして。公ならざるのなし。又。按君子。持直道直道。公也。而行者也。といへることをへなるべし。よりて君は直字を借りたり。又。按。る。姓の君。公。直を幾美と訓じ。官職の守。正。督。首を。加美と訓じたれども。その幾い則一なり。さとかと通へり。さみも亦かみなり。守。正。督。首を。加美と讀むよし。加美かみの鑿あなり。士庶の邪正を鑿みて。善政を行ふの義を取りて。加美といふ。即。鑿あなり。姓の公。君。直も。この意を得て解をべし。繼體紀見えたる。筑紫君磐井が如き。後世よりいへば。筑前筑後守磐井なり。姓の君の。君臣の君はあらむ。廢帝のおん時。君の姓を改めて。公と名給ひしの。君臣の君は。紛れ易きゆゑもあるべし。 **村主**。總領總領。此云。なり。須久利。須久利。の須布流なり。くとふと横音通へりりとると。五音亦通へり。書記及續紀見えたる。筑紫總領。吉備總領。周防總領。伊豫總領。みなスクリと讀むべし。天武紀なる總令所も。和訓須布流乃毛登なり。總領を。姓の村主は作りて。スクは村字を借りたるの。村落の意はて。スククの中略ならん。主をりと讀むの。大物主の主の如し。ちとりと横音通へり。村主の。紀伊國伊都郡の郷名もあり。これももスクリとよむべき歟。和名鈔九の。村主の訓

玄同放言下集

詰聞けたり。又、姓よの勝と書きたるもあり。これもスクリと讀むべし。總領、村主、勝、同訓にて、職官と姓族の差別あり。村主、勝の假字なれども、同姓よのあらむ。なほ公と直と同訓なれども、その姓の別なるが如し。縣主ミヤカミの字の如し。主の首也首此云。勢之の猶加美といふが如し。造ツクリの官掌官掌此云美なるべし。かこ相通を。下略なり。又字義よりて釋けり。みやのみやびの下略。即秀才なり。つり助辭なり。こか相通を。か。かどの下略。即才なり。秀才を。此よのみやつこといふ。下なる禮記の文に照て見つべし。又職の造よ二色あり。國造、伴造是なり。伴造の部、官奴なるべし。令義解篇目云。官奴正大同三年。職員令云。官奴司。正一人。掌官戸奴婢名籍。義解云。依戸令。官戸奴婢。毎年本司色別。各造籍二通。是なり。みやつこと造字を借りたるよし。禮記王制云。司徒論選士之秀者而升之。學曰俊士。升於司徒者。不征於鄉。升於學者。不征於司徒。曰造士。註。不征。不給其繇役也。造成云々といへる。合へり。今この義の隨に釋けり。國造の國の國學なり。造の成士なり。又大領領此云美安通。類聚國史卷五。帝王部。和よも通へり。孝徳紀。少領をスケノミヤツコと訓じたるに據るべし。延暦二十一年十二月庚寅。鎮守軍監。從五位下。道島宿禰御楯為大國造。大國造の大領なり。大領の國司は隸かむ。職員令第二云。大郡。大領一人。掌撫養所部。檢察郡領事。餘准此。

少領一人。掌同大領。是なり。續日本後紀。承和五年云々。嘉祥二年。閏十二月庚午。先是。紀伊守。從五位下。伴宿禰龍男。與國造。紀宿禰高繼。不愜。云々。このときの詔。國造。非國司解却之色。而解却矣。云々。と詔めさせ給ひし事あり。令よ。大少領の國司は隸くものならざればなり。これ亦不征於司徒。といふものよ近し。これらよよりて。國造と伴造の、その威柄の同と知らざるを知るべし。大國造の國造が本なり。その美稱を取りて。姓よも命けられたるなり。姓の和訓かむねなるよ。拾芥鈔上。姓尸と書さ給へる。又無尸姓などいふ事も見えたり。尸をシカバ子とよむよよりて。こよのカバ子と訓するよ。姓とかむねの異なりと思ひ給ひし詔辨の。そやく秋草卷之上。論それたれば。更よもいひを。今按をるよ。カバ子尸字を書きたるの。後人の所為なれども。そのよしなきよあらず。姓の和訓。かむねのはねのほねなり。相通。續紀。十孝論紀。天平勝賢。三年二月己卯。崔部、朝臣真人が上疏。骨名と書きたり。新撰姓氏錄の序よ。氏骨と書きたり。骨字。氏字よ。かの訓なし。この義訓ならん。正しく姓の字訓よ。とおもふ。景行紀。美濃國造。名神骨といふ者見えたり。四年。春二月。神骨の人の名なれども。姓の訓義を釋くを證據とすべし。姓を神骨といふよし。天朝の萬姓の。神の御名より起り。又神世の職名をも取りて。姓とも賜へ

ば。これを子孫に傳へたり。譬へば。人死すれば。その形體は土に成れども。その骨のなほ遺  
 れり。姓はその祖神の骨の如し。こゝをもて姓を神骨といふなるべし。又。髮骨の義ともす  
 べきか。髮も亦骨ともいふ可きものなり。この故に。姓に尸字を書くもの。みな後  
 人の所爲よしあれども。そのよしなきはあらむといふなり。又漢字のまゝに釋せば。姓氏  
 又氏族と熟して。姓も族もその義一なり。天子賜姓命氏。諸侯命族といへり。是上古の制度  
 なり。姓氏の淵源は。斑固白虎通卷三論あり。明に至りて。王世貞宛委餘編十二四部稿卷。千  
 家姓を輯録し。又その氏族の沿革を由を辯じたり。正字通下。姓の下より。書禹貢。毛詩。  
 左傳。前後漢書。唐書を引據し。氏の下辰集。漢書。說文。風俗通。六書故を引きて詳に釋さ  
 ざれども。姓と氏の差別定かならむ。畢竟。秦漢以來。萬姓ものが隨たして。姓の外は氏な  
 ら。氏の外は姓なけれは。本邦の姓氏とその義異なり。かゝれば。こゝに引くも要なし。秦  
 漢以來の人の姓氏は。この土の苗字よひとしければなり。天朝は。姓と氏の差別正しくて。  
 みを朝廷より賜らざるはなし。氏は私に改むるものありしかど。それ將一字の損益も。  
 上表して請ひまうし。免許を歴されば自由よせむ。多治比と。丹辨とし。大柱を亦是上古の制度な  
 り。六七百年以降は。苗字といふものにて來つ。氏と苗字と混雜して。姓を唱ふるものな

ければ。姓氏のありてもなきが如し。まゝのあれども。昔姓氏の正しきときも。稀に姓  
 のなきもあり。その無姓者某と書きたり。三代實錄九。仁和二年冬十月の條下云。三日戊  
 午。勅无姓者。其名清實。賜姓滋水朝臣。實右京一條。これなり。清實元來姓なきはあらむ。十  
 九年以前。罪ありて。屬籍を削られ。その身庶人となりしかば。姓氏なし。この日賜りし。  
 滋水の氏なり。朝臣の姓なり。又間見のまゝに記録するは。姓氏のまればるもの。不知姓某  
 と書くことあり。中右記大治五年。十一月の條。廿三日云々。常陸清原近宗。安房不知姓實信云々。是なり。  
 右に見えたる。清原の氏なり。清原氏の。真人の姓なれども。この時世は。苗字を唱ふるも  
 のも多くなりしかば。氏のみ唱へて。姓を省くが恒となりぬ。愚意かくの如くなれども官  
 祿なきもの。及家譜連綿として。正しきものあらむ。姓を書くこと憚るべし。庶人の  
 昔も姓なし。又。按ざるは。拾芥鈔中卷。之上無尸姓と題したる。五十六氏の中は。天神。地祇。  
 天孫といふ姓あるは心得がたし。こと賢熙公。ゆくりなく。姓氏録の神系を。見損じ給  
 へる歟。何となれば。姓氏録は。神別と題せしむ。神世より別れたる姓氏なり。その神別は  
 も。天神より別れたるあり。地祇より別れたるあり。天孫より別れたるあり。これを亦分た  
 らん爲す。卷十一。左京神。天神。藤原朝臣。云々。大中臣朝臣。云々。卷十二。左京神。天神。大伴宿

彌云々。佐伯宿禰云々。同卷。天孫。出雲宿禰云々。入間宿禰云々。卷十六。地祇。石邊公云々。狗人野云々。卷十七。地祇。吉野連云々。大神朝臣云々と録したり。この外は。天神。地祇。天孫といふ姓氏あることを聞かず。かむねと姓の異なるものよしたまひしと。天神。地祇。天孫を。姓なりと見給ひし。またく千慮の一失もやあらすべからん。又。按むるに。大神朝臣を。オホカと傍訓たることたがへり。おほみわのおそんと讀むべし。書紀に。大三輪と書けり。神朝臣。神社氏もこれよおなじ。新撰姓氏錄卷十曰。大神朝臣。素佐能雄命六世孫。大國主神之後也。初大國主神。娶三島溝杭耳之女。玉飾姬。夜未曙去。不曾盡到。於是玉飾姬。續等係衣。至明隨等尋菟經於茅渟縣陶邑。直指大和國御諸山。還視等道。唯有三紫因之號姓大三紫。又大和國城上郡の郷名も大神あり。これをば於保無知と唱ふ。和名餘おほむちの。おほむちの中略なり。平氏の軍書に記すもの。桓武の皇子。葛原親王の子孫ならざるのなし。

新撰姓氏錄。編末追加云。桓武天皇男。一品式部卿。葛原親王一男。大學頭從四位下高棟王。天長二年閏七月。賜平朝臣姓。實左京。貞觀九年五月。至大納言正三位。薨。六十四歳。爾後高棟朝臣弟。無位高見王男。高望王。亦賜姓平朝臣。是平相國入道以下。諸平祖。

そが中より。ひとり高望朝臣以後。世よあらはるゝもの多かり。累世軍功あればなり。世俗のこれよよりて。平家といへば。葛原の後裔に限れりとおもへり。この故に考證す。平氏は數家あり。なほ源氏に數流あるがごとし。その祖皇を掲ぐるもの。桓武。仁明。文德。光孝の四帝是なり。延長八年六月廿六日。藤原朝臣清實卿と俱に。清涼殿にて震死せし。右中辨内藏頭。平希世朝臣の。仁明天皇の御子。本康親王の男。雅望王の子なり。おなじ親王の子。行忠王の男。佐幹王も。平朝臣の姓を賜ひき。見三皇統紹運錄。及諸家。大原國卷四。平氏傳。又文德天皇の御子。惟彦親王の孫。寧幹王も。平朝臣の姓を賜ひき。平寧幹の。惟世王男。世よしられたる。歌人。平朝臣無感の。光孝天皇の御子。是忠親王の男。興我王の孫なり。興盛也。平朝臣篤行の男也。三代實錄。卷四十九。光孝天皇紀。仁和二年。秋七月十五日壬辰。山城守。從五位上。興我王男。安なれども。葛原親王の子孫ならざるも亦多かり。葛多親王桓武天皇子。葛原親王弟。新撰姓氏錄撰者の子。正躬王の男。諸姪等十五人。

三代實錄卷六。清和紀。貞觀四年。夏四月廿日戊午。勅參議正四位下。行彈正大弼。正躬王男。散位從五位下。住世王。无位繼世王。基世王。家世王。益世王。是世王。經世王。尚世王。行世王。故從四位上。正行王男。高踏王。高居王。故從四位下。雄風王男。定相王等十五人。賜姓

平朝臣。先是正躬王執表曰。云々。竊見宗門。賜姓者多。臣意所欣。在乎朝臣。請除非女子所  
有。男兒皆賜平朝臣。亦復諸姪等希望之。同預於此矣云々。至是許之。

賀陽親王桓武天皇子。葛原親王弟。の後。平身王同書卷廿四。貞觀十五年。九月廿七日己丑。左京人。幸身王。賜姓平朝臣。賀陽親王之後也。仲野親王桓武子。葛原。萬多親王弟。の孫。

茂世王の子二人。好風。貞文。同書卷廿六。貞觀十六年。十一月二十一日丙午。從五位上。守刑部卿。兼行加賀守茂世王。上疎附。賜男從五位下好風等姓。云々。伏望件好風貞文二人。賜姓平朝臣。云々。朝臣。賀陽親王弟。

許之。萬多親王の孫。正行王の子。高平。同書卷三十二。陽成紀。元慶元年。三月廿七日癸巳。無位高平王。贈一品萬多親王孫。正四位下。正行王之子也。賀陽親王

の孫。潔行王。同書三十四。元慶二年。十二月廿五日丙戌。無位潔行王。同書卷三十七。元慶四年。正月廿六日庚辰。左京人。文章生。無位。仲野親王之子也。雄風王の男。平朝臣定相の弟。有相王。

同書卷三十七。元慶四年。正月廿六日庚辰。左京人。文章生。無位。仲野親王之子也。仲野親王の曾孫。遂良王。同書卷四十五。元慶八年。三月八日己巳。無位遂良王。賜姓平朝臣。從五位下。越中。平朝臣定相之弟也。

朝臣。仲野親王孫。從四位上。源世王之子也。おなじ親王の裔。安典王。同書卷四十七。光孝紀。仁和元年。二月八日甲寅。無位安典王。賜姓平朝臣。故二品仲野親王之後。從四位上。輔世王之子也。大凡

この諸平の。葛原親王の子孫。あらず。かゝれども入道相國。津海。及北條氏。織田氏。兵馬

の權を執りて。海内を武斷せしかば。よよこの平氏の多かるも。おのづからなる勢なるべ

し。萬姓の中。その文字の優美なる。源平兩朝臣。よますものなし。平朝臣の。平安宮の平を

とれり。**藤原氏**。よも。鎌足公の子孫。ならざるあり。藤原朝臣。弟貞卿。是なり。續紀。廢帝紀。

天平寶字七年。冬十月丙戌。參議禮部卿。從三位。藤原朝臣。弟貞亮。弟貞者。平城朝左大臣。長

屋王子也。天平元年。長屋王自盡。其男。從四位下。膳夫王。無位桑田王。葛木王。鉤取王。皆經。時

安宿王。黃文王。山背王。并女教勝。復合從坐。以藤原太政大臣之女所生。特賜不死。勝寶八

歲。安宿王。黃文王。謀反。山背王。陰上其變。高野天皇。嘉之。賜姓藤原朝臣。名弟貞。かゝれば弟

貞卿の藤原氏なる也。母氏の姓なり。こと皇列の藤氏といふべし。**源氏**の。嵯峨天皇よ

りこなた。文德。清和。光孝。宇多。醍醐。村上。花山。三條の數流あり。しかれども中葉より。清

和の一流紛員たり。これも亦。おのづからなる威徳なるべし。源氏。與天子同源といふ義

を取りて。命ぜられたりとおもほゆ。北史。第十列傳。第六。源賀傳云。源賀。西平樂郡人。私署河

西王禿髮傳檀之子也云々。太武素聞其名。及見器其機辯。賜爵西平侯。謂曰。卿與朕同源。因事

分姓。今可爲源氏。といへるよよざし給ひしならん。又。按ざるよ。續紀。聖武紀。天平八年。

十一月丙戌。從三位葛城王。從四位上佐爲王等。請姓表曰。賜姓命氏。或真人。或朝臣。源始王

家。流終臣氏。同書。孝謙紀。天平勝寶三年。二月己卯。典膳正。正六位下。崔部朝臣真人等。請

改其祖巨勢大臣。爲崔部大臣。疏曰。遂骨名之緒。永爲無源之氏。望請云々。これらによやく。

姓源の故事を取りたり。はいてよいふ。三代實錄。陽成紀。元慶八年。二月廿三日の叙位の條。從四位下源朝臣平

亦この類なり。清和。よよきて。嵯峨。宇多。村上の三源も。俗よ知られたる多かり。この渡邊。佐

々木。赤松等。影軍書。あらず。これたればなり。源氏。皇子。必命ぜらる。氏をれば。花山。

三條以後なるも。おほ多からん。考ふべし。**柿本氏**の國史に見られたるも多かめれど。人麻呂の漏れたり。只その考据とすべきもの。萬葉集のみ。その時世の。淨御原の朝。天武より見えて。藤原宮の季文武。迄あり。平城の朝。元明に暨びざりし事。萬葉集第二よて去らるゝと宇比麻奈備卷上一いへり。柿本氏の新撰姓氏錄卷七。大和國皇別。天足彦國押人命之後也。敏達天皇御世。依家門有柿樹。為柿本臣。といへり。初の臣の姓なりし。天武天皇十三年。十一月戊申朔。大三輪君等五十一氏ととも。朝臣の姓を賜ふよし。書紀卷二に見えたり。さて柿本氏の國史に見られたるを檢する。天武紀。小錦上小錦上。見三十年十續紀。元明紀。從四位下。柿本朝臣佐留。和銅元年。夏四月壬午。聖武紀。柿本朝臣建石。神龜四年。正月位下。本位。柿本朝臣濱名。天平九年。九月癸巳。從五位下。柿本朝臣市守。天平廿年。二月己未。從五位正六位上。柿本朝臣濱名。天平九年。夏四月庚申。任備前守。柿本朝臣小玉。天平九年。十二月丁亥。從五位下。本位正位元年。六月壬辰。任安藝守。五年。冬十月壬子朔。補主計。柿本朝臣。天平勝寶二年。十二月癸亥。從五位上。慶長紀。天平勝寶八年。春正月乙巳。從五位上。柿本朝臣。天平勝寶二年。十二月癸亥。從五位上。續日本後紀。柿本安永。卷十二。承和九年。十月丁丑。從五位下。諸司有。文德實錄。柿本朝臣枝成。見卷三。仁壽元年。十一月甲午。從五位下。本位正六位上。通計七人なり。これ柿本朝臣人麻呂を加へて。八人とすべし。又。

**人麻呂** 一。同名多かり。續紀聖武紀。阿保連人麻呂。卷十七。四丁。陽侯史人麻呂。卷十七。廿孝謙紀。阿倍嚴臣人麻呂。卷十八。三丁左。石川朝臣人麻呂。卷十八。廿八丁左。右。卷三十四。九丁左。十六丁左。光仁紀。加茂朝

臣人麻呂。卷廿一。廿丁左。卷三十三。六丁左。卷三十三。桓武紀。出雲臣人麻呂。卷四十。五。續日本後紀。文部人麻呂。卷九。六。伊蘇志臣人麻呂。卷四。六。類聚國史。佐伯宿禰人麻呂。卷六十六。通計九人なり。これ柿本朝臣人麻呂を加へて。十人とすべし。又小説。惡七兵衛尉景清が女人丸あり。かれ共。獨柿本人麻呂のみ名たる。詠歌の徳なり。但史に漏れたるを。遺憾とするのみ。以下係于人名。國史に見られたる人名の。真名假名。打ちまかして書きたる多かり。そが中。宇合の馬養。不比等。史。職名之史。皆同訓あり。身扶。身刺。武藏なり。三輪君身扶。見雄略紀。蘇我日向。字身刺。見孝徳紀。赤尾。鮮魚也。吉備赤尾。見雄略紀。鹿父。家尊なり。菱城邑人鹿父。見仁賢紀。分注。鹿父人名。俗呼父為柯曾。飽田。芥なり。鹿木妻飽田女。見仁賢紀。粟田朝臣飽田麻呂。見續後紀。尾與。鱗。音朕。和名乎古之。今俗曰乎古善。大連物部尾與。見欽明紀。此他。有作興志。男事志者。皆鱗假字。稻目。黎明なり。大臣蘇我稻目。見欽明紀。瓊岳。爾閉。和名鈔。鯨音免。辨色立成云。仁倍。一云久智。河内臣瓊岳。見欽明紀。阿倍朝臣爾閉。見元明紀。久僧。尿なり。錦織首久僧。見推古紀。此他。名尿者多有之。乃集錄左方。入鹿。鯨。浮布二音。和名伊流可。蘇我臣入鹿。更名鞍作。見皇極紀。是後同名者



多有) 頰垂ハシの螢火なり。(阿曇連頰垂。見齊明紀) 赤兄アカノイの紅纈ベニなり。(左大臣蘇我赤兄。見天武紀上) 虫名ムシノナの絡ツルなり。(石川朝臣虫名。見天武紀。刑部直虫名。見光仁紀) 佐留サロの接ツグなり。柿本朝臣佐留。見元明紀) 半後閑ハナノチノヒラの齊イソ也。(波多朝臣半後閑。見文武紀。持統紀。作羽田朝臣齊。分注云。齊。此云半五閑) 武智麻呂タケチマロの藤麻呂也。(左大臣。藤原朝臣武智麻呂。見聖武紀。武智讀爲多計智者非。藤原朝臣藤。見續後紀卷十七。蓋別人也) 伊多智イタチ(又作伊達)の鼯鼠也。(佐伯宿禰伊多智。見廢帝及孝謙後紀) 刀良タケノリの虎なり。(秦刀良。見孝謙後紀。生部虎。見持統紀) 勝雄カツユキの堅魚也。(石上朝臣勝雄。見聖武紀。是後。同名者多有) 作良サカの櫻ウツギなり。(紀朝臣作良。見續紀桓武紀。佐良王。見殘缺後紀。桓武紀。藤原朝臣櫻麻呂。見變域天皇紀) 福良フクノリの袋フクロなり。(淡海真人福良麻呂。見類聚國史卷三十五。節婦福良女。見同書卷五十四) この他おほあり。さのみとして省きつ。近世の草紙物語も。西行法師の俗名。佐藤憲清を。義清。則清とも書き。曾我五郎時致を。時宗とも書きたる。この類多かり。これも亦。言語を旨として。字義は拘らざりし。いよしへの遺事ほどありける。○古書を読む。時世の定かならむとも。人の姓名よりて。その時世も。大かたは推してからるものよなん。さればいよしへの人の名を。今より見れば。異なりとおもへども。當時

の。その名を同じうするものといふ多なるも。今人の名。其右衛門。其兵衛など。同齊合壁。同名のもの多かるをもて。推してあるべし。大約六史に見られたる。播磨。同名多かる中にも。馬養ウマノリの巨勢朝臣馬飼ウマケ。書紀天武紀下伊與部連馬飼。持統紀。又文武紀。四年六月。藤原朝臣宇合ウケ。續紀卷八。元正紀。養老三年。正月壬寅。條下。作馬養。其小野朝臣馬養。元正紀。文忌寸馬養。續紀十三。調連馬養。上。猪名真人馬養。續紀八。元正紀。猪名田朝臣馬養。同。船木直馬養。續紀三。この他猶あるべし。牛養ウシノリといふ名も亦多かり。都努朝臣牛飼ウシケ。書紀天武紀下多治比真人牛養。續紀十三。聖武紀。同。真人牛養。大伴宿禰牛養。同。大田部連牛養。同。守部連牛養。續紀十四。土師宿禰牛勝。上。紀朝臣牛養。同。春日連牛養。年。五月丙申。賜姓春日連。弓削宿禰牛養。同。二十八牛養牛勝。同。訓。い。あ。ね。とも。類をよせてこゝに載せたり。この他。藤原朝臣鷹養。續紀三十。坂上忌寸犬養。同。廿五。海原連魚養。同。廿九。あり。この類おほあるべし。老子ラジ子老シラ大人オホナリなどいふ名も多かり。氷連老ヒツル。書紀卷廿。間人連老マノリ。同。紀臣大人キノリ。天智紀。三輪君子首ミヅノリ。天武紀。羽田公大人ハノリ。同。國之子クニノコ大神君子首オホナリ。同。廿九。平群臣子首ヘラノリ。同。穴人造老アナノリ。上。河邊臣子首カノリ。上。調忌寸老人ツクシノリ。同。持統紀。伊美岐老人イミノリ。同。田邊史首名タノリ。持統紀。又。道公首名ミチノリ。卷四。承和二年。春正月癸亥。左京人。道唐史生。道公廣持。賜姓道朝臣。條下。作道公首名。路真人大人ミチノリ。同。二。文。紀朝臣音那イナ。同。五。元明紀。右大臣。阿倍朝臣首名アノリ。同。十二。總積

朝臣大人。同世五 榎井朝臣子祖。同世三 大中臣朝臣子老。同世三 同村國連子老。同世三 伊勢朝臣老人。同世四。桓武紀。老人光仁紀。作三子老。未詳。我是一 文室真人子老。同世四。光仁紀。同世四。桓武紀 石川朝臣乙名。同世四。桓武紀。殘缺後紀八。桓武紀 廣井宿禰弟名。同世四。桓武紀。老人十一人。老四人。老人二人。子老七人。子祖一人 この他猶あるべし。按ざる。老の孝徳紀。間人連老の下に分注して。老此云於喻とあれ。いづれもおゆと讀むべし。大人の。おとなと讀むべし。印行の書紀。及續紀。大人を。ウシ。老人を。オキナヒト。と傍訓たるいたがへり。首名音那。乙名。弟名。みな大人の假字なり。老人の。おきなと讀むべき。おふ。翁と書きたる人名なれば。是をもおとなと讀むべし。子首の。小老の假字なるべければ。子老。ひとしく。こおゆと讀むべし。首名を大人に假りたるよしと。姓の首を。おほと。讀むより。ほを省き。名字を加へて。おとなと訓じたり。この時世の。俗いふ萬葉假名の行のるをもて。人名も。異字同訓のもの多し。且假名遣ひの正しきを見るべし。  
かさねていふ。天武紀下。忌部首といふ者見えたり。印本。名首。カサベと傍訓たるいたがへり。こも前録。し子首。準をれば。老の假字あるべし。又元正紀。高田首久比麻呂あり。この久比の假名あるべし。  
 又按ざる。萬葉集第六。大貳。小野朝臣老。及神社忌寸老が歌あり。第十六。吉田連老といふ者見えたり。この類の名。被書より猶多かり。忌部首と共。又四人。老の通計八人あり **沙彌麻呂** とも。同名六人あり。佐伯宿禰沙彌麻呂。同世三。桓武紀。元明紀 阿倍朝臣沙彌麻呂。同世三。桓武紀。聖武紀 土師連沙彌麻呂。同世三。桓武紀。聖武紀

犬養宿禰沙彌麻呂。同世三。桓武紀。同世三。孝 昆解宿禰沙彌麻呂。同世八。桓武紀。延暦四年。五月戊戌。改三本姓。賜二雁高 是なり。**入鹿** も同名四人あり。蘇我臣入鹿。書紀。皇和朝臣入鹿麻呂。同世三。殘缺後紀五。粟田朝臣入鹿。同上。又見。多朝臣入鹿。同世三。是なり。 **蝦夷** も亦二人あり。蘇我臣蝦夷。皇極紀。加茂朝臣蝦夷。持統 **守屋** も亦二人あり。物部弓削連守屋。推古 大伴連杜屋。天武 杜屋の守屋の假字なり。守屋の今いふ番屋の事なり。件の兩人。取りてもて名とせり。續紀。光仁紀云。天應元年。五月甲戌。伊勢國言。鈴鹿關城戸。并守屋四間。始十四日至十五日。自響不止。其聲如以木衝之。これなり。抑守屋。蝦夷。入鹿等の逆臣なり。まかれども。爾後同名の者多かり。後世嫌忌の甚しきもの似ざるものなり。**押勝** も亦同名あり。河内馬養首押勝。欽明 藤原惠美朝臣押勝。慶應 この他。天武紀。綏造忍勝あり。押勝。忍勝同訓なれども。假名の異なり。この同名よりあらむ。**清麻呂** も同名四人あり。田口朝臣清麻呂。續紀世八。桓武紀。一本作三淨麻呂 大中臣朝臣清麻呂。同世三。孝 石川朝臣清麻呂。同世三。光仁紀 和氣朝臣清麻呂。孝 中。和氣氏のみ。婦幼いもしられし。精忠當時。凛然たればなり。**家持** も亦二人あり。小治田朝臣宅持。續紀三。文武紀 大伴宿禰家持。同世八。桓武紀 **黒主** とも同名あり。池田朝臣黒主。類聚國史九十九。節婦春部君黒主女。同世五。十七 これ。大伴宿禰黒主を加へて。三人なるべし。**後** とも亦同名あり

り。許勢臣猿。書紀十九。柿本朝臣猿。同十九。天武紀。これに猿北大夫を加へて。三人なるべし。猿大夫の事未詳。一説に。柿本朝臣猿。是との人ありといへれど。定かあらざる。宇比麻奈備。辨あり。この他。土蜘蛛打猿。景行紀。紀朝臣猿取。類聚國史六十六。紀朝臣猿。猿取。朝臣田上之祖父也。神紀。猿田彦神。猿女の君あり。絡ヨロも同名あり。石川朝臣虫名。天武刑部直虫名。光仁。この他。仁明天皇の嘉祥二年。七月廿九日の券書。辛國虫名女。好古曰。あり。雷ライも同名あり。小子部雷。書紀十四。雄略紀。雷初名。雷。七年秋七月。雷使。螺。螺乃坂田公雷。同武紀。正月。も同名あり。中臣連正月。書紀二十。正月王。又作。年都岐王。光仁紀。この他。萬葉集第十六。大舍人。巨勢朝臣豊人。字正月麻呂。といふ者見えたり。虫ムシをもて名とせしもの多かる中。粟田臣飯虫。書紀廿五。阿倍朝臣殺虫。書紀十一。その名雅致たるにあらねども。意味がもしろし。この孔子家語執事なる。保蟲保蟲三百有六十。而人為之長。より出でたるなるべし。この他。縣主飯粒。書紀十八。東漢氏直隸兒。同十九。舍人造隸虫。同十九。あり。右におなじ意にて。名つきたるべし。福草フククサも同名あり。葛城福草。書紀廿五。神社福草。同是なり。隸レイも同名多かり。大伴連隸。書紀廿三。河内直隸。同廿七。氏直隸。同廿八。廬井連隸。同粟田朝臣隸。同廿六。大伴宿禰隸。上刑部造真隸。七。清和紀。鮪シロも亦三人あり。八口采女鮪女。書紀廿三。物部本井連鮪。同廿五。吉士小鮪。同廿七。この他。萬葉集第十六。土師宿禰水通。字志輝麻呂。といふ者見えたり。この志輝も。鮪の假名よりあらぬ歟。考ふべし。堅魚カツをもて名とせし。石上朝臣勝雄。書紀十一。河原毗登堅魚。同廿。縣犬養宿禰堅魚麻呂。同廿七。安倍朝臣堅魚。類聚國史二。大伴宿禰雄堅魚。又作。小堅魚。伴宿禰真堅魚。類聚國史九十。この他。豐岡宿禰真黑麻呂。書紀二。この真黑麻呂の真黒も。目黒堅魚の事ならん歟。目黒堅魚の名目。東鑑に見えたり。鮒フナをもて名とせしもの。凡直黒鮒。書紀廿九。大中臣朝臣鮒取。平城天皇紀。安倍朝臣綱繼。書紀七。高道宿禰鮒釣。同この他。鮒身命。姓氏錄。小鮒王。萬葉集。又。仁明天皇嘉祥二年。十一月廿日。賣買家地の券書。秦忌寸鮒女。好古曰。あり。鮒魚フナも亦同名あり。吉備品運部雄鮒。書紀十。難波玉造部鮒魚女。同十五。鴨朝臣子鮒。書紀十八。鮒フナも亦同名あり。物部尾興。書紀十九。蘇我臣興志。同廿五。尾張宿禰乎己志。元明紀。大神朝臣興志。同六。凡連男事志。同九。元明紀。これらの名も。て鮒の假字なり。鮒魚フナも亦同名あり。蓋屋鮒魚。書紀廿五。年德紀。分注。部宿禰鮒魚。同廿九。鮒フナも亦二人あり。紀朝臣鮒麻呂。續紀廿八。田口朝臣佐波主。續紀。この他。林宿禰婆娑。續紀廿五。續紀。あり。この婆娑國の婆娑なるべし。この餘。魚をもて名とせしもの衆夥なり。故舉に違あらざる。按ざる。魚の陰中の陽なり。こゝをもて。むかし百官の名。多く取れるなるべし。萬葉集。白。水族乃陰中之陽。何以知其然歟。云々。魚乃陰物。

而得陽氣多。故腹内生脬。是以能浮躍。魚目晝夜不瞑。因知其為陰物。而得陽多者也。といへり。この小をもて。大<sub>一</sub>譬へば。人主の陽なり。庶民の陰なり。百官の陰中の陽なり。加之。諸魚天神御子に仕へ奉りし故事あり。古事記<sub>上</sub>。天津日高日子番能邇邇藝命天降りまして。竺紫日向之高千總之久志布流多氣<sub>一</sub>座せしとき。底度久御魂。都夫多都御魂。沫佐久御魂等。菟田毗古命を送りて。還り到る條下<sub>一</sub>云。乃悉追聚鱗廣物。鱗挾物。以問。言汝者天神御子仕奉耶。之時。諸魚。皆仕奉白之中云々。後生の人臣。名を鱗<sub>一</sub>取るもの多かりしも。これら<sub>一</sub>縁りての事なるべし。又按ざる<sub>一</sub>。同書<sub>上</sub>。大穴半遲神欺むかれて。八十神<sub>一</sub>焼かれ給ふ段<sub>一</sub>云。神産業日之命。時乃告訓黒貝與蛤貝比賣命。作活。云々といへり。鱗<sub>一</sub>をもて名とすること。こやくこ<sub>一</sub>見えたり。又按ざる<sub>一</sub>。都宿禰腹赤<sub>一</sub>。類聚國史九十九。位<sub>一</sub>と。粟宿禰鱗麻呂<sub>一</sub>。其<sub>一</sub>の名を等類とせん歟。一説<sub>一</sub>。腹赤<sub>一</sub>の鱗なりといへり。今俗に。蛙の子を腹赤子といふなり。又一説<sub>一</sub>。腹赤<sub>一</sub>の地名なり。肥後國玉名郡長渚<sub>一</sub>。腹赤濱あり。この海濱<sub>一</sub>。漁取る魚を。久爾倍といふ。腹赤<sub>一</sub>。即久爾倍の事なり。その濱<sub>一</sub>よりて名を得たりといへり。いまだ孰れか是を忘らむ。江家次第<sub>一</sub>。卷<sub>一</sub>。腹赤<sub>一</sub>の條下を考ふべし。儒佛名號<sub>一</sub>をもて名とせしむ。宮首阿彌陀。書<sub>一</sub>。我閉連阿彌陀。元正<sub>一</sub>。衣縫造孔子。同

文忌寸釋加<sub>一</sub>。同<sub>一</sub>。大宅朝臣君子。同<sub>一</sub>。船連夫子。同<sub>一</sub>。阿倍朝臣子路。同<sub>一</sub>。彌老子。同<sub>一</sub>。等あり。これらの兒戲<sub>一</sub>。近し。この故<sub>一</sub>。高野天皇神護景雲二年。五月丙午。詔曰。入國問諱。先聞有之。况從今何曾無避。見諸司入奏名籍。或以國主國繼名。向朝臣名。可不安心。或取真人朝臣。立字。以氏作字。是近冒姓。後用佛菩薩及聖賢之號。每經聞見。不安于懷。自今以後。宜勿更然。昔里名勝母。曾子不入。其如此等類。有先著者。即改換務從禮典。見<sub>一</sub>。禁めさせ給ひしことありけり。爾後圓融院の御宇<sub>一</sub>。藤原朝臣伊尹公<sub>一</sub>。一條院の御宇<sub>一</sub>。藤原朝臣伊周卿<sub>一</sub>。伊周<sub>一</sub>。伊尹周公且を。一字つゝ。取り給ひしなり。是より先<sub>一</sub>。藤原諸葛<sub>一</sub>。漢の孔明が復姓を取れり。又花山の朝<sub>一</sub>。大江匡衡あり。漢の匡衡を取れるなるべし。かくてこの類の名。遂<sub>一</sub>降りて。一條院の御宇<sub>一</sub>。江口の遊女小觀音<sub>一</sub>。高倉院の御宇<sub>一</sub>。加賀の佛<sub>一</sub>。山城國淀河漁者。彌陀二郎<sub>一</sub>。里見の家臣。原田大佛之介。菅野神五郎<sub>一</sub>。これら<sub>一</sub>の姓名。軍記野乘<sub>一</sub>。猶あるべし。徒然草八十二段<sub>一</sub>。連歌しける法師。何阿彌陀佛。十六夜日記<sub>一</sub>。藤原爲相卿の母阿彌尼。阿彌陀佛。武田強六入道定佛<sub>一</sub>。入道せしもの。其佛と號することありけり。書名<sub>一</sub>を取りて名とせしもの。長谷部文選<sub>一</sub>。伴宿禰中庸<sub>一</sub>。特<sub>一</sub>甚しとおもふ。尿<sub>一</sub>をもて名とせしもの多かり。その押坂史毛尿<sub>一</sub>。錦織首久僧<sub>一</sub>。倉臣小尿<sub>一</sub>。

倍朝臣男原。日本書紀。天長中入。下平部。下尿麻呂。三代實錄十。節婦。巨勢朝臣尿子。同廿二。下野尿子。孝紀。恩海。山。下氏。則妻。いと異なる名なれども。時俗の習ひ。亦怪む。足らざる。今俗。平氏にして。源を名とし。藤氏にして。平を名とし。末子を太郎と名つけ。長男を二郎。三郎。五郎など名つけたるをも。昔の人なほ在らば。よ異なると思ふべし。

昔も二男を太郎と名つけし事。小説より稀あり。落窪物語卷の四。父のおどく云々。兄の童よおぼしませ。司えさすとも。兄よまさらん。とまへて此子を。太郎よせさせ給へと。常よのたまひて。御名も。弟太郎となん付け給へりける。云々といへれど。淨きたる草子物語を。證よのまがたし。まして愛子の事なれば。その此物語のみは限れり。これらの類よりあらで。天武。持統の朝廷より。文徳。清和の朝廷まで。縁氏取名たるもの多かり。その類をい。都努牛飼。都努の角をり。角よ。柿本後。以上。柿本建石。橋諸兄。枝。以上。兼笠麻呂。以上。松小楨。山邊何鹿。河鹿の。丹波國の郡名あり。イカナ。石川毛比。水。淡路三松。石川淨。濱。加茂大川。石川魚麻呂。林山主。以上。橋枝子。橋千枝。橋時枝。橋末茂。橋枝主。以上。松湊守。石川橋繼。御松賀祐。以上。類史。南湖永河。實錄。柿本枝成。橋信蔭。橋三夏。以上。三。この他。猶あるべし。近采狂歌師の狂名といふもの。これに近し。氏に縁りて名を取る事

の。唐人の名に縁りて。字せしよ本つきたるか。譬へば。顔回。字子淵。阮籍。非論曰。通謂。仲由字子路。由與顔近。子路無一名也。然不載。諸の如也。六親をもて名とせしもの。坂本吉士長兄。皇極。兩雅。取二由之字。以爲。無一名。一。

額田部連男。孝紀。百舌鳥長兄。同。佐々貴山君親人。武。文室真人古能可美。光仁。古能。この他。巨勢臣人。天智。多治比真人家主。聖武。あり。男子として女子めきたる。小野臣妹子。推古。な

り。六史中無。等類名。吉備弓削部虚空。雄略。秦吾寺。孝紀。白髮部。同。雖波吉士胡床。同。忌部宿禰雲梯。類史。九。十九。石上朝臣。雖。同。秋篠朝臣庚子。十一。これらに絶えて等類なし。

惡名を。罪人よ賜ふことあり。孝謙天皇天平寶字元年。秋七月庚戌。勅問橋奈良麻呂云々。於是皆下獄。又分遣諸衛。掩捕逆黨。黃文。政。多。道祖。度比。大伴古麻呂。多治比積養。小野東人。賀茂角足。政。多。道祖。度比。大伴古麻呂。多治比積養。小野東人。賀茂角足。百志。等。並杖下死。安宿王云々。孝紀。黃文王よ賜りし爵名。多夫禮よ戯なり。

今俗よ。たけといふよおなじかるべし。道祖王の罰名。麻度比に迷なり。今俗よまごつまなどいふ類なるべし。角足が罰名。乃呂志に遲鈍の義なり。今俗よ。のろまといふよ。おなじかるべし。のろま。鬼。野日松。つかひし木。野日末人形といふよ。起る。といふもの。廢帝天平寶字五年。三月己酉。孝原王。座以刃殺人。賜姓瀧田真人。流多槲島。三。高野天皇神護景雲三年。五月壬辰。不破内親王有罪。詔賜厨真人厨女姓名。令其在京中。

今俗よいふ。まゝたき女よひとしかるべし。野名よあらねど。この野女よ似たる名。平群朝臣炊女あり。炊

國從一位平野神社。云々。同神社類一人。御炊女。神護景雲三年。九月己丑。和氣清麻呂。賜名穢麻呂。為因

人。云々。この炊女。神社。類けらる。職名あり。仁明天皇承和九年。秋七月庚申。罪人橋邊

幡國員外少。未及之任所。俄流於大隅國。仁明天皇承和九年。秋七月庚申。罪人橋邊

勢。除本姓。賜非人姓。流伊豆國。仁明天皇承和九年。秋七月庚申。罪人橋邊

の非なり。維摩詰經。不思曰。譬如人畏時。非人得其便。注。非人。如羅刹變形為馬云々。

呂氏春秋。疑似篇云。梁北有黎丘部。有奇鬼焉。喜效人之子姪昆弟之狀。邑丈人。有之市而

醉歸者黎丘之鬼。效其子之狀。扶而道苦之。丈人歸。酒醒而誚其子曰。吾為女父也。豈謂不

慈哉。我醉。汝道苦我。何故。其子泣。而觸地曰。孽矣。無此事也。昔也往。而責於東邑人。往可

問也。其父信之曰。嘻。是必夫奇鬼也。我固聞之矣。明日端復飲於市。欲遇而刺殺之。明日之

市而醉。其真子。恐其父之不能反也。遂逆迎之。丈人望其真子。拔劍而刺之。丈人云々。この

奇鬼のごとき。皆非人といふべし

といへり。現一狐狸の人よ變ぜしも。非人なり。逆臣の隱謀も。非人の所為なり。源平盛衰記。

十六義經始終事の段。此兒打チ笑ヒテ云々。加様ニ文盲ノ身ニテハ。法師ニ成リタリ共。非人ニコロアラメトテ云々。總て。人なみならぬを。非人といふなり。唐山よても。罪人の族

を貶し。惡姓を賜ひし事あり。三國の季。吳孫秀。晉の南頓公宗。梁の豫章王綜。武陵王紀。

隋の楊玄感等。皆其人なり。三國志。吳志。宗室傳。孫匡傳云。秦子秀。秦孫匡子。秀。即匡之孫也。為前將軍夏

口督秀公室至親。握兵在外。皓吳主意不能平。建衡三年。皓遣何定將五千人。至夏口。先是民

間僉言。秀當見圖。而定速機。秀遂驚。夜將妻子親兵數百人奔晉。以秀為驃騎將軍。儀同三司。

封會稽公。江表傳云。皓大怒。追改秀姓曰厲。晉書列傳。第二汝南王亮傳附云。宗。即南頓。字延祚。

元康中。封南頓縣侯。尋進爵為公。云々。感和初。御史中丞鍾雅劾宗謀反。庾亮使右衛將軍趙

胤救之。宗以兵拒戰。為胤所殺。貶其族為馬氏。宗。晉宗親。司馬。故胤為馬氏。梁書列傳。第四豫章王綜傳云。綜

守世謙。高祖第二子也。天監三年。封豫章郡王。邑二千戶。五年云々。普通六年。魏將元法僧。以

彭城降。高祖乃令綜都督眾軍鎮于彭城。與魏將安豐王元延明相持。高祖以連兵既久。慮有變

生。數綜退軍。綜懼南歸。則無因役。與寶實相見。乃與數騎。夜奔于延明。魏以為侍中太尉。高平

公。丹陽王。邑七千戶。魏云々。綜乃改名續。字德文。追為齊東昏服斬衰。於是。有司奏削爵土。絕

屬籍。改其姓為恃氏。俄有詔復之。其子直為永新侯。邑千戶。同卷。武陵王紀傳云。紀字世詢。高

祖第八子也。少云々。及太清中。侯景亂。紀乃僭號於蜀。改年曰天正。云々。將軍樊猛。獲紀及第

三子圓滿。俱殺之於俠口。時年四十六。有司奏請絕其屬籍。世祖許之。賜姓饜養氏。隋書。列

傳。<sup>第三十五</sup>揚玄感傳云。揚玄感云々。諸弟並具梟磔。公卿請改玄感姓為梟氏。詔可之。文多不勝。抄錄。疑提。要。  
 この他。南宋竟陵王誕有罪。貶族為留氏。といふ事。宋書竟陵王誕傳に見えたり。この類。唐  
 一至りてなほあり。餘ハ數ふる一勝へを。むかし天朝して。これらの故事擬し給ひし  
 ならん。かくて年歴迥し降りて。後鳥羽院の御守。相似て事のおなじからざるあり。源義  
 經ぬし是なり。東鑑。文治二年<sup>四月七日</sup>。義經已為叛逆人者。亦義經者。與殿三位中將殿。良經。  
 依為同名。被改義行之由云々。同年<sup>五月五日</sup>。義行于今不出來。云々。大夫屬入道申云。義行者。  
 其訓能行也能隱之義也。故于今不獲之歟。如此事。尤可思字訓。可憚同音。依之猶可為義經  
 之由。被申攝政家。同年<sup>十一月二日</sup>。義經亦被改義顯。この惡名を賜ひしよりあらで。當時攝  
 政家の公子と。その同訓たるより。まか改められしなり。又この義經ぬしの名の出處を  
 考ふる。佛書より出でたるよりあらざるか。維摩詰經。法供養品曰。依於智不依識。依了  
 義經。不依不了義經。注摩曰。佛所說經。自有義音分明。盡然易了者云々。義經の乳名を遮那  
 王といへり。遮那も亦梵書より出でたり。平治物語に據る。義經竊し鞍馬を去りて。陸奥  
 へ趣きし。十六歳のときなり。初東光坊阿闍梨蓮忍が弟子。禪林坊阿闍梨覺日が行童だ  
 りし日。右なる經文を見て。その祖考。八幡殿。頭殿の諱なる。義の字を取る。よろしき熟

字なればとして。みづからまか名のれる。や。然らば當時。法師に憑みて。潜し熟字を擇み  
 しならん。平治物語<sup>三</sup>。牛若與州下向の段。深栖三郎光重<sup>參考云。源仲。政子。親政。第</sup>子。陵助頼重云々。早  
 御元服候ヒケルヤ。御名ハ何ト問ヒ奉ツレバ。烏帽子親モナケレバ。手ツカラ源九郎義經  
 トコソ。名乗侍レト答ヘテ。打チ連レ給ヒテ云々。この无益の辨なれども筆の次よまると  
 おくのみ。**稱呼誤為罪人**。本朝文粹。<sup>卷三。見。封事部。</sup>延喜十四年。四月廿八日。從四位上行式部大  
 輔。三善朝臣清行。意見封事。十二箇條の第四條。給罪人伴家持。越前國云々。山城國云々。  
 河内國。茨田。澁川。兩郡田五十五町。以充生徒食料。號曰勸學田。てふ職あり。この時。家持卿  
 を罪人と唱へたる。こゝろ得がたし。續紀。<sup>八</sup>桓武紀。因れるならん。紀曰。延暦四年。  
 八月庚寅。中納言。從三位。大伴宿禰家持死。<sup>中家持。</sup>天平十七年云々。寶龜十一年拜參議。歷  
 左右大辨。尋授從三位。坐氷上川繼反事免。出為陸奥國按察使。居無幾拜中納言。春宮大夫如  
 故。死後二十餘日。其屍未葬。大伴繼人。竹良等。殺種繼。事發覺下獄。案驗之。事連家持等。由  
 是連除名其息永主等。並處流馬。かゝれば當時。家持父子の罪人たる事ハ論なし。かくて  
 又。殘缺後紀。<sup>三</sup>桓武紀曰。大同元年。三月己卯。上病大漸彌留。辛巳勅。緣延曆四年事。罷流  
 之輩。先已放還。今有所思。不論存亡。宜叙本位。復大伴宿禰家持從三位。藤原朝臣小依從四

位下。大伴宿禰繼人。紀朝臣白麻呂正五位上。大伴宿禰真麻呂。大伴宿禰永主從五位下。林宿禰稻麻呂外從五位下。家持神死後。歷二十三年。按本位かゝれば家持卿父子。既よその赦免の日。本位よ復されしより。延喜十四年よ至りて。一百餘年を歴たり。ざるを尚。罪人伴家持と貶しめたる。善相公千慮の一失よあらむや。余嘗讀日本紀。及萬葉集よ由りて。家持卿の人となりて。想像るよ。文華餘りありて。心術正しからむ。さりけれども。當時この卿微りせば。誰詠歌の古風を貽して。萬葉集を今よ傳へん。余その歌書を繕く毎よ。これらの事を念ふよより。爲よ宛を雪むるのみ。顧みるよいよしへん。天朝の書籍。刊行のものなし。六史ありといふとも。ふかく官庫よ秘められて。披閱よ容易るべくもあらむ。後世亦後紀のごとき。又しく烏有よ屬せしも。近日殘壁あらされて。その印本得難からむ。是亦泰平の餘澤なり。仰くべく。驢ぶべし。**不祥の名**の。よよなきよしもあらねど。いと酷しとおもふ。村岡惡人なり。類聚國史。八十七。刑法部。桓武天皇延曆十七年。二月壬子朔。美濃國人。村岡連惡人。配流淡路國。以停留群盜侵犯百姓也。この惡人も。惡名を賜ひしよあらざるか。かのづからなる名よしあらば。その謫罰。名詮自性ならむや。保元建保の間。惡左府。惡七別當。源爲朝家臣。惡右衛門督。惡源太。惡七兵衛。惡禪師などみづから。如此名告れるよあらむ。時人。その暴惡非義を憎みて。

惡字を被せしなり。又天正中よ。赤井惡右衛門あり。この自稱なるべし。又。按むるよ。源義平ぬしの外よ。惡源太と呼べられし武士あり。江渡記よ。土岐氏の事を記し、段よ。伯耆十郎頼藤。正度中ノ人ナリ。頼藤弟。惡源太頼遠。數度高名比類ナシ。オゴリノアマリ。康永ノ比。院ノ御所ノ御幸ニ參り會ヒ。狼藉シテ身失ヒシカバ。其弟。周崔坊入道頼明ニ。美濃ノ守護ヲ給ハルといへり。**取父祖片名以名子孫事**。この延喜天曆の年間より。その萌見えたり。まかれども藤氏よ。時平。兼平。忠平。仲平のごとき。兄弟その名よ。ひとしく平字を命け給へるのみ。父祖の片名を取り給ひしよあらむ。平家よ。貞盛。繁盛あり。これも兄弟なり。圓融花山のおん時よ。源氏よ。滿仲。滿季。滿快。滿重あり。是も亦兄弟なりき。爾後。頼信頼義。義家。義親。平家よ。正度。正衡。正盛。忠盛よ至りて。父祖の片名を取る事。恒よなりぬ。唐山よ。父祖の名を嗣くこと。稀よあり。さりとして。この土のごとくよあらむ。語の日知録卷廿三よ見えたり。文多ければ載せざるなり。本書よ就き見るべし。まかいへども。よ人の弟子たるもの。その師の片名を取りてかのが名とし。或は亡師の名號を受けつく事。ふるく和漢よ所見なし。按むるよ。文德實錄。一嘉祥三年。五月丙戌。莊嚴清涼殿。安置金光明經。地藏經。各一部。及新造地藏菩薩一軀。屈請百僧。修先皇七七日御齋會。解



坐之後云々。是日有制。爲諸名神。令度七十人。各爲名神。發願誓念。其得度者。皆以神字被於名首。日本紀略一係院。永延元年。丁亥。小九月廿五日乙酉。於真言院。童子十五人。剃頭。令受戒。名字付諸社片字。永世七日可被奉佛舍利使之故也。といへり。淨土宗の譽字。日蓮宗の日子。これらを濫觴とすべし。それより又かじ移りて。巫醫百工。及文人墨客まで。各その師の名號を。一字わが名に受けつくさるべし。**諱名之制**。これを六史に攷ふる。書紀八。孝德天皇の大化二年。八月癸酉の詔。見えたり。しかれどもこの御宇より。なほ嚴密の制度成務。改因居地賜之。としるされしこれを諱むとせしめしとありける。かくて桓武天皇の延暦四年。五月丁酉續紀。平城天皇の大同元年。七月戊戌。嵯峨天皇の大同四年。九月乙巳。淳和天皇の弘仁十四年。四月壬子平城以下。仁明天皇の天長十年。七月癸巳續紀。數朝その制度おのじまして。上の御名。及先帝の御諱。觸るゝもの。百官の姓氏。諸國の郡縣。及人民の姓名を。改め易へさせ給ひよけり。抑平城の朝元明のときより。稍漢學闡けしかば。これらの事も。すべて漢法に倣ひせ給ひならん。そが中より。いと異なりと見奉る。仁明のおん時。贈太政大臣。橘朝臣清友公嵯峨天皇皇后橘朝臣清友の爲。姓の橘字さへ。諱させ。

給ひし事あり。續後紀。承和二年。正月己巳。左京人。左馬寮權大允。清友宿禰貞岡。散位同姓魚引等。賜姓笠品宿禰。非其願也。公家避太政大臣橘氏之名耳。同書。九承和七年。十二月辛巳。勅。橘戸。嫂橘。橘連。伴橘。連橘。守橘等六姓。與橘朝臣相涉。宜賜橘戸。嫂橘。橘連。伴橘。連橘。守橘。自餘以橘字爲姓之類。亦以替換之。これなり。唐山よて。名を諱むよし。春秋左氏傳。桓公六年九月。その他の史も。多く見えたれども。名に諱めども。姓に觸るゝを諱むことなし。況。至尊その外戚の爲に諱み給ふ事。和漢に例あるべくもあらざ。現に承和の朝廷に。外戚を愛敬したまふことの殊更なりき。されば清友公の父。奈良麻呂宿禰諸兄公の嫡子。孝謙の御宇天平寶字。刑せられたれども。承和十年。八月辛未。從三位大納言を贈られ。十四年。十月丁酉。太政大臣。正一位を贈られたり。詔曰。云々見續後紀。橘氏の榮壽かゝりしかば。後々までも。源平藤は推しならべて。高貴の四姓といふなるべし。又。按ざる。律七。賊盜律曰。凡恐蜀取人財物者云々。展轉傳言。而受財者。皆爲從坐。疏曰。假如。甲達乙。景傳言於丁。恐蜀取物五端。甲合徒一年半。乙景。各徒一年。是云々。景の丙なり。唐律に景に作れり。世祖の諱を避けたるなり。天朝に。丙字を諱むべき理なし。まがれども當時の儒官。こゝよ心つかざりしならん。是諱まを以て諱むに似たり。世字は代

ふる。代字をもてせしも。これよかなじ。唐の太宗の諱を。世民といふより。唐朝にて。世字を諱むこと甚しかりき。世代の諱。東屋の來。又唐の世。又池北偶談に見えたり。むかし天朝の儒官。及官僧。唐の文書に倣ひつ。世と書くべきをも誤りて。代字をもて換へたる多かり。流俗これに浸淫して。今に至りて改めぬ。それも偏に假字と見て。なべてよと讀まば論なし。先祖代々といふがことき。理義に稱ふべくもあらぬ。世と代とをその義をなじからぬ。家督の子。家督の孫。その父祖に嗣くを世といふべし。兄の跡を弟が継ぎ。或は親族の子が継ぎ。又他姓のもの代りて立つを。代といふなり。世代の差別に神皇正統記に斟酌せられし外。亦多く見ることなし。今に至りて。俗に従はんこと。勿論なれども。あさまへてをることよかめれ。江家次第。卷十親王宣旨事條下云。勘申御名事云々。二字不偏諱。及唐偏諱抄云。世代。民人依近太宗諱也。といへると。異朝の沙汰なり。國人の。世字に換ふる。代をもてすなると。これも亦諱まをして。諱むといふに近かるべし。**手兒名**の。萬葉集第六。山部赤人の歌。第九。高橋連虫麻呂が歌に見られたる。勝壯鹿。郡名。即真々作。即也。の。一女子なり。前輩の説。手兒名の東國の方言。女子をいふといへれど。證文なし。按ずる。手兒名のその女子の名なるべし。類聚國史。百九職官部。弘仁五年。正月丁卯の

叙位。吉彌侯部五懂奈といふ者見たり。古と懂と通へり。かゝれば手兒名。五懂名の。同名とするに近し。愚按かくの如くなれども。その義のいまだ詳ならぬ。なほ考ふべし。**戰國武士悉取官名事**。この人のしる事ながら。就中甚しとおもほゆる。新編東國記。卷二曰。華名盛隆。其家臣保土原江南が嫡子何某。十六歳ニテ。武功アリシカバ。大和守ト名ツク。翌年又比類ナキ働アリシカバ。山城守ト稱セラル。ユノ保土原ハ。天正十年。人取橋ノ合戦ニ。它豆ノ家臣。濱尾十郎ニ討タル。保土原濱尾。共ニ二十八歳ナリといへり。受領を改名ととる得たる。いとをかし。すべて戦國の武士の僭上なる。かくの如き事一にあらむ。又よく似たるものあり。東國太平記に見えたる。篠塚伊賀守。粟生美濃守等。新田の勇臣。粟生篠塚等が子孫とあらむ。粟生美濃守。初蒲生氏郷に仕へしとき。その姓名。寺村半左衛門といひしものなり。天正十五年。四月朔日。筑前國。岩石の城攻められしとき。坂小平。坂改三名。蒲生源。左衛門成輝。と共に。城の一番乗りせしより。粟生美濃守と改名す。と同書。卷十よいへり。これをもて推せば。後の篠塚伊賀守も。昔の篠塚が子孫とあらで。只その武勇を慕ふより。如此名告れるものならん。昔漢の司馬相如。蘭相如が人となりを景慕して。相如と名つさしといふ。この類の名。和漢に多くあれども。所縁なきもの。漫に古人の

姪氏を冒し。その官名さへ受け継ぐ事。戰國弊表の俗なれり。この後技藝未熟にして。之やく名をしたらん爲。由縁もなき古人の姓名を冒し。或は古人の名號をつぐもの。と。粟生篠塚が亞流なり。よしやその技上達すとも。道の一祖よとなりがたかるべし。以下係于稱明

**殿**と稱する。攝政家に限ることなれども。借して良賤相呼ぶこと。今も昔もかゝらぬ。様と習ふることの専なりしより。殿といへば。不敬なりと思ふものもあるをか。昔の至尊。その亡臣を愛顧して。殿と呼はせ給ふことありけり。愚管鈔卷四に云。白河院は。つねに能信をば。故春宮大夫殿おせせり。わが身にかゝる運もあらまじやりと。仰せられけるより。必々殿字をつけて仰せられけり。やんことなきことあり。といへり。この後朱雀院。病おもらせ給ひしとき。後冷泉院。御讓位ありけるをり。能信執しまりして。後三條院を。春宮よなしまらせられたればなるべし。白河院は。後三條院の御子よおなします。御母は。贈皇太后茂子。能信卿御堂白河長公孫二子。正二位權大納言。の女なり。順安武日知錄卷四。人君稱大夫字。卷三。入主時。大臣字。等の考證あり。亦考

**大樹**は。鎌倉及京都將軍を稱するよしして。をさく物に書くことなれども。余はあはる得がたし。大樹は後漢の馮異が故事なり。馮異傳曰。秀光部分吏卒。各隸諸軍士。皆言。願屬大樹將軍。大樹將軍。偏將偏將小將也馮異也。爲人謙退不伐。教吏士。非交戰受敵。常行諸營

之後。每所止舍。諸將並論功。異常獨屏大樹下。故軍中號曰大樹將軍。見るべし。馮異は偏將なり。鎌倉京都の將軍の連帥なり。漢朝偏將の號をもて。我連帥よおするといかゞや。讀書の人宜しくわざまへしるべし。但そのことおまをじからで。號の相似たるあり。大柱直これなり。書記。推古紀曰。二十八年冬十月。以砂磔磔榿隈陵上。則城外積土成山。仍每氏科之。建大柱於土山。時倭漢坂上直樹柱。勝之大高。故時人。號之曰大柱直。又一個相似たるあり。清の張廷玉が所云。木下人是なり。明史日本曰。信長偶出獵。遇一人卧樹下。驚起衝突。執而結之。自言爲平秀吉。薩摩州之人奴。雄健踴捷。有口辯。信長悅之。令收馬。名曰木下人。このこと謬傳よかゝるといへども。大樹將よの良匹なるべし。○事に錯誤しつゝ。よろづ誇貌なるを。ヲゴノモノとし。自他の不察を。ヲカガマシといふ。常語なれど。その體をいふもの罕なり。今昔物語卷十二古今著聞集卷之八及下學集門に。鴨呼者と書きたり。書言字考人倫に。西京賦を引きて。徑廷者と書たり。和訓類林速にも。徑廷文選。速已。此訓始見于といへり。按むる。文選。賦。張衡西京賦曰。望辟察以徑廷。眇不知其所及。といふ是なり。徑廷は鴨呼の義なり。古人和訓を推し當てたるならん。されども是は猶可なり。呂氏春秋。安死篇なる。徑庭安死篇曰。魯季孫有疾。孔子往弔之。入門而左。從之也。主人以。與。孔子徑庭而趨。入を。歴級而上。曰。以。賢。玉。收。璧。之。猶。暴。三。戰。中。原。一。也。徑庭歴級非。禮。也。雖。然。以。較。過。也。

歐人國。墨子節下。作物沐國。魯問編。作啖人之國。

ヲコカマシとてよみがたかるべし。曩一偶好古日録を閱せし。引老學菴筆記云。蜀人見人物之可誇者。則曰嗚呼。可鄙者。則曰噫嘻。嗚呼ノ者。此間ノ書ニ。古采ヨリ散見ス。俗言一。イキスギ者ト云フハ。噫嘻過ナラムカ。見下。之卷。といへり。いさすぎ。不及の義なれば。往き過ぎなるべし。嗚呼も亦是と志がたし。按ざる。三代實錄陽成曰。元慶四年。秋七月廿九日辛酉。御仁壽殿覽相撰。左右近衛府云々。右近衛内藏宮繼。長尾米繼。善散樂。令人大笑。所謂烏許人近之矣。ヲコノモノ。とやくあゝ見えて。瀉瀉と書きたり。烏許ハ。地比名なり。後漢書。列傳。十六。南齊傳曰。交趾之西。有歐人國。生首子。輒解而食之。謂之宜弟。味旨則以遺其君。君喜而賞其父。取妻美。則讓其兄。今烏許人是也。といへり。便是ヲコノモノの本文なり。この土よいふヲコノモノハ。蠻夷の愚惑一譬諭せしのみ。蜀人の嗚呼とおなじからむ。その嗚呼と書きたるハ假借なり。

第三十人事

宋の陳彭年が諱號

今の俗。妻妾の家政一專なるを穢りて。或ハ妲己といひ。或ハ九尾狐といふ。これ一似たると。とやく唐山宋典曰。天禧元年二月。陳彭年卒。彭年敏給強記好儀制治革刑名之學。然性奸惰。時號九尾狐是なり。さてこの九尾てふ狐ハ二種あり。山海經大荒曰。

大荒中云云。有青丘之國。有狐九尾。傳太平則出。而爲瑞也。白虎通封禪曰。狐九尾何。狐死首丘。不忘本也。

明安不忘危也。必九尾者也。九妃得其所子孫繁息也。於尾者何。後當盛也。文選論王褒四子

講德論曰。昔文王應九尾狐。而東夷歸周。武王獲白魚。而諸侯同辭。といひし九尾狐ハ。並ハ

瑞獸也。山海經南山又曰。青丘之山云云。有獸焉。其狀如狐而九尾。傳即九尾狐。其音如嬰兒能食人。

食者不盡。傳其肉。令人不覺。或曰益々善。同書東山又曰。崑崙山云々。有獸焉。其狀如狐。而九尾九首虎爪

名曰饕餮。龍經。二音。其音如嬰兒。是食人。といひし九尾狐ハ。並ハ惡獸なり。宋朝の人。當時陳彭

年ハ譬諭せし。これらの狐ならん。又國俗の所云九尾狐ハ。三國惡狐傳一名三國。傳。てふ。草子

物語より出でたり。彼惡狐傳ハ原本何人の作なるをしらむ。ちかき比まで。寫本よて行ハ

れき。この能樂なる殺生石ハ。今の何をかつゝむべき。天然よてハ。斑足太子の塚の神。大

唐よてハ。幽王の後褒姒と現じ。我朝よてハ。鳥羽院の。玉藻前傳たりたりたるなり。と語ふを

父母よして。ついであやしう作りなしたり。かゝれどもこの事ハ。謡曲の作者ハ始まるハ

とあらで。なほふるき物語なるべし。何となれば。下學集門犬追物之下云。昔西域有斑足

王。其夫人惡虐過人。勸王取千人之首。其後出生支那國。爲周幽王后其名曰褒姒。滅國惑人。

死後出生于日本。近衛院御宇。號玉藻前傷人無極。後化成白狐。害人惟多。時俗欲驅之。先射

走犬以試其射騎。白狐知之。化而成石。飛禽走獸。當其殺氣者。莫不立斃。故謂之殺生石。于今在下野那須原也。夫追物始于茲矣。但聽之古老之口說。雖不知本說。且載之而已。といへり。下學集の。文安元年編集せり。この事東麓破衲不知何人の自序に見ゆ。文安元年ヨリ。至文政二年。無慮三百七十二年。この時既に。故老の口碑に因るといへば。この物語のふりたるを。推して知るべし。又鑑倉志四に載せられし。海藏寺鹽屋の閉山。源翁禪師傳にも。康治の帝即近衛院の寵妃。玉藻前といふもの見えたり。皆當時の小説を取れるなり。或説に。玉藻前の物語は。時の人。美福門院轉得子鳥羽院皇后を織りまうさんとて。そのおん子。近衛院の寶妃。玉藻前といふものを作り出だしたなり。といへり。この事何等一本づくといしらねど。保元の内亂を。をさく女謁内奏より起れり。これより。彼門院を。傾けまうさるるなし。當時もさこそありけめとかもほゆ。されば三國惡狐傳は。またく後人の手し成れるものなり。ふるく傳へし草子物語よりあらず。下學集。及能樂殺生石なる。斑足太子の事は。仁王經より出でたり。佛説仁王護國般若波羅蜜經。護國品第五曰。爾時佛告大王。昔有天羅國。有一太子。欲登王位。一名斑足太子。為外道羅陀師受教。應取千王頭以祭塚神。自登其位。已得九百九十九王少一王。即北行萬里。即得一王名曰普明王。其普明王曰斑足王言。願聽一日飯食沙門頂禮三寶。其斑足王許

之一日。時普明王。即依過去七佛法。請百法師。敷百高座。一日二時講説般若波羅蜜。八千億偈竟。其第一法師。為普明王説偈言云々。爾時法師。説此偈已。時普明王眷屬。得法眼空。王自證得虚空等定。聞法悟解。還至天羅國。斑足王所衆中。即告九百九十九王言。就命時到。人人皆應誦過去七佛。仁王問。般若波羅蜜中偈句。時斑足王。問諸王言。皆誦何法。時普明王。即以偈答王。王聞是法。得空三昧。九百九十九王。亦聞法。已皆證三空門定。時斑足王極大歡喜。告諸王言。我為外道邪師所誤。非君等過。汝可還本國。各各請法師。講説般若波羅蜜名味句。時斑足王。以國付弟。出家為道。證無生法忍。如十王地中。説五千國王。常誦是經。現世生報。大王。十六大國王。備護國之法。法應如是。とむかりよして。この經文中に。狐妖の事なし。夜奴は。史記卷四周本紀に見えたり。人のしる事なる。且文多ければ載せず。夜奴は周厲王の時。横に穢めたる。神龍の糞を發かれし。その神龍の精液即禁也化して玄龜即龜なれり。王宮の童女。これに遭ひて孕みき。その子に即夜奴なりといへり。この事國語六十鄭語に出でたるを。太史公取りて。史記に救めたり。顛末かくの如く。あやしき物語なれば。そのしめよ。玉藻前の物語の作者。國語及史記なる夜奴と。仁王經なる斑足王の事を撮合して。狐妖の怪談成れるなり。この物語なる。周の夜奴を。殺の垣已即垣より作りかへし。後人の所為にして。

通俗武王軍談は縁れるなるべし。原彼武王軍談は。武王克殷。王天下までの事也。封神演義の譯文なり。鍾伯敬が批評せし。封神演義は。全部十六卷。題目九十九回。紂王女嬭宮進香といふより起りて。周天子分封列國といふより盡く。康熙乙亥午月。長洲楮人獲學稼。號三四が序あり。この演義小説は。九尾の狐。形を變じて。妲己となるといふ事を面目にして。作り設けたり。妲己が事は。史記。卷三殷本紀に見えたり。しかれども狐妖の事あるはあらず。唯王褒が四子講徳論は。文王應九尾狐。而東夷歸周といふより。この瑞獸をもて。彼惡狐前引きたる山海經の文考ふべしより作りかへ。周文の祥瑞を。殷紂の妖孽よりなしつつ。一部の怪談成れるなり。しかれども通俗武王軍談の原本は。亦是一本なり。譬へば水滸傳と金瓶梅の如し。そことまれかくまれ。國俗の口碑は傳へし。玉藻前の怪談と。彼封神演義と。舊新先後ありといへども。その作意。和漢暗合せり後人武王軍談は縁りて。褒姒を妲己より作りかへし。なかくし。抑九尾狐の事。前板燕石雜誌はいひしに疎漏なり。寔は無益の辨なれども。童子の夜話を資けんとして。かさねてこゝより考正す。好事の癖歟。好事の癖なり

第三十一人事

久米の仙

吉野山 賽仙附

久米の仙は。布を浣ふ女子の素脛を見て。墮落せしといふ。こゝいとふりたる小説なり。先

管見を集録す。扶桑略記醍醐天皇之卷曰。昌泰四年。辛酉八月云々。天台山沙門陽勝。於大和國吉野郡。堂原寺邊。飛行空中。元是云々。古老相傳。本朝往年。有三人仙。所謂大伴仙。安曇仙。久米仙也。但久米仙。飛後更落。其造精舍。在大和國高市郡。奉鑄丈六金銅藥師佛像。并日光月光像。堂宇皆亡。佛像猶坐曠野之中。久米寺是也。今昔物語卷廿四 第五條云。今こむかし。何れのとまじや。帝。大和國高市郡に造營したまふ。國の内の夫を催して。その役とす。しかるは夫ともの中。仙人々々といふものありけり。行事官の輩あやしみて。汝等何よりて。かれを仙人とよぶぞと問へり。夫のものこたへていづく。このもの。久米とまうす。さきの年。當國吉野郡。龍門寺にこもりて。法を行ひて仙となり。空に飛行しける折。吉野川のほとりにて。わかき女の美なるが。裾をかへけて。衣を洗ふを見る。脛のしろかりければ。こゝろまよひつゝ。女が前におちぬ。則その女を妻として今も侍り。これよりして。仙人といふはなりとまうす。行事官等これを聞きて。さていやんごとなき人よこそ。昔の時の行法。定めておぼえたるらん。かう多き材木を。みづからもちここばんより。祈りて飛ばしめよかし。とたふふる久米聞きて思ひける。云々。若しやと祈りこゝろみむといふ。行事官聞きて。をこの事と思ひながら。さもあらば。極めてたふとかりなんとこたふ。その後久

米。ひとつの道場にこもり。食をたちて。七日七夜祈る。八日といふあした。俄に空くもりて。雷雨をなだし。まむらくありて。空にれたり。その時に見れば。そこむくの材木。南の山邊の杣より空を飛ひて。造營の所にあつまりけり。行事官云々。元亨釋書。卷十八曰。久米仙者。和州上郡人。入深山學仙法。食松葉服薜荔。一旦騰空。飛過故里。會婦人以足踏浣衣。其脛甚白。忽生深心。即時墜落。漸與煙火。復塵棄。然鄉黨契券。當署其名。皆書前仙某。今舊券之中。往往猶有手澤。悉然。以下文同。扶桑略記。これより後のもの。又久米仙の事をいへるもあれど。おなじすぢなれば省きつ。右といふ三仙。大伴。安曇。久米。各その姓氏なり。久米氏。朝臣。直の三姓あり。新撰姓氏錄卷四。久米朝臣。武内宿禰孫。稻目宿禰之後也。卷七。久米臣。柿本同祖。天足彦國押人命五世孫。大難波命之後也。卷十四。久米直。神魂命八世孫。味日命之後也。今按。天武紀有。大來日。和名鈔。國郡。大和國高市郡の郷名。久米あり。久米仙。この地名よりて名つけしならん。その人なしとすべからず。さばれその。虚空を飛行し。浣婦の素脛を見て。墜落せしといふ。古俗の寓言なり。何となれば。この小説の。萬葉集なる。久米禪師よりいで来れり。萬葉集第二。久米禪師。嫂石川郎女。時歌五首。

禪師

三薦菊信濃乃真弓不引爲而。弦作留行事乎知跡言莫君二。  
 梓弓引者隨意依目友。後心乎知勝奴鴨。  
 梓弓都良緒取波氣引人者。後心乎知人曾引。  
 東人之術向篋乃術之緒爾毛。妹情爾乘爾家留香聞。  
 郎女  
 郎女  
 禪師  
 禪師

こゝに久米禪師とあるを。米久仙は作りかへ。石川郎女とあるよりて。布を浣ふ婦人といへり。又その禪師を仙よせし。大唐西域記。卷五。羯若鞠闍國條下云。人長壽時。其王號梵授。時有仙人。居梵伽河側。樓神入定。經數萬歲。一日出定。寓目河濱。遊觀林薄。見王諸女相促嬉戲。欲界愛起。深著心生。詰華宮云云。文其多。提。要以錄。同書卷二。健駄國條下亦云。昔爾爾仙人。爲二種女。多者。といふことあれば。これらに縁れるなり。殊伽川を。寺野川。譬へば萬葉集。第六。竹取翁。達九箇神女。取近狎之罪歌。云云とあるよりて。竹取物語を作爲せしが如し。昔人曉らむ。受けて筆を載せたるを。雅俗于今口實とす。一書説。大和國米目邑。有茅洗芝。昔久米仙見女。浣衣之處也。といへり。茅洗又作。五十。五十。五十。てふ地名の。諸國にあり。莫ぞ米目邑に限るべき。こと記し。因て訛を傳ふるのみ。土俗の臆説。かゝること多かり。諸國の樂師寺の沙門。景成。如日本靈異記。久米仙の事。ききをもて。この物語の萬葉集。世に流布せし後。作り出だせしを。まゝにし。景成。如。孝靈天皇の朝の僧ありといへれど。靈異記。和漢神仙の事。誣ふべき。下卷第十一。當三帝極阿倍天皇代。云々といふ事あれば。神靈記。景成より。おぼはれの人を。べし。和漢神仙の事。誣ふべき。

よあらねども。物よあるし、如くならむや。何となれば。穆天子傳。漢武内傳。いふ西王母の神女なり。

穆天子傳曰。吉日甲子。天子賓于西王母。執玄圭白璧。以見西王母。獻錦組百純。紺三百純。西王母再拜受之。乙丑。天子觴西王母于瑤池之上。西王母爲天子謠曰。云々。漢武内傳曰。七月七日。上於承華殿齋。忽有一青鳥。從西方來集殿前。上問東方朔。朔曰。此西王母使來也。有頃。王母至。乘紫雲之輦。駕五色班龍上殿。自設精饌。以梓盛桃七枚。帝食之甘美。帝云々。王母曰。此桃三千年一結實。又南窓下。有人窺看。帝驚問何人。王母曰。是我隣家小兒東方朔。性多滑稽。曾三來偷桃子。此子昔爲太上仙官。但務游戲。太上謫斥。使在人間。並提要。

畫者これに因りて。その像を畫くもの。蟬娟たる一婦人ならざるべし。唯是のみならむ。明の王世貞が列仙全傳の如き。亦これを載せて。神仙の巨擘とせり。列仙全傳第一卷。西王母爲三しかれども山海經西山曰。崑崙之丘云々。又西三百五十里曰玉山。是西王母所居也。西王母其狀如人。豹尾虎齒。而善嘯。蓬髮載勝。是司天之厲及五殘。殘。殘也。殘之氣也。大荒西經亦云。炎火之山云々。有人載勝虎齒豹尾。穴處。名曰西王母。かくれば。西王母の毛屬なり。又西王母の國名あり。爾雅釋地云。峽

竹。此。西王母。目下。謂之四荒。注皆四方。皆荒之國。次二四極者。譬へば。梁の任昉が述異記上。いへる鬼姑神。述異記曰。南海小處山中有鬼姑神。能產天地鬼。一產十鬼。朝產之夕食之。今者持河。鬼姑神。是虎龍頭足。蟬目蛟眉。分注云。辨蛇。鬼母。能產天地鬼。一產十鬼。蛟眉連生。解云。是與。是楚六帖所云。鬼子母神。一名。劉利帝母神。相似。ていへる。舊宜以西南丹諸蠻中。穿崖絕谷なる獸豎婆。橋南谿が西遊記卷三いへる。日向國飲肥領なる。山谷中の山婦。以上二書。往記。載。拙著。今不。復。辨。と相似たり。西王母すら。かくのごときものならば。神仙の羨むに足らず。宜なり。劉向が列仙傳卷二。西王母の事をし。劉向列仙傳二卷。赤松子。受一亦一奇談あり。ちかき比。大和十津川の邊なる樵夫等。木を伐るとして。山ふかくわけ入りつゝ。日をおくる程。一日羅刹の如きもの。遙に來りけり。樵夫等これを見て。あやしむおそれざるべし。そが中。心ざま雄々しき壯佼兩三人。斧を把りつゝ。前み立ちて。よらは撃たんとし。まへたり。そのとき異人の。手を抗聲を發。怪むべからず。あやしむべからむ。吾も亦人なり。此はしきものある。人語の響きを聞きて。出で來れり。愆ち給ふを禁めあへず。こゝ近づくを見れば。頭は蓬を素しつゝ。長鬚さへ。白が黄ばみたる。面は畫ける夜叉の如く。眼は長庚の如く。かゝりて。腰は獸皮。やあらん。視も熱れぬ物を。かきたらして著たり。寔に怪有の癖者なれども。人を害んといふあらざりけり。と思ひ量る。皆漸く心おちめて。そのいで來つるよしを問へば。答へて云。あれ頃日鹽を用ひ



盡しよより。各位よ乞ひんとて。こゝへ来つるのといふ。樵夫等聞きて。そと易き事を  
 り。餘あるよあらねども。もて来つる鹽をとらせん。鹽の何の爲よするや。抑汝の何もの  
 ど。と問くるよまよすよみ近づき。吾の。元来熊野なる山里のものなり。年十八のころま  
 でよ。父母のさらなり。親類皆死果て。たつまなきまよ。不圖山中よわけ入りつ。遂に故  
 郷よ還らずといふ。さらば夥の年を歴よけん。何を食よするやと問へば。鳥よまれ。鹿棧よ  
 まれ。獲るよ隨ひて食ひつ。けふまで存命たり。さばれ。をりく鹽氣を嘗めむ。露命  
 を繋ぎかたからん。と思ふよなん。用ひ竭せばけふの如く。人の山よ入るをまちて。これを  
 乞ふのみといふ。凡木樵るものよ山よ入るとき。山よ日數を経ることなれば。おの  
 く貯へたる鹽糟あり。そを此しつゝ集むるよ。二合あまりよ及べる鹽を。紙よ捨りてと  
 らせしかば。歡び氣色よあらわれ。謝すること大かたならず。初おそれたるものも。いと  
 興ある事よおもひて。汝さむかりの鹽を獲て。いつまでよ嘗め盡すやと問ふよ。四五十年  
 のあらんと答ふ。そが中よ。心得たるものありて。汝がこじめて山よ入りし。いつれのお  
 ん時ぞ。年號の何といひし。審よ告げよといへば。年曆時日の忘れたり。只嘉吉と歎。又文  
 安とかいふ號ありしを聞きたれども。それすら夢の如しと答ふ。さらばその比の。世間騷

がしきをりなり。當國よて戦ひありし。如此々々の事。聞きもしつる歎。箇様々々の事  
 の。見もしつる歎。と丁寧よたづぬるよ。山よ入りしより。里へ出でたる事をければ。人間  
 の事。しらすといふ。現無智文盲のものなるべし。應答すべて定かならず。只鹽を乞ひ得  
 し事をのみ。歡ぶ外よいふこともなく。又山ふかく走り去りつ。事の壬申の年よあり。大和  
 某領の教導荒井學士。公廉教導の爲。同國の村落を巡りし日。彼異人よ邂逅せし樵夫よこ  
 れを聞きしとぞ。浪華なる一友人。又荒井氏よこれを聞きて。おなじ年の十一月。余が爲よ  
 いへり。おもふよ古人の筆よ載せたる。地仙などいふもの。この類よ過ぎざるべし。巖居  
 水飲。禽獸と俱よして。幾百年を歴るといふとも。亦何の益あらむ。吾兄羅文羅文。俗稱。羅文。其所以著。同。而。羅文。未。脱。稿。寛政十年。戊午八月十二日没。遺稿曰。娶妻無後者。生涯此同。獨居。學仙入山者。時年四十。葬于江戸小石川若荷谷。清水山深光寺先聖之側。遣稿曰。娶妻無後者。生涯此同。獨居。學仙入山者。  
 未死如不祀鬼。又曰。老而不足談故。依之造壽。富而不能施人。是以有錢。この言や味ひあり。  
 前よ録せし奇譚とよも。廣めて神仙の説を破らむ

第三十二人事 壽算

謝摩淵云。人壽不過百歲。數之終也。故過百二十不死。謂之失歸之妖。五雜俎 卷之五しかれども。百五  
 六十歳。二百餘歳よ造るもの。和漢よこれあり。唯三百歳の得がたし。天朝獨武内宿禰あ

り。若三浦島子二雖載之于雄略紀一由三於當時小説。漢主有ニ彩祖高成子數輩。並以爲三神仙一者不與焉。をしいかな。その薨するの年を誌されむ。所謂史の闕文なり。後よその年をいふもの。各おなじからむ。愚管鈔。卷一。皇帝年代記。仁徳天皇の條下よ云。大臣武内宿禰。この大臣六代御後見よて。二百八十餘年を経たり。かくれたる所をしらむ。同書卷三。仁徳天皇の段よ。又これをいへり。文上よおかし。水鏡。卷上。仁徳天皇の段よ云。五十五年とまうしよ。武内大臣うせよき。二百八十よどなり給ひし。六代の御かどの御うしろみをして。二百四十四年ぞおひしましよ云々。神皇正統記。仁徳紀よ。武内宿禰薨むるの年おし。皇統紹運録。孝元天皇五世。武内宿禰の下よ細書して。水鏡を引きたり。公卿補任よ。三百十二歳といへり。この事唐山よも粗聞えたるよ。宋史外國列傳。日本傳云。應神天皇甲辰歲。始於百濟。得中國文字。今號八蕃菩薩。有大臣紀武内。三百七歳。次云々。弁州山人四部稿。卷一百一十五。宛委餘編引宋史云。日本國有大臣紀武内者。年三百七歳。尤爲異聞。五雜俎人部。亦云。日本紀武内。三百七歳。これも宋史よ據れるなり。按ざるよ。宋史外國列傳。雍熙宋太宗年號元年。丁三。天朝開融。天皇永觀二年。日本國僧喬然。與其徒五六人。浮海而至。日本紀略。開融紀云。天元四年辛巳。八月十六日乙亥。僧喬然。依三本寺。入唐。獻銅器十餘事。並本國職員。今王年代紀各一卷。かゝれば宋史よ。紀武内云々としるしよ。喬然が齎したる。年代紀よ據れるならん。武内宿禰の母氏に紀伊國の人なり。よりにて紀をもて氏とする歟。然れとも書紀よ。紀を被ていひむ。紀氏。

内宿禰男。角宿禰爲三鼻祖。見新撰姓氏錄卷二。唐山よて。紀武内と唱へたる。喬然の所爲なるべし。常山樓筆餘。卷二云。武内ハ。景行天皇ノ十年庚辰ニ生レ。仁徳天皇ノ五十七年己巳ニ至リテ。二百九十年ナリ。然レモ。景行天皇二十五年。武内。北陸及東國ヲ監セラレシコト。國史ニ見エタリ。其時壯年ナルベシ。今コレヲ以テ推シ計ルニ。十年ヨリ前ニ生レタルベケレバ。三百餘歳ナルコト。誤ナラズトオボユといへり。この説も亦訛れり。何となれば。景行紀よ。武内宿禰の生れしといふ條と。成務紀よ。武内宿禰を大臣よなされし條と。同紀よ。天皇崩御の條とを照して見れば。この大臣ハ。景行天皇十四年よ生れしなり。下なる證文を見て。余が言の証ひざるをしるべし。書紀卷七。景行紀云。三年。春二月庚寅朔。卜幸于紀伊國將祭祀羣神祇。而不吉。乃車駕止之。遣屋主忍男武雄心命一云武雄心。令祭。爰屋主忍男武雄心命請之。居于阿備柏原。而祭祀神祇。仍住九年。則娶紀直祖菟道彦之女影媛。生武内宿禰。この文のみよてハ。武内の生れしを。いづれの年なりといふ決めがたし。かくて。成務紀云。三年。春正月癸酉朔。己卯。以武内宿禰爲大臣也。初天皇與武内宿禰同日生之。故有異寵焉。又云。六十年。夏六月己巳。天皇崩。年一百七歳。これよ由りて觀れば。成務天皇六十年よ。天皇百七歳よて崩じ給へば。この年。武内宿禰も。亦百七歳なり。この年より溯りて。數れば。景行天皇十四年。即一百

零七年に當れり。當初屋主忍男武雄心命。紀伊國阿楠柏原に停留して。九ヶ年神事を掌りしより。又二ヶ年を経たり。かゝれば武内宿禰の誕生に。景行十四年に疑ひなきものなり。武雄心命。九ヶ年神事を齋ま祀る間。其妻を娶ふべくもあらざり。武雄心命。九ヶ年神事を齋ま祀る間。其妻を娶ふべくもあらざり。武雄心命。九ヶ年神事を齋ま祀る間。其妻を娶ふべくもあらざり。武雄心命。九ヶ年神事を齋ま祀る間。其妻を娶ふべくもあらざり。かくて又景行紀云。二十五年。秋七月庚辰朔。壬午。遣武内宿禰。令察北陸及東方諸國之地形。且百姓之消息也。二十七年。春二月辛丑朔。壬午。武内宿禰。自東國還之表言。云々。こゝより上の年紀をもて推せば。景行天皇二十五年に。武内宿禰。年甫めて十二歳なるべし。なほ童子なるものを。北陸東方へ遣りして。諸國を巡察させ給ひしに。素より神童なれば。や。大人を遣りさば。東夷北狄疑ひて。害せんと謀ることもやあらん。と厭慮おのしめし。こゝより。さる童子を遣りし給ひしならん。かゝれば武内宿禰に。甘羅呂尚を兼ねたる才あり。讀史の者。こゝに疑ひを容れをして。その凡夫ならざるをかもふべし。かくて又仁徳紀。五十年。春三月壬辰朔。丙申。河内人奏言。於茨田堤鷹産之。即日遣使令視。曰既貴也。天皇於是。歌以問武内宿禰曰。云々。武内宿禰答歌曰。云々。といふ事見えたり。これより後。この大臣の事見えぬ。履中紀に。仁徳天皇八十七年。春正月。天皇崩じ給ひし折。仲皇子兵を興して。太子の官を圍まんとせし。武内宿禰の子。平群木菟宿禰。物部大前宿禰。漢直祖。阿知使主等三人。太子即履中を扶掖たてまつ

りて。疾く逃れ去りし事見え。履中天皇二年。是年。平群木菟宿禰。蘇我滿智宿禰。物部伊賀佛大連。圓大使主。共執國事。といふ事見えられたれば。武内大臣と。仁徳天皇五十年より。八十六年までの間に覺せしならん。公卿補任に従ひて。三百十二歳とすれば。仁徳八十三年に覺せしなり。宋史に因りて。三百七歳とすれば。仁徳七十八年に覺せしなり。水鏡に従ひて。二百八十歳とすれば。仁徳五十一年に覺せしなり。今。仁徳。履中。兩紀の文より考ふるに。三百十二歳。その實を得たるが如し。仁徳八十三年。武内覺す。八十七年正月。天皇崩じ給へり。この年仲皇子の亂あり。履中二年。木菟宿禰始めて執政たり。しかれども史の闕文なるを。強ひて。説をなすもの。傳會なり。又按をるに。允恭紀。書記五年。秋七月。命玉田宿禰。主瑞齒列天皇反正之殯。云々條下云。玉田宿禰。則畏有事。以馬一匹授吾。襲為禮幣。乃密遮吾。襲。而殺于道路。因以逃隱武内宿禰之墓城。武内墓。當時在葛城。一天皇聞之云。武内宿禰覺後の事。纒こゝに見えたり。仁徳天皇八十三年より。允恭天皇五年に至りて。廿二ヶ年なり。又。按をるに。武内宿禰の子。木菟宿禰に。應神天皇廿一年。皇子大鷦鷯尊仁徳と同日に生れたり。見仁徳紀元年條下この年應神天皇聖壽九十一。武内宿禰に二百七歳なり。二百歳にあまりて。子を生せし事。亦怪むに足るといへども。履中天皇二年に。木菟宿禰。一百十二歳まで。始めて執政たるをかもふ。すべて上古の人の血氣に。今の老人とおなじ

廣神聖算。  
古事記作  
一百三十。  
印行書紀  
作百一十。  
一本作百  
十一為是。

かるべくもあらむ。周武王が年八十一歳にて。成王を生せしを。聖人よと似けなしとて。い  
たく誹りたるものあれども。武内よ比ふれば。武王のをほ乳其の童子なるべし。掛長かひなが。  
神武天皇より。仁徳天皇に至らせ給ふまで。聖壽百歳に餘らせ給ふ天子少からむ。

神武天皇百二十七歳。孝昭天皇百十四歳。孝安天皇百三十七歳。孝靈天皇百二十八歳。孝  
元天皇百十七歳。開化天皇百十五歳。崇神天皇百二十歳。垂仁天皇百四十歳。景行天皇百  
四十歳。成務天皇百七歳。神功皇后百歳。應神天皇百十一歳。仁徳天皇百十歳。

況。田夫野人よ。百歳二百歳に迫るものいくむくもありけんかし。南留別志ななりべし。云。武内宿  
禰が三百歳に。數代同名なるべし。三韓を威服せん為なりといへり。後世戰國よ。さる  
權詐もあらむ。安房の里見の老臣。正木氏のごときこれあり。邀古質朴の世よ。ふかく巧める計あるべしや。情偽を

揣るよ過きたるなり。上古の。人壽百歳を大際とせし事。只天朝のみならむ。異邦といふと  
も。亦かくの如し。明の王世貞。いよしへの人壽を考究して。詳よいへり。要を提りてもて  
抄録す。宛委餘編わんゑいよ。十云。人壽至百歳而極。彭祖七百歳。自服僊丹。後入流沙。亦不言死。帝王世  
紀。神農在位百二十年。黃帝少昊。俱在位百年。帝嚳年百五歳。堯年百一十八。舜年百有十。禹  
湯年滿百。六韜云。文王祖。古公壽百二十。王考百歳。文王九十七。武王九十三。周穆王五十即

太公年百  
三十六。由  
下文乃當  
作年百五  
十二。

宋神云々。  
事文前集。  
年壽部。引  
酒後志亦  
言之。而其  
年紀不同。  
宜合考焉。  
按。史記五  
帝本紀注  
云。帝嚳  
在位七十  
年。年百五  
歲。蓋帝嚳  
高辛氏也。  
而其為六  
十三年者

位。在位五十五年。蓋世壽也。太公年百三十六。召公百八十。畢公年亦百餘。漢文帝時。有樂人  
竇公者。亦年百八十。漢張蒼。拜相封侯。年百餘歳。魏范明友奴二百四十歳。晉范長生兩仕蜀。  
前後百年。魏羅結。百七歳為外都大官。百二十乃卒。梁穰城人。年百四十歳。唯飲乳。鍾離人顧  
思遠年一百十二歳。凡九娶有子十二人。死亡略盡。召為散騎侍郎。亦至百二十而卒。上津人  
張元始年一百十六歳。膂力過人。進食不異。九十七始生子。遂無影。唐有李元爽者。百三十  
六歳。開元東封。太原子伯龍。百二十八歳。宋党翁百七十餘歳。譙定百三十歳。瓊州楊叔連  
百二十二。父宋卿百九十五。九世祖。不語不食。不知其年。又云。竹書紀年所載。諸公之壽。有可  
攷者。顓頊三十一。年產伯鯨。又四十八年而陟。為高辛氏六十二年。又至堯六十一年。而歸治  
河。年百七十二歳矣。堯六十九年而黜。蓋百八十歳也。桀十七年。商使伊尹采朝。三十一年。桀  
亡。又十二年湯崩。湯與尹年相等。外丙元年。小庚五年。小甲十七年。雍己十二年。仲壬四年。太  
甲元年。伊尹放太甲桐宮。七年而伊尹亡。距湯亡三十餘年計。尹之壽。亦可百三十矣。紂三十  
一年。西伯得呂尚以為師。年八十。又二十一年而紂亡。又五年而武王陟。又三十七年而成王  
陟。康王六年而太公薨。壽一百五十二也。吳地記。諸樊在位十四年。餘濟十七年。餘昧二十一  
年。餘十三。闔閭在位二十年。夫差二十三年。夫差將敗之數年。延州季札救陳。去讓國之

未詳。又按。史記既本紀云。外丙即位三年崩。立第中壬。四年崩。立太丁之子太甲。立三年。不明。秦虐不遵。伊尹放之於桐宮。且嗣太甲者。沃丁也。太庚小甲。廪己。皆在其下。又按。夏三十一。年。作十二年。夏公十二年。年。經云。秋

歲。不下百年。則三代人臣之壽。未有如四公者也。然攷左傳。壽夢卒。襄三十一年。去哀七年。實七十七年耳。其三公紀年。攷之正史。未盡合。然要之。在百歲外也。といへり。五雜俎卷五。亦これらの考あり。大抵宛委餘編と同じ。そが中より此よりなくて彼よりあるものを抄出す。晉趙逸二百歲。梁鄒陽忠烈王支僧惠照。至唐元和中猶存。二百九十歲。金完顏氏醫老二百餘歲。又云。山東濟寧州民王士能。生元至正甲辰。至國朝成化癸卯。已一百二十歲。行止如常。後不知所終。國初茹文中亦百餘歲。近時閩中林太守春澤公。亦百餘歲。永樂中。楚一盜魁。年一百二十五歲。尤爲可恨也。五雜俎。人かゝれば唐山も。三百歳は近きものあり。これらも數代同名とせん歟。宛委餘編又云。鄭滿長秋。僑如之弟。焚如簡如。以宣二年攻齊。衛被殺。計其時。僑如當四十餘歲矣。又一百二年。而僑如死於魯東門。壽亦將百五十矣。魏拓拔主。稱神元帝者。百四歲。高麗王康。年百餘。吐谷渾王夸呂。即位後。自稱可汗者百年。皆夷狄之主也。宋史。日本國云々。今按ざる。梁書蕭昱傳。昱附出。昱傳本。田舍有女人夏氏。年百餘歲云々。列傳孔子家語。六本孔子見榮啓期。榮啓期年九十五。說死難言。細く攷索せば。この類をほあるべし。晉國史を檢せし。百歲已上の老人の。その年をあるされし。こつかよして四人を得たり。天武紀。十四年。十月癸酉朔。丙子。百濟僧常輝。封三千戶。是僧壽百歲。書紀二十九。先是見三十一。十月條下。蓋重出也。以三

九月。吳子樂卒。左傳云。秋壽夢卒。是也。襄公在位三十一年。昭公三十二年。定公十五年。襄十二年。至哀七年。通計七十四年也。又按。宣二年。當作宣十五年。考左傳僑如。以文公十一年冬十月死。且其第條如簡如。以桓公

聚國史參考。則續紀桓武紀。天應二年。七月壬寅。松尾山寺僧尊鏡。生年百一歲。請入內裏。位大法師。優高年也。延曆九年。十月丙午。召高年人。道守臣東人於內裏引見。時一百二十二歲。一作百一十。其駿尚多。聰如少年。矜其衰邁。賜之衣被。續後紀。承和十二年。正月乙卯。云々。是日。外從五位下。尾張連濱主。於龍尾道上。舞和風長壽樂。觀者以千數。初謂給背之老。不能起居。及于垂袖。起曲。宛如少年。四座僉曰。近代未有如此者。濱主。本是伶人也。時一百十三。自作此舞。上表請舞。長壽樂表中載和歌。其詞曰。那那都義乃。美與爾萬知倍留。毛毛知萬利。止速乃。於幾奈能。萬飛多天。萬川流。卷十十三年。二月戊辰。召外從五位下。尾張連濱主於清涼殿。令奏舞。于時年百十四。帝矜其高年。授從五位下。卷十是漢の文帝の時の樂人。賢公と相似たる老翁なるべし。百歲以下九十歲以上も亦稀なり。續紀孝謙後紀。神護景雲三年。冬十月壬戌。授無位村上刀自女從五位下。時年九十九。優高年也。卷三扶桑略記。後冷泉天皇。寬德三年。元永承二年。正月十八日。右大臣藤原朝臣實資。年九十歲。卷二永承八年癸巳。六月十一日。從一位。倫子。年九十歲。關白左大臣母氏也。卷二同。康平六年癸卯。六月廿六日。前大僧正明尊入滅。年九十三。兵庫頭泰時子也。卷二同。堀河天皇。本書題。書。今上皇帝。寬治二年戊辰。正月十日戊午。左大臣。源朝臣俊房。率卿相待臣等。參入三井寺常行堂。爲修故高倉。此下。從七位源氏之七七法

十六年被殺。按如之被殺。亦見文十一年傳。杜預云。榮如焚如之弟。榮如以魯桓公十六年死。至宣十五年一百三歲。其兄猶存傳言既長且壽。有異於人也。蓋世貞所說亦有。鶴也。宜者訂者。

志賀隨應百餘歲真跡



梅龍園主人藏

十六年被殺。按如之被殺。亦見文十一年傳。杜預云。榮如焚如之弟。榮如以魯桓公十六年死。至宣十五年一百三歲。其兄猶存傳言既長且壽。有異於人也。蓋世貞所說亦有。鶴也。宜者訂者。



女同教書下集



藤怒軒志賀隨應百有餘歲

東鑑卷十  
二。建久二  
年二月五  
日。古左典  
殿最朝の  
乳母字摩  
摩局。年九  
十二。その  
離合覺夜。  
粗置目よ  
似たり。こ  
の一條。後  
よ考得た  
れば追書  
す。

事也。前中書王。具平親王女。宇治入道。大相府家室也。去年十一月廿二日逝去。年九十三矣。  
卷三。増鏡。老の波。弘安八年。二月晦。北山准后九十歳。是日算賀あり。文甚多。不勝抄録。又年齡定  
かならざれども。極老の人とおぼしき。顯宗紀。元年正月云々。是月詔曰。老嫗。名置。伶僂羸  
弱。不便行歩。宜張繩引頤。扶而出入。繩端懸鈴。無勞過者。入則鳴之。朕知汝到。於是老嫗。奉  
詔云々。二年九月。置目。老困乞還曰。氣力衰邁。老老羸羸。要假扶繩。不能進歩。願歸桑梓。以  
送厥終。天皇聞惋痛。賜物千段。逆傷岐路。重感難期。乃賜歌曰。云々。十五。文武紀。四年。春正  
月癸亥。有詔。賜左大臣多治比真人島靈壽杖及輿。高年也。續紀。廢帝紀。天平寶字六年。八  
月丙寅。御史大夫。文室真人淨三。以年老力衰。優詔聽官中持扇策杖。廿四。これらに必。九十  
歳前後の人なるべし。この他。古記録を涉。穢らば。なほあるべき歟。後よく考へて。あらば。  
後集に追書すべし。余嘗おもふ。年九十に至りて老老せむ。賢なることますます。賢なるも  
の。積の武公よますことなし。國語。左史倚相曰。昔衛武公。年數九十有五矣。猶箴傲於

國曰。自卿以下。至於師長士。苟在朝者。無謂我老老而舍我。必恭恪於朝朝夕。以交戒我。聞一  
二之言。必誦志。而納之以訓道我。在興云々。於是乎。作懿戒以自儆也。及其沒也。謂之嚴聖武  
公。卷十。武公の衛君よして。且年いたく老いたるも。その恭謙かくの如し。今の良賤。終よ五  
六十にして。みづからその年よ誇り。遂に下聞を取づるものと。日をおなじうして。譚るべ  
からむ。○ちかた世の口碑に傳へたるものよ。志賀隨應より。壽なるのなし。しかれども  
その事迹定かならむ。一説云。隨應ハ。志賀氏。名ハ義則。藤怒軒ト號ス。天正四丙子年。豊後  
國ニ生ル。童名龜之助。少ヨリ武器ヲ作ルニ賢ナリ。及成人。織田内大臣ニ仕フト云フ。老  
後江戸ニ米リテ。新橋ノ上ニ處レリ。又赤坂ニ居シトモイヘリ。隨應曾テ方伎ヲ業トシ。旁  
神書ヲ看ルコトヲ好ミ。閑暇ノ時ハ。釣ヲ垂レテ樂ミトセリ。竹田侯ヨリ月俸ヲ惠ケタル  
ヲ辭シテ。江戸ヲ去リテ上野園ニ赴キヌ。時二年一百三十歳。其終馬ノ年ヲ詳ニセズ。或  
ハ云フ。百七十歳。於上野没ス。又一説。志賀隨應ハ。初名ヲ金五郎トイフ。曾テ久能ノ總關  
ニ仕ヘタリ。享年百六十一歳。或ハ云フ。百八十歳。後の一説ハ。鹿よして彌疑ひあり。猶よ  
く考へて。追ひて記すべし。昔偶其甥菴翁草を閑せし。生島幽軒老人。七十の算賀。七  
叟來會せり。志賀隨應も。亦其一人なりしといへり。隨應が墨跡ハ。好事の家。鍾馗せらる

れども偽筆多かり。その手蹟のよきと。その詞句は趣きあるといふ。贋作なり。余が視を歴たる中。梅龍園主人の所藏是真跡なり。影寫して右に出だしつ。百有餘歳としるしたる。そのころを得ざれども。年を隠す。老人の情なり。こゝをもて百歳歳と。定かゝる署せざるなりん。又この老人の墓。江戸愛宕下。天徳寺の地中なる不斷院に在り。墓誌に云々と。豫て聞きしをよまがよて。一日興繼を得て。不斷院に赴きつ。その墓所をおちもな。半日あまり索ねしかども。竟しその墓あるを見ず。困じ果て布施を畏み。寺僧に請ひて。過去帳を披開せらる。享保十五庚戌年。と題せし條下なる。許多の戒名の中。

真月院諦念隨翁居士

志賀隨翁

六月十六日

施主 上野惣信

とあり。この墓今はほありやと問ふ。寺僧もしらむ。今のその施主絶えたればなり。もし總基の中にもある。ゆきて見給へといふより。寺門を出で。總基所天徳寺本堂の左なり。此の上下あり攀ぢ登り。興繼もろ共。聞さつるほとり。さらなり。彼此を見めぐる。こゝにも亦あることなし。よりて後。興繼を寺に遣はして。案内を乞はせし。道人總基所へ来て。わが寺の諸檀の基所。こゝなりとて指きを筋を。又ひとつは索ねしかども。其處にも彼墓

あるを見ず。さてその施主なくなりて。墓石も共。壊れしならん。とやうやく思ひ決むる。比の卯月のながき日を。こゝに消したり。現し寺の過去帳。正しくその戒名あれ。ちかき比まで。彼墓ありつらん。墓誌に。戒名の下。志賀氏。左方。施主上野惣信。と刻せしと聞さつ。年月も寺の過去帳におなじ。但支干あらざるのみ。よりて寺僧は。施主上野氏の事。又過去帳に。戒名俗名とも。隨翁と書きたるよしを取ねし。憐として辨むることなし。その寺より。在世の名號を。戒名に用ふる事を聽さるもありと聞けり。しからば麻布二本榎。常行寺なる。俳諧師其角が墓誌。善覺と勅せし如く。隨應の應を。翁の字に換へたるならんとおもふ。それが俗名も。亦隨翁と書きたれば。疑ひいよ。釋きがたし。口碑に傳ふる如く。隨應に。上野園にて没したらば。彼墓に。その年忌の折など。江戸なる親族。或は由縁のもの。立てたるならん。しかれども。寺の過去帳より推し。かゝる。享保十五年六月十六日。その亡日なるべし。彼老人の生れしといふ。天正丙子の年より。享保十五庚辰の年迄。僅れは。一百五十五年なり。これをもて推す。その享年。百六十一歳。或は百七十歳。或は百八十歳といふもの。皆信けがたし。百五十五歳といふ。當らむとも據あり。又按むる。墓石の施主。上野惣信の醫師なるべし。惣信



の怒り。藤怒軒の怒を取りたるやうなり。上野のその氏なるべし。上野氏の何地の人なるを知らざれども。隨應衰邁の後。上野氏の扶助より。その家にて身まかりしを傳へ謬りて。上野國にて没すといふにあらざる歟。こと余が推量の説なれども。姑く疑ひを述べて。後考を俟つのみ。次は渡邊幸庵も亦長壽の人なり。幸庵對話記の序に云。武州大塚。護國寺門前。有一老人。一本人字無號渡邊幸庵。竊聞俗姓渡邊氏。本國攝州。生國武藏。天正壬午年出生。寶永六己丑年。百二十八歳也。云々。旁注云。壬午年。即天正十年也。寶永八年卒。時一百三十歳。是年政元正徳と細書したり。この幸庵老人の初官祿ある武士なりき。後故ありて浮浪し。三十許年。海外を歴遊して。至らざる隈なしとなん。對話記二卷あり。加北の杉本義隣の聞書也。書きざま雅文にあらねども。當時の實録なるべし。次に江村專齋も。一百歳をたちしといふ。老人雜話の端書に云。老人の江村專齋也。諱の宗具。業醫。初加藤肥後二事へ。後森作牧二事。永祿八年。光源院殿亂ノ年ニ生レ。寛文四年夏六月二十六日没。滿百歳也。噺人傳。卷にも亦是を載せたり。別號の倚松庵。京師の人なり。その祖を榮基といひ。父を既在といふ。寛文帝御在位の時。寛文四年丙辰專齋を召させ給ひし事あり。この日專齋は。歌杖を賜ひきとまうし傳へたり。余その歌杖は摸したる。助老一枚を藏む。噺人傳の。益壽録

を引きて。鳩杖。銀絹。茶酒等を賜ふといへり。又その修養の方を問はせ給ひしとき。嗜慾食餌。一切悉をもてす。と答へ奉りし事をいへり。ある物より。これを今大路道三の事とす。もとより兩説なるか。不審。あかれども。筆に載するもの稀にして。細考ふる由なし。これらのすべてみぬ世の人なり。近日余が視聽を經しもの。亦三人あり。三河百姓滿平。福文の聞えあるものなり。東岡舎筆記云。三河國。寶飯郡水泉村ノ百姓滿平。慶長七壬寅年。右同國同村に生レ。寛政八丙辰年。百九十四歳ナリ。享保年間。云云ノ慶賀ニヨリ。徵レテ江府ニ參レリ。迺。白髮ヲ獻ツラセ。御米若干ヲ賜フ。一説ニ。月俸ヲ賜フトイヘリ今茲丙辰年。復々井レリ。享保ノ故事ノ如シ。前後イツレノ日ニカ。吏人滿平ニ問ハク。汝家。何ノ術アリテ。長生如此ナルカ。答ヘテ言。他ノ技ナシ。僕が家。先祖ヨリ相傳シテ。三里ニ灸ス。其灸方。毎月朔ヨリ八日ニ至リテ輟ム。年中月別ニ。間斷アルコトナシ。其數同ジカラズ。如左

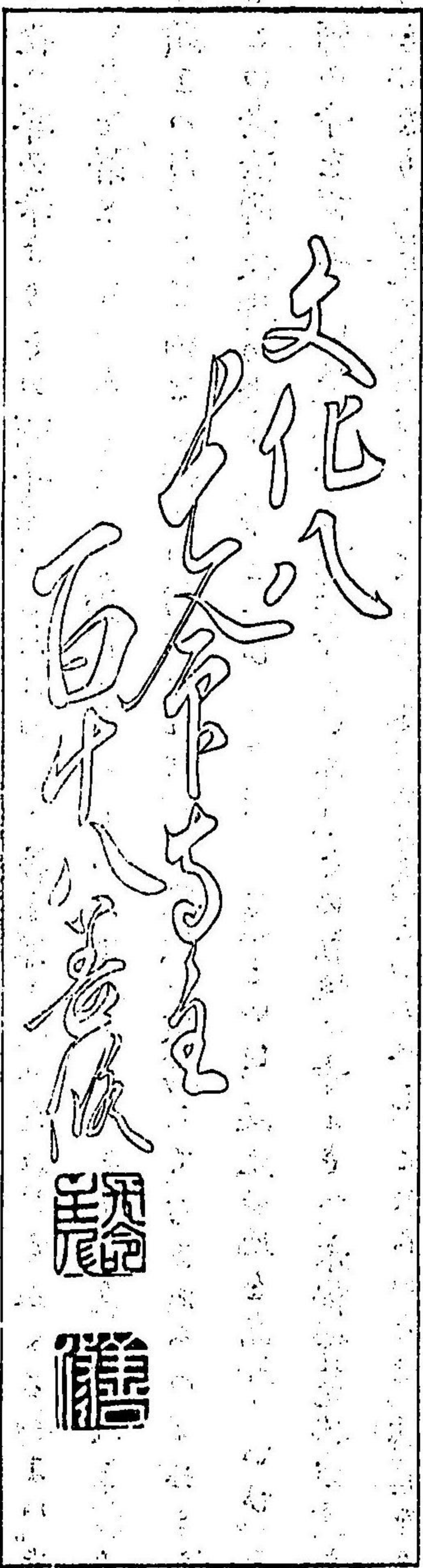
右朔 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 三十日

左朔 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 三十日

寛政八年。滿平百九十四歳妻名氏百七十三歳。子名氏百五十三歳。孫名氏百五歳。曾孫以下。尚百歳ニ滿タサルモノ多クアリト云フ。或ハ云フ。滿平が敷地ニ靈水アリ。其井底悉ク辰

砂ナリ。古来ヨリコノ水ヲ汲ミ用フル故ニ。一家カクノ如ク長生ストイヘリ。但コノ事傳聞ニアリ。虚實ヲ詳ニセザレドモ。異聞ナルヲ以テ録ス。といへり。當年余が聞きたるもこれよおなじ。次よ伊勢ノ長命寺ノ住持禪修法師ハ。文化壬申年。その壽一百十九歳をりき。傳云。伊勢國渡會郡。内城田郷。長原村。慈光山長命寺。曹洞宗。同郡田丸。官古村。廣泰寺末院也。本山廣泰寺。於伊勢一為南方曹洞宗一法頭者ノ住持。禪修法師。初名善修。最後改善爲禪云。土佐國土佐郡。高知蓮池町。蓮池之地。伊勢。當爲蓮池。ノ人ナリ。俗姓ハ加藤氏。父ノ名ハ文右衛門。禪修ハ元禄七甲戌年ヲ以テ生レタリ。乳名及祝髮ノ年詳ナラズ。尾張國春日郡。大草村福巖寺ノ白庭和尚ヲ師トスト云フ。明和三年甲申。是年禪修七十三歳。由比廣泰寺ノ末院。上管村ナル永福寺ニ住持ス。後ニ中角村教勅寺。及大野木村宗善庵。棚橋村寶光寺等ニ轉住セリ。天明四年甲辰。五年乙巳。二介年。長原村長命寺ニ看住シ。六年丙午ヨリ住持ニナレリ。是年九十三歳也。文化三丙寅年。國君恩命アリテ。月俸ヲ賜フ。長原村。四九領。是年禪修百十三歳也。滿百歳ナレバ。月俸ヲ賜フベカリレニ。田舎ノ禪院ハ。住持ナル善僧ヲ優乃南紀御領也。持ノ極老ヲ嫌フニヨリ。年ヲ隱レテマササリケルトテ。稀ナル善僧ヲ優シ給フナルベシ。コノ時禪修。眞加ノ爲ト稱シテ。自筆ノ行書一頁ヲ獻リキ。先例アレバナリ。イカナルコトヲ書キ。タリケン。詳ナラス。九年壬申。下人雜司料トシテ。銀若干。年別ニ賜フベシト。再恩命アリケリ。是年禪修百十九歳。十一月日遷化セリ。其眞性。質朴寡欲ニシテ。物ニ拘ラス。只酒ヲ嗜

み。又豆腐ヲ好メリ。ヲリ〜其本山。廣泰寺へ赴クニ。路程。二里餘リナルヲ物トモセズ。足駄ヲ穿キツ。往返シケリ。其出ツル毎ニ。ミツカラ一歌ノ酒ヲ携ヘテ。中途ニ獨酌セザルコトナシ。文雅ノオアルニアラザレドモ。其壽ヲ愛テ。書ヲ徵ムルモノ多カリケレバ。拙キマ、ニ位置ヲ得タリ。コノ他聞エタルコト無トイヘドモ。抑亦一奇僧ナラズヤ。以上略結之文以解云。余曩よ。松坂なる友人三枝園よ。禪修の書一頁を惠まる。こゝをもて。長原村よ。僧あることを知れり。よりにて三枝園を勞煩し。その略傳一編を得たり。余がその所藏の一行書ハ。唐紙半頁よ。明月拂清風。と大書して。落款よ。善修とあり。印文も亦。長命主人。善修とあり。善修ハその初名なりといへば。このときいまだ改名せざりしや。しかれども



文化八年の筆なり。その明年遷化したれば。既善を禪に改められたれども。かゝる物より。なほ舊名を署せしならん。その物に拘らざりしといふ素樸を見るに足れり。變まべき程の手蹟よりあらねど。稀なる壽僧の内筆なれば。その落款を影寫して。右よりあらねば。おもふにこの老法師。住持の寺を長命といひ。その村を長原といひ。誕生の地を高知といひ。その師の寺を福巖といひ。本山を廣泰寺といふ。且その初住の寺にさへ。永福。寶光等の號あるも妙なり。皆是名詮自性にして。福壽永延の奇僧といふべし。これらには。傳聞をまぬかれぬ。江戸本船町<sup>武助</sup>。與右衛門が食客七兵衛。文政元戊寅年。その歳一百歳なり。九月十日。御米拾俵錫る。稀なる高年なればなり。又清圓尼百十四歳の手實なり。清圓尼大石氏。良雄の女。主税良金の妹なりといふ。手實の傍に。こんひら月參。大石良雄娘。百十四歳清圓。と署したり。原是殺生氏の所藏なりとぞ。關書家思庵模刻して。その搨本を同好に贈りし事あり。<sup>文化安永の春あり</sup>余もこれを獲て。雜畫帖に貼しつ。但その受授の年月。今詳ならずといふ。余聊疑ひあり。清圓尼。果して良金の妹ならば。元禄壬午。云々の事ありしころ。尚十歳前後なるべし。この年を十歳の時と推しつもありて。文化三丙寅に至りて。百十四歳なるべし。遠くもあらぬ事なるべし。その手實をのこし。年月の。今詳ならずなり。

石川文九  
十歳。寛文  
十一年。壬  
子夏五月  
三日歿。  
時入傳を  
る。又下村  
入。又下村  
道瑞のこ  
と。并。九  
九十五六  
歳といふ  
の。の。の  
終馬の年  
日。又沙  
門。九十  
歳以上か  
りしもの  
なほ多か  
るべし。

不審。姑く見聞の隨に録して。後の考を俟つのみ。九十歳以上の。堀部金丸の女。妙海尼

安永七戊戌年。九十三歳にて遷化したといふ。墳墓は。芝泉岳寺。墓所の門傍にあり。墓誌より。清淨菴賢山妙海尼。堀部彌兵衛金丸娘。行年九十三。安永七月二十五日。四行に勅した。り。余が相識親類に三人あり。武藏國埼玉郡。志多見の村長松村生り。<sup>世傳左衛門</sup>安永中没す。時九十三歳なり。余が祖父の外祖母。智昌院に。寛延三年五月十日に没す。時九十六歳なり。又余が祖父の女弟。真中氏。<sup>名津</sup>下總河津間の郷士。藤沼太郎兵衛の後室なりき。<sup>子の</sup>亦。大郎兵衛。寛政己未年。没す。亦九十六歳也。<sup>此の曾孫。武藏川口村の子孫。今に至りて。幾百の族神といふ。</sup>この他。巷説風聞を取らば。なほ多かるべし。○宛委餘編に。公卿大夫の百歳以下。八十歳以上なりしを考へて。多く載せたり。今又贅せむ。又。按ずるに。唐の會昌五年。三月二十四日。白居易が尚齒會中の七老。前懷州司馬。安定胡果年八十九。尤長じたり。刑部尚書。致仕。白居易年七十四。尚少しとす。この他。吉成。年八十八。劉真。年八十七。鄭據。年八十五。盧真。年八十二。張渾。年七十七。會中の遺老。李元爽。年百三十六。禪僧如滿歸洛。年九十五。これを唐の九老といふ。<sup>見三九老詩。并白居易序。</sup>天朝の尚齒會は。古今著聞集。四文學部に云。尚齒會は云云。貞觀十九年。三月十八日。大納言年名卿。小野山莊にして。はじめておこなわれけり。又安和二年。三月十三日。

大納言在衛卿。粟田口の莊にておこなわれける。その後。天承元年。三月廿二日。大納言宗忠卿。白河山莊にして。被行けり。七叟の算。三善爲康。年八十三。前左衛門佐基俊。七十六。前日向守中原廣俊。七十。亭主。七十。式部大輔藤原教光朝臣。六十九。右大辨實光。六十三。式部少輔菅原時登。六十二。この中。基俊の病よりて。詩ばかりを贈りけり。時登序をば書きたりけり。垣下卷九。中納言師時以下侍りけり。云云といへり。貞觀安和。前後尚齒會の詩の序の。本朝文粹卷九。見えたり。前序の。管相公。是善。後序の。管三位。文時。の作なり。管三品。尚齒會詩序云。文時。少於樂天三年。猶已衰之齡也。かゝれば。管三品。當年七十一歳なり。日本紀略卷七。天元四年辛巳。九月八日。□□。從三位式部大輔菅原朝臣文時。年八十三。號家系圖。爲天元元年。非。日本紀略。冷泉。安和二年。三月十三日庚寅。大納言在衛卿。於粟田莊。有尚齒會。七叟各脫朝衣。著直衣指貫。希代之勝事也。是件の後會をいふなり。宋の至和三年。丙申秋。是年改元嘉祐。睢陽五老。司農卿。致仕。畢世長九十四歳。禮部侍郎。致仕。王湊九十歳。自餘の三老。社。平。未。貴。八十餘歳のみ。見五老圖。并鐵明遠序。元豐五年正月。耆英會中の十二老。年八十見二十二老時。并司馬君賢耆老會序。に至るものなし。皆七十許歳のみ。この中。司馬光六十四歳。尤少しと也。黄耆の得がたきことかくの如し。齡の定し貴ぶべきものよなん。しかれども。人壽百年を有ちがたき。猶學べども聖に至りがたきがごとし。且上壽の稀にして。下壽なるもの

多かる。猶賢者の寡く。不肖者の衆きがごとし。故に。列子湯。朱。載。揚。朱。之。言。曰。百。年。之。大。齊。得。百。年。者。千。無。焉。莊。子。亦。曰。人。上。壽。百。歳。中。壽。八。十。下。壽。六。十。除。病。瘦。死。喪。憂。患。其。中。開。口。而。笑。者。一。月。之。中。不。過。四。五。日。而。已。矣。と。い。ひ。し。も。お。な。じ。意。なり。呂氏春秋安。死。一。中。壽。通。百。中。壽。不。過。六。十。一。といへり。下壽をいひざれども。五十の下壽なるべし。後世修養之方廢れてより。七十古来稀の句あり。遂に五十をもて。壽の大齋とす。亦悲しからむや。又ひとつ。いひまほしき事あり。人の算賀。四十を不惑といひ。五十を知命といひ。六十を耳順といふ。さもあるべし。みづから年を數へて。四十を云々。五十を云々。六十を云々といふものある。こゝろ得がたし。不惑。知命の聖人に限れり。凡夫年四十なりとて。惑のざるものあらんや。五十なりとて。いかでか天命を知るべき。ざるを只その年をあらして。みづから聖智に比ぶる。自負の甚しきあらむや。人心各異なれども。その情のおなじき。壽福の樂ひなり。しかれども。彭祖も死し。葛子も死せり。數百の壽を有つとも。將死とされ。その一日を惜むの哀み。老少異なることなかるべし。既しこの生を得たり。孰かその死を脱るべき。ざるを不死といふものあり。毘騫國の長頭王是なり。梁書卷五。列傳。八十。諸夷傳。云。扶南國。在日南郡之南。海西大灣中。去日南可七千里。在林邑南三千里云々。又有毘

玄同故言下集

鷹國。去扶南八千里。傳其王身長丈。頭長三尺。自古未不死。莫知其年。王神聖。國中人善惡及將采事。王皆知之。是以無敢欺者。南方號曰長頭王云々。國法刑罪人。並於王前取其肉。國內不受估客。有往者亦殺而取之。是以商旅不敢至。王常棲居。不血食。不事鬼神。其子孫生子如常。唯王不死。扶南王。數遣使與書。相報答。嘗遣扶南王純金五十。入食器形如圓盤。又如瓦壺。名爲多羅。受五升。又如梳者受一升。王亦能作天竺書。書可三千言。說其宿命。所由與佛經相類。これ夫歸の妖敷。いと信けかゝる事なれども。亦異聞なり。長頭王の事。梁書より先。晋宋二書に出たり。まかれども。梁書の。今わが所

第三十三人事

尼妙圓 妙圓石地藏國

武藏國多磨郡。金子村。甲府みち。高井止石原。兩縣の間。あり。近きころ新造の石地藏一軀立てり。この金子村なる。妙圓てふ尼が建立せしといふ。この妙圓の。酒井村新田なる。百姓六右衛門一云。六が女なり。俗名を熊とぞいひし。六右衛門は三子あり。長女の熊なり。二女は。熊谷村を寛政の初。森田屋與五右衛門といふもの。熊を乾女。俗にこれを娘として。金子村なる。百姓新助。初名は。妻せけり。かくて男兒を産みたりける。その兒。新五郎。後尚幼少かりし時。丙辰年。十一月。良人新助の身まかりけり。又彼新助の。おなじ村なる百姓。倉田伊右衛門が族なり。專保年間。

故伊右衛門。その弟新助は分家してけり。新助が子。四五右衛門。四五右衛門が子。熊が良人。即後の新助なり。熊の良人を喪ひて。世にたるたつきなれば。日や。稚兒を携へて。上夫の弟なりける何かし男は適じけり。さる程。病みこづらふこと久うして。兩眼竟に失ひければ。竊に感悟する事あり。尼ならんとおもひ決めて。後夫を告げて離別しつ。かくてその乾親。俗にこれを親。與五右衛門。祝鬘の事を相諱。與五右衛門も亦感じて禁めを。深大寺村なる深大寺。天台の。その菩提院なるより。住持を告げて剃度を請ふ。憚り。許さるべくもあらねば。又村長はかたらふ。これさへ保人となりしかば。やうやく瘡深の志願を果して。壽量妙圓と法名せらる。

妙圓が前夫新助が墓の。その子新八が家のほとりなる。田圃の畔埒にあり。覺量休夢信士寛政八年云々と勅したり。妙圓没して。その墓は合葬せしといふ。舊の墓誌は推しならべて。壽量妙圓法尼と勅したり。されその亡日の誌をも。よみて思ふ。妙圓が法名の。在世に刻せしなるべしとぞ。これらの事。華山子復かの村にいゆきて。目撃していふまゝにまるとしつ。後夫も俱に發心し。剃髮してその村をれり。され妙圓の。俗にいふ。か目くらなれ

ば。村中をうち巡りて。赤縁すべくもあらぬを。村人等憐みて。鉦ひとつなんとらせける。これより。毎日、驛路の上に出で、鉦をたゞき。念佛を唱ふる程。路ゆく人の助け與へたる錢。やうやくに數まして。三貫文あまりになりつ。この後。又方金二方と錢二貫を得たり。この金錢をもて。石像の地藏菩薩を造り奉らんと計る。與五右衛門伊右衛門等。その事を助けつ。いく程もなく落成す。即街道の人家離れたる間。よき奉りしかば。妙圓歡びて。毎日、石像のほとり侍り。鉦を敲きて。念佛いよく懈ることなし。さる程。武藏の日野の新法寺。天台宗 糟谷村なる正忍寺。天台宗 の兩位持。近郷に聞えたる大徳なりき。この兩僧。一日妙圓。地藏の畫像。各一を授けていふやう。汝この御佛をよく念じて。人の爲に加持せよかし。深信怠らむ。必應驗あらん。さばれ。毎月。四日八日。十四日。廿四日。この四日。日々禱るとも效なし。自餘の日。障尋あるべからむ。その念佛の功德もて。人の病苦を救ふことあらば。あられ尊き行者ならん。と叮嚀に教示せらる。この事を傳へ聞くもの。試みその加持を受くる。應驗あらむといふことなし。その呪法。譬へば難産のもの。爲に。地藏さま。何がしが妻。安産させて給ひね。南無阿彌陀佛。南無あみだ佛。と唱ふるのみ。立て。立地。安産す。この他。何よまれ。その人の所願のまよく唱へて。地藏

菩薩に祈請し。念佛の外。他事をけれども。一切成就せざることをなし。かく行ひつゝ。年を経る。いぬる丙子の春の比より。思ふよしあればとて。加持をせむ。そのいかなる故ぞと問ふ。吾儕明年の冬。十月廿八日。念佛往生の素懷を遂ぐべし。さるを猶加持などせば。志願の妨ならんといふ。理なれば。みなその意に任ずるものから。殊さらなる難産あれば。強ひてその加持を請ふ。必應驗ありけり。かくて丁丑の秋。妙圓。所得の錢八九貫文あるをもて。葬具を買ひんといふ。村人等。その死期をしりたるを。まこと思ひねども。渠がまよく。棺經かたひらなどを。とへのへて遣はしけり。とかくする程。かみを月廿三日。與五右衛門が親の遠忌に當れり。よりてこの日。妙圓をよびて。素麩かきを食せける。箸をとること四五椀に及べり。これを見もし聞きもするもの。老尼がさる食よて。うち殺すともや。死ぬる。とあざみ笑ふも多かりけり。かくて廿六日。なりつ。けふもろ人。この世の暇乞をせんとして。與五右衛門が女名に。手を掖して。村長の宿所にさらなり。一村遣りなくうち巡りて。別を告げ。且年来の恩恵を謝する。人みな心もとなく思へり。次の日。妙圓。浴みせまほしといふより。朝より湯を沸し。心得たるもの兩三人。扶けて垢を流さすれば。歡ぶこと大かたならむ。翌日。示寂の日なれば。村人等。その消

妙圓石地藏圖

真寫

武藏國多摩郡金子村人家を多れくの間  
板橋のほとりより立てて江戸よりゆけ右のくあり



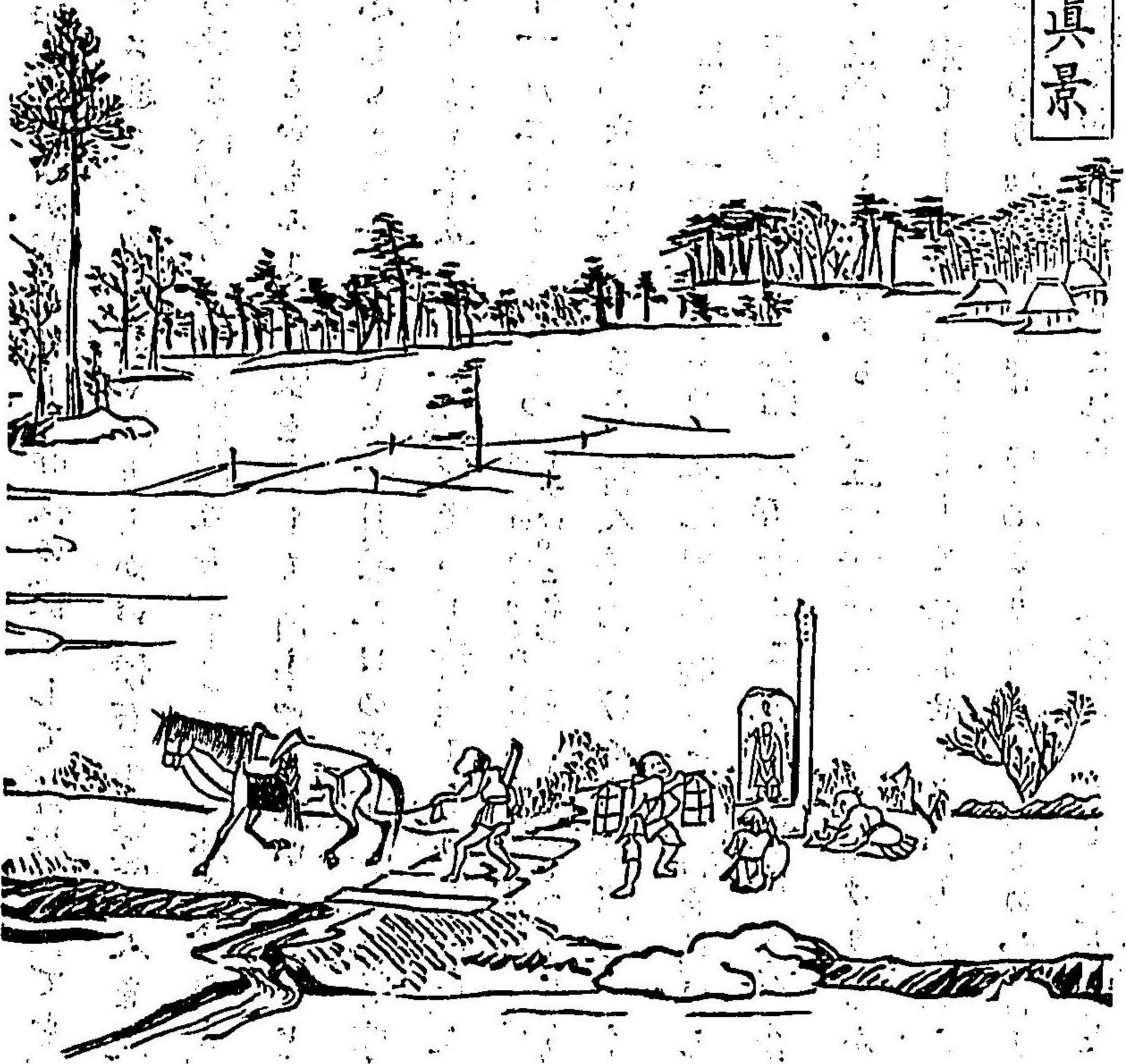
佛像石中半體彫出せし面目磨滅  
都て圓の如し石の總高三尺許その四面  
離芭あり後造りてくあり

今もそりて鏡をよみかきかきかき  
餅くこりの供物をのりかきかき  
このほろりかきかきかきかきかき  
子い小兒輩かきかきかきかき

息を見んとおもふ。廿八日。伊右衛門が家より。昨夜の儘として。母房を出て。小横一身を荷せかけて。合掌念佛する程。その聲漸く細りしかば。伊右衛門急一人を走らせて。村人等を集合つ。みなもろ共念佛す。與五右衛門立ちよりて。その脈を診ふ。右の寸口の絶えたり。終焉の程あらじとおもふ。呼吸を復して。何事やらんいひつれども。聞さとるべくもあらむ。かねて示し。一日後れて。十月廿九日の亭午。合せたる掌を放して。いとも愛たく往生しけり。時。年五十九。死後いと清麗となりしかば。人々念佛の功德を感嘆せり。かくて十一月二日。送葬し。示寂の両日。又その葬送の日。里人等群集せし。その遺財。方金云々錢云々ありけり。なほ足らざるを。村人等相助けて。葬式形の如くとり行ひけり。識者云。妙圓が示寂の時。一日後れし。正念の後。強ひて加持を乞ひしよれり。渠が怨のあらむと。丁丑の冬。柴田元亮。余よこの事を告げて云。吾僚友小林生。前日金子村いゆきて。彼妙圓由縁ある。與五右衛門これを聞けり。むかし念佛の行者。熊谷直實入道の如き。豫てよりその死期を知りて。示寂せし多かり。又世に高僧といはるるも。しからざるものあり。妙圓は無智の盲尼なり。何の故。その加持に應驗ありし。又何よよりて。その死期を知覺したる。これらの事。疑ひ易くして。曉りがた

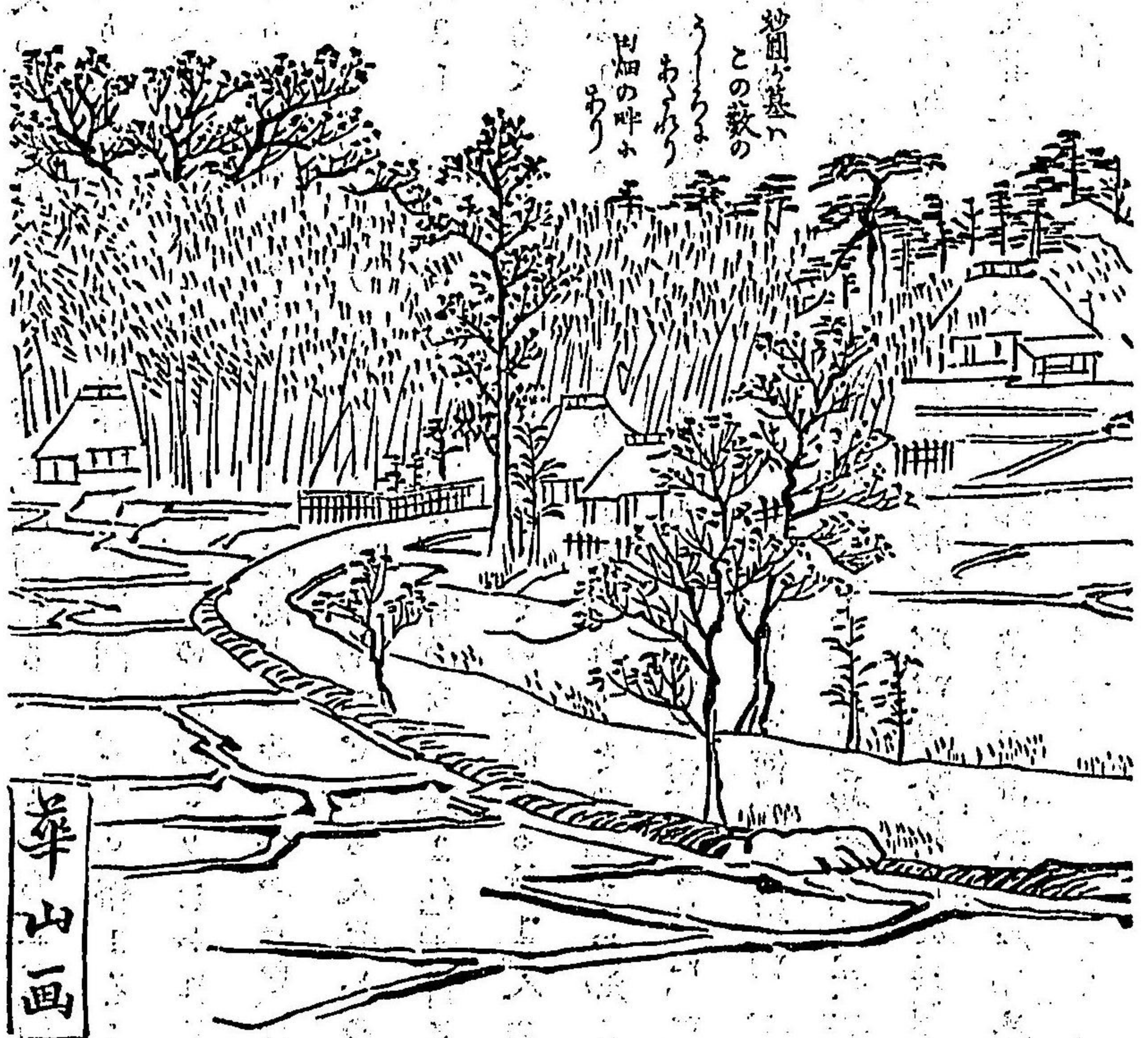
金子村妙圓常念佛遺趾真景

己卯夏日。渡邊華山子。  
 爲余之著是書。躬趣于  
 金子村。寫其真景者。即  
 此。雖未足以爲奇。然彼  
 我用心。出於勸懲。若夫  
 緇流。口說法而行不依  
 律者。披閱是書。聲知有  
 彼尼。據是地圖。以詳其  
 事蹟。則欲無羞。可得乎  
 哉。華山子有感于茲。画  
 成之日。徵余書於其上。  
 層。余云。阿舍經不云乎。  
 盲龜浮木。百年猶難值。  
 蓋人間爲苦海。衆生爲  
 盲龜。浮木即菩提也。若



彼妙圓。盲又盲者。而獲  
 難得之浮木。大凡若是  
 因緣。不可以言。唯以意  
 可贊也。因錄於微書記  
 草根集第八所見之歌。  
 以塞笑云。  
 山川那瀨。余寄留。浪能  
 浮木二毛。遇類乎。稀乃  
 龜曾鳴。奈流。

玄同居士



華山一画



し。よりて益を乞ふといふ。余が云。人のいまだいざざる事を。我獨しるべき。よあらねど。問  
 いて答へざらん。詮なき。似たり。聊足下の疑ひを釋かん。彼妙圓がごとき。俗よこ  
 れを念佛の功德といふゆり。これを念佛の功德とすれば。定。念佛の功德なり。しかれど  
 も虚靜の道德の至りなり。徳これより明なる。なし。唯念佛の功德とのみすべからむ。智  
 を祛り。慾を禁め。一を抱きて離れむ。よく己を虚うせば。口。佛名を唱へむとも。人我かの  
 く妙圓たるべし。渠の無智の匹婦にして。且盲目たり。心素より智術なく。眼。色相件々  
 の物を得見ざる故。移らむ。こゝをもて道心ます。堅固なり。その虚靜なる故。人の  
 爲。覆へば應驗あり。その寂滅を樂ふより。豫てより死期を知れり。その知る。知る  
 一あらむ。知るべからむして知るもの。則習の性となるのみ。苟。その心虚靜なれば。思  
 邪なし。思邪なきもの。則聖人の心なり。所云。虚靜の。荀子。十五。解蔽篇云。何以知道。曰。心。  
 心何以知。曰。虚一而靜。未嘗不誠也。孔子家語。卷。好生篇。孔子曰。舜之爲君也。其政好  
 生而惡殺。其任授賢。而替不肖。徳若天地而靜虚。化若四時而變物。是以四海承風。暢於異類。  
 諱非子。一。主道篇云。道者萬物之始。是非之紀也。是以明君。守始以知萬物之源。治紀以知善  
 敗之端。故虚靜以待。令名自命也。令事自定也。虚則知實之情。靜則知動者正。といへり。これ

らの數語の。竊。老子經より由れるなり。老子。六。致虚極。守静焉。吾以觀復。夫物之芸々。  
 各復歸其根。曰。静。是謂復命。復命曰。常。知常曰。明。不知常。妄作凶。といふ是なり。莊子。五。天運  
 篇亦曰。聖神之静也。非曰。静。善故静也。水静。明燭鬚眉。平中准。大匠取法焉。又曰。夫虚靜恬  
 淡。寂寞無爲者。天地之平。而道德之至。故帝王聖人。体焉。といひしも同意なり。道の至微。一  
 して見がたし。心は欲作して。甚危し。故。虞書大禹謨云。人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允  
 執厥中。といへり。これ亦。老子。章。十。載營魄。抱一能無離乎。專氣致柔。能嬰兒乎。滌除玄覽。  
 能無疵乎。愛民治國。能無知乎。林本。といひしよ。おなじ。營魄の魄の。精魄。即經營なり。  
 抱一。山谷神なり。無離乎。中庸。道也者。不可須臾離也。可離非道也。といひしよ。おなじ。  
 嬰兒も亦山谷神。一。譬へたり。滌除の洗頰想なり。玄覽の。觀念而視なり。この處。王註。林註。送  
 一異同あり。蒙學の爲。今愚意をもて略解す。先儒の説。大禹謨の。後人の偽作なりとい  
 へり。仁齋の中庸發揮。一。據る。荀子。解。云。昔者舜之治天下也云々。故道經曰。人心之危。道  
 心之微。楊倞注云。今虞書有此語。而云道經。蓋有道之經也云々。この注非ならん。荀況の所  
 云。道經の。道家の經なるべし。大禹謨の舊本。一。人心云々の語のなかりし歟。いまだ知る  
 べからむ。宋熹亦これを中庸の序より引きたり。且云。心之虚靈知覺。一而已矣。虚靈の水の

静にして明なること鏡の如くなるをいふ。荀子一虚一而静。といひしよおなじ。虚靈不昧。唐諱の大智度論に出でたり。櫻陰腐談大疑録等も。みなこれをいへり。愚おもへらく。書に言を取りて。人を取らむこの言梵書に出つといふとも。その文字のこれ儒の文字なり。苟もこゝに譬ふべく。佛語なりとも異ぞ嫌はん。孟軻は揚墨を排斥して。その書は墨翟の語を載せたり。この事。前版蒸雜の記にいへり。揚雄亦莊周を排斥して。その書は莊子を引きたり。揚子法言。問道篇。論莊周鄒衍曰。至周罔君臣之義。衍無知天地之間。雖隣不覩也。問明篇曰。或問。堯將讓天下於許由。由恥。有諸。曰。好大者爲之也。顧由無求於世而已矣。又曰。好大累堯。累父灑耳。不亦宜乎。許由累父が事。莊子の寓言に出でたり。又曰。鶴鵬冲天。不在六翮乎。拔而傳尸焉。其累矣夫。并は卷之五に見えたり。鶴鵬小大の辯は列子に出でたるを。莊周潤色して。逍遙遊に収めたり。これよりて觀れば。孟揚二氏をして。釋教中國に入るの後に在らしめば。その書は佛語を取ることあらん歟。これも亦知るべからむ。この無用の辯なれども。三教一理のよしをいふのみ。道の成り難して。離れ易し。離るゝとさるゝ成ることなし。揚子法言。一學行篇曰。百川學海。而至于海。丘陵學山。而不至于山。是故惡其畫也。畫止といへり。これを人事に求むるもの。儒者

なり。求めてこれを得たるもの。其唯顏孟歟。これを高速に求むるもの。老莊の徒なり。これを鄙醜に求むるもの。淳圖氏なり。老佛なり。求めて得たる者多かるべし。然れども人間は要なし。いかしてこれを人事に求めん。孔子曰。詩三百。一言以蔽之。曰。思無邪。苟も思邪なきとき。道その中一あり。しかれどもその思慮欲作は昧されて。須臾もこゝに居り難し。故に老子八章曰。爲學日益。爲道日損。損之又損。以至於無爲。無爲而無不爲。といへり。この語は。易の損益二卦より出でたり。易曰。損。損下益上。其道上行。又曰。損而有孚元吉。又曰。損剛益柔有時。損益盈虛。與時偕行。序卦曰。解者緩也。緩必有所失。故受之以損。損而不已。必益。故受之以益。益而不已。必決。故受之以夬。夬者決也。云々。老氏の意これとおなじ。損なければ益あらむ。益なくは何をか損せん。諸子百家の言。學問の益なり。よく學ばむ。この益あることなし。益して後損すれば。豁然として曉ることあり。これ學問の至益なり。これを綆を引きて。水を取るもの譬ふ。始めよりあが手の邊に至らしめんとすれば。雖は過不及ありて。自由ならむ。引きのほして後降せば。速に便宜に隨ふ。これを益して損すといふ。易曰。益。損上益下これなり。おれを道を爲るといふ。釋教にいふ悟道これにおなじ。故古質疑。卷一。莊子の大宗師なる。顏回曰。回益。仲尼曰云

云の語を引きて。老子損益の説を解きたれども。いまだ易に及ぶものを見ざれば。聊こゝに愚意を述べ。これ老子八十一章中の牡論にして。學問の秘鍵なり。損に居て益を知る。これを名つけて。虚静といふ歟。動きて静なるもの。道德の静なり。静にして動かざるもの。老佛の静なり。梵書にこれを禪定といふ。禪の静なり。定も静なり。又これを。觀といふ。觀は五義あり。觀して煩想なきもの。こゝろ山登し等し。心山登し等しきとさ。物として載せざることをなし。こゝをもて衆人曰し入りて。もて我を利とす。わが彼を待ちて利とするはあらむ。譬尼が加持は有驗なりしも。無爲にしてよくなすものなり。譬へば笏の響きは應ふが如し。これしらすをして應驗あり。わが加持の。彼は驗あるはあらむ。彼が愚致の。わが加持は驗あらせしのみ。怪しむは足らむ。且その死期を。豫て知るや。亦知らむしてよくしるものなり。譬へば病猫も。よくその死を知りて。みづからその骸を藏すことあり。わがその死期を知るはあらむ。死期のわれは知らせしのみ。亦怪むは足らむ。彼衆人の。わがの。智あり。この譬尼獨愚なるが如し。その智は及ぶべし。その愚は及ぶべからむ。既し已を慮うすることを得たり。もしその佛は事あるこゝろもて。父母は事へば。孝女あらん。君は事へば。忠臣ならん。良人は従わば。貞女ならん。子を養わば。慈母ならん。惜いかな。これを人事に得ざる故に。得たりといふとも竟し功なし。これを念佛の功德といふこと宜なり。是を人事にませといひ。渠よくこゝろに至らんや。

第三十四人事 藤原經房

いぬる丁丑の秋。攝津國能勢郡。出野村出野村なる。勤兵衛といふ農家の天井より。奇書一通あらわれ。その書は竹筒に籠めて。水銀をもて充て塞きたり。うち抜きて見る。壽永の閏戦。安徳天皇從亡の忠臣。左少辨藤原朝臣經房の遺書なりけり。私にすべし。あらむとて。やがてそのよしをまうし。守云々の後。そのよし返し給ひしとぞいふなる。實説なりやしらす。その書は由れば。舊録軍記に傳ふる如く。ありあちて。當時院帝の恙なく。戰場を出でさせ給ひて。此あたりは。潜みておかしきなりといふ。京の人森島守近森島守近はやくこの事を傳へ聞きて。余は云々と告げしころ。いかでその書の見まはしき。更し彼人を勞煩すること二年に及びつ。守近からくして。ある人し説きて。攝津の人某氏の寫本を借抄し。遂に郵附して見せらる。余これを獲て。燈下は閱し。つや。信けかたきものなり。はじめその書に云。ことし建保五年丑あつき五日。源のすけみまかり給へり。御年五十五まり五とせとなん云々。種長は十とせあまり九とせまへ。身ま

かり。景家の十とせまり三年まへよをいそりぬ。種長のあすれがたみよ。刑部太郎廿八才。景家の子小次郎平三□たたちよあまれり。我子左古磨廿六歳なるが。よく田うゑ畑うちして。あなみよ世をぞいとなみすくしぬ。これらのことのもとさたかよもしらむ。われも今をたいそちよなりぬ。けふよも身まからば。すゑの世の子孫よ□しるものたえてならんかし。云々といふ數行よりかき起したり。又云。壽永四年乙巳三月廿四日の日。二位殿ひそかよ典侍大納言局□勾當内侍。阿房の内侍。右の將基道。われ經房大輔判官種長。郡司景家をめされ。我家の運命けふよつゝめたり。されど。家の弓矢盡きたりとて。主上門院同じ道よ御幸なし奉らんも空おそろし。何國の浦。何國の山の奥よも御幸なし。後の世の手たてをもなさせ。□□□□砂金いくらもとりにださせ。また。のたまふよ。たとひ源氏と□□奉るとも。いかで玉體を惱ませ奉らん。ひとつ□□一門のやからぬ。とらぬれば命あるべうもおぼえす。叔ど異氏のものばかり供奉するなれと。女院へわかちつげ給ひける。このものち。火水の中までも供奉すべきことおぼしめかり給へるなり。心つよく供奉し□□れと。ねんごろよお□□せあれども。皆涙のみ落ちて。きと御いらへも申さでありける。あやしの小ぶねよ人々身をやつして。その心かまへてしかりぬ。主上。典内侍。經房。種長

うちのりて磯へ漕ぎ。またの小舟よ女院。大納言。□□勾當内侍。阿房内侍。基通。景家のりてこなたへこゝあひの世段ばかりも有りぬらん。いそよ源氏いくらとなく。舟よも陸よもあまりて。のかれをつべくもなし。一門の人どあるけうたれ。海よもしづみ給ひしよ。二位どの口。知盛卿の乙の御子よみそ○出けて。須磨の内裏よてにびさせ給ひしときこえし。御細めきたるものをもたせ給ひ。海よ入りたまふ。見るよ心もさえ。やみよりやみにたとるこちして。かたきもみかたも涙□□辨をのみて。佛の御名のみとなへつゝ。かづきおげ奉らんとさむく。このひまよありそよつけ種長おひたてまつり。足ばやよとしりてかへりみれば。女院の御舟ありそよ着きたるを。そや源氏の武士とりかこみ□□り典侍の玉きり給ふ。主上よしらせ奉らじといさめまされてゆくほどよ。いかゞしてのかれ来よけん。景家そやく参りたる。なげきの中よ力をそへ。三里むかり山ぶみして云々。これより下。三月廿八日よ。石見國をさして潜幸なし奉りし事。五月三十日よ。但馬の國府よ近づき。十五日よ。能勢の長尻といふ處より。野間の躰へわたらせ給ふよしをいへり。このみちすから。先帝御惱の事。七月二日よ至りて。おこらせ給ひし事。里人與三丁太等が讒よよりて。竟よこの里よ潛<sup>しの</sup>せ奉りし事をいへり。これよりの後。岩先といふ處へ。しばし御幸な

りし事。長月廿日あまり。紅葉を御覽むるとて。河合へ御幸ありし事。先帝のおん歌。并に  
 經房。典侍の歌とて。三首をしるしつけたり。又十月廿四日。初雪ふりければ。采見の峯に  
 御幸ありし事。くるみの峯にて。そつ雪の御敷なども見えたり。その年霜月の條下。種長  
 景家。しのびく。一都。大物の浦へ。主上の供御の料の調度など。しろなして。かへりし  
 事。建禮門院の。大原よおのしますを傳へ聞きしこと。都より。主上を安徳天皇と稱へ奉る  
 よしを。景家かへりて。人々よ告げし事。是より先き。種長景家等。田しろをひらきて。  
 畝作を事とする事をいへり。かくてその年の暮れて。壽永五年。都。文治三年といふ條下  
 一。春の日毎。岩崎へ御幸なりし事。卯月のはじめより。御惱しきりよして。十七日の朝。  
 登霞し給ふといへり。又御衣御調度などを。岩崎イサキに齋イハヒ祀る。世を憚りてハの宮とまうし  
 じを。若宮八幡とあらせまつるといふ條下。典侍もそれもさまかへて都の大原よま  
 ららん。□よりあしあへと。種長景家しひてとくめ。さまかへのちたえん。典侍をめぐり  
 て。遠を□よつかへまつること。臣たる誠なれといひしらす御社はなれんも心うく。里の  
 ものよなりて。小家しつらひ。田かへしのわざをして。田しろをひらき。未のとし御國忌す  
 きりて。典侍よかたらひ御社よつかへ奉る。種長の君の采見の御作りうたを京よもて。

采見現權とあがめ奉れり。あなかしここのふみ人よ見することなかれ

從四位上侍從行左少辨藤原經房

建保第五丑年九月二日 元仁元年壬申八月七日遊行年 五十八歳辨采見山社社 左古麻呂へ

この末一行をこなちて。子孫の譜あり。經實 左近行年八十三歳 文永八年未三月二日 といふよ起りて。經久  
又右衛門五十二才といふよ盡く。すべて十三人の姓名をつらね記したり。又行をこなちて。天正十五亥四月十八日  
 經房の詠草を出だしたり。「たてまつりける藤原經房。かき曇る雪げのそらを吹きかへ  
 て月よなりゆく須磨の浦かせ」文政元年冬十一月。謄寫の典書あり。この書。數百年を經  
 たれば。蠹損磨滅。これが爲よみ得がたき處々すくなからず。云々といへり。かゝれを原  
 本を寫し。といふ歎。心得がたき事なり。出野村。妙見山の麓あり。池田を去ること四  
 里許なりといふ。今按する。攝陽群談 卷一 村部。能勢郡野間村の下。云。伊奈地。澤。出野。  
 西山。大原。立石等ノ邑アリ。といふ是なり。この他。彼書中なる地名の。今と似つかはしき  
 ものあれども。無益の辨なれば贅せず。又彼書よ見えたる人名を考ふる。當時典侍と唱  
 へし女官多かり。帥典侍。中山中納言顯房卿の女。平大納言時忠卿の妻なり。中宮御産の  
 時。御侍乳よ參りし事。御乳人よなり給ひし事。並に源平盛衰記 卷一 見えたり。一の御乳

母なるべし。大納言典侍の平重衡卿の妻なり。と東鑑卷四十五いへり。盛衰記卷四十五いへり。五條大納言邦綱卿の女。重衡卿の北方の妹。先帝の御乳母なるよしいへり。同書卷四十八いへり。大宮太政大臣伊通公御孫。鳥飼中納言伊實卿ノ御妹。五條大納言邦綱卿養子。本三位中將重衡卿北方。先帝の御乳母也。といへり。前一重衡卿の北方の妹といひし誤なるべし。阿房内侍同書同。辨入道貞憲が女也といへり。かゝれども源典侍といひし人の所見なし。右將基道。大輔判官種長も未詳。當時關白藤原基通公あり。基道を基通とも書きたれむ。これ同名の人歟。いぶかしき事なり。又平家恩顧の侍。景家といひし。飛騨守景家なり。盛衰記卷三十一いへり。飛騨守景家。卷三十二右も。景家とありて。卷三十八下より。下一の。景經とあり。この筑後守貞能。越中二郎兵衛盛嗣等一劣らざりし。勇悍の老武者なり。壇浦の戦一。景經も陣歿せしよし。同書一見えたれば。同人とすべからず。彼書一いふ郡司景家の。受領何國の郡司なる一か。かへす一もいぶかしき事なり。就中疑ふべく。信けがたき。その書を遺し一といふ左少辨藤原經房なり。何となれむ。壽永元暦の間。辨官一經房と聞えし。左大辨藤原經房なり。この經房卿。平族幼帝國母を挾みて。都を落ちたる一とき。俱一西國へ參らす。都一とままりあて。上皇河及後鳥羽の朝に仕へ奉り。中

納言を歴て。大納言一升進し。正治二年閏二月十一日。年五十八一て薨せしなり。源平盛衰記卷三十一法皇自天台山。還幸事段云。同日。壽永二年七月廿七日。院ノ御所ニテ議定アリ。左大臣經宗。中書左大辨經房。新三位季經。新宰相中將泰通一參ラレケル。同書二義仲行家受領ノ事ノ段一。八月十日。法皇一蓮華王院ノ御所ヨリ。南殿へ移ラセ給フ。其後三條大納言實房。左大辨宰相經房參リ給ヒテ。被行除目ケリ。同書三頼朝征夷將軍宣ノ事ノ段一。壽永二年八月日。左大史小槻宿禰奉ル。左大辨藤原朝臣。在判ト一被書下ケル。同書六關官恩賞人々ノ事ノ段一。同元治十二年十二月十七日云々。可豫識奏人々トテ。關東ヨリ交名ヲ注進ス。右大臣云云。藤中納言經房云々也。諸家大系圖七藤原氏譜。經房頭藏人。民部卿。大宰帥正二位。三事。參議。大辨。權大納言。母中納言俊忠女。正治二年二月晦日出家。今日進辭狀。同年閏二月十一日薨。五十八歳。系圖一いふ三事一。書の大禹謨一出でて。詩の小雅一も見えたり。この一一卿三職をいふ。この外一。左少辨藤原經房といひし人。絶えて所見なし。繼一ひこれありとも。當時同姓同名一て。共一大少の辨たりといふ。誰か一信けん。且その薨卒の年。前後ありといふとも。共一五十八歳一て終りし事。亦怪むべし。人のしれる事ながら。安徳天皇。西海一没ませ給ひし段を參考する一。東鑑卷四元暦元年三月廿四日條下云。於長門國

赤間關。瓊浦海上。源平相逢云々。及午刻。平氏終敗傾。二品禪尼持寶劔。按察局奉抱先帝。春秋共以没海底。建禮門院。藤原入水御之處。渡邊黨源五馬允。以熊手奉取之。按察局同存命。但先帝終不令浮御。若官今上者御存命云々。同年四月十一日。義經朝臣。注進條下云。一生虜人々云々。女房帥典侍。先帝御乳母大納言典侍。重衡御母按察局。奉抱先帝入海存命源平盛衰記。卷四十三二位禪尼入海段云。二位殿。今ハ限リト見ハテ給ヒニケレバ云々。寶劔ヲ腰ニサシ。神璽ヲ脇ニ挟ミテ。艇ニ臨ミ給フ。先帝ハ云々。云々ト宣ヒモハテズ。海ニ入り給ヒケル。女院ハ。後レ奉ラジ。ト御燒石ト御硯ノ箱トヲ。左右ノ御袂ニ宿シ入レ。御身ヲ重クシテ。ツゞキテ海ニ入ラセ給ヒケル。渡邊源次兵衛番ガ子ニ。源五馬允昵ト云フ者。急ギ飛ビ入りテ奉潜上ケルヲ。昵ガ郎等。熊手ヲ下シテ。御髮ヲカラ巻キテ。御舟ヘ引キ入レ奉ル。又云。神璽ハ。海上ニ浮キ給ヒケルヲ。片岡太郎經春。取り上げ奉ル。愚管鈔。卷五かやうにて。平氏ハ云々。西國よかもむきて。長門の門司の關。瓊の浦といふ所よて。船いくさして。主上をば。祖母うむの二位。宗盛いださまあらせて。神璽寶劔とり具して。海入りよけり。神皇正統紀。卷五安徳天皇紀云。清盛が後室。從二位時子といひし人。此君をいだき奉り。神璽をふところよし。寶劔を腰よこさみて海入りぬ。あさましかりし亂世なり。保曆間記。中瓊浦合戦段

云。二位殿。今ハ限リト思ハレケレバ。寶劔ヲバ腰ニサシ。神璽ヲバ脇ニハサミテ。先帝ヲ按察局ニ懐カシ奉リ。海へソ入り給ヒケル。譬へバ平家ハ亡ア共。先帝ヲサへ失ヒ奉ル事。淺増ナンド申スニ及バズ。元ヨリ此老尼ハ。武キ人ナリケル程ニ。カ、ル事ヲ計ヒケルコソ。淺増ケレ。女院モオクレ進セジ。ト飛ビ入ラセ給ヒケルヲ。取り上げ奉ル云々。神璽ハ浮キタリケルヲ。取り上げ奉ル。これらの證文。各小異。先帝を二位尼抱き奉りしといふと。按察局いだき奉りしといふ類是なり。あれども。大かたの相おなじ。この日の白晝の合戦よしして。しるも海上の事なり。經房等廻ありとも。先帝は供奉して。虎口を脱るゝ事なり。有りがたき勢なるをや。東海談編。下この段を論じて云。諸源の諸平を滅したるとき。二位尼。天皇を抱き。傳國の璽を帯びて入水せしむ。女心と謂ひつべし。いかゞ女なればとて。最拙きことろなり。今の女。却りてかゝる事をえすまじ。天皇と申し奉る。至極のいねれをまればなりといへり。東鑑及保曆間記。按察局。先帝を抱き奉りて。入水せしといへるより。按察局の存命たる。先帝の尊嚴の。浮かせ給ひぬを疑ふものあり。これらの人。彼經房の書を信じて。二位尼の冤をも雪むべく。數百年采の疑を解かんものぞ。只この書よこそとて。費弄もあらん歟。小説傳奇。はじめより。誰も作り設けたる偽をまゐるものなれば。誣ふるといふとも猶淺かり。古書を偽作せ

しもの。竊は縁る所あれば。識者も不圖欺かるゝことあり。こゝをもつてその害深し。餅料の魚子に似たるを。何ぞ久しからん。砥砒の玉に混する。嗚呼おそるべきかな。惑者の云。しかりといへども。和漢今昔同名の人。時を同じうする事多かるゝあらずや。余が云。然り。左大辨藤原經房と。左少辨藤原經房を別人として。その事ありとせんも。猶理義に辨せざるをしらすや。二位尼竊に經房等の兩臣一婦人を。先帝に傳つたせらせて。潜幸なし奉らん。などて三種の神器を。玉體こそへ奉らざりし。彼書にいふ如く。寶劔の。須磨にて失せたりとも。なほ神重内侍所あり。その別帳におかしきして。早はやに取らまわらする。便なかりしといふべし。よからば二位尼の。先帝を潜幸なし奉りし。源氏よとらし奉らじ。と思ひしのみよて。舊都に還幸の議に及ばむとも。先帝の。上皇河白のおんためにも。御孫ならずや。後位にかなりせ給ひむとも。いかでか強顔あたらせ給ふべき。又鎌倉幕府朝もしかなり。平家の朝敵なり。且父の讐なれむこそ。討ち滅しめしたれ。よしや自家を營むの奸ありといふとも。後世。明の燕王名棟。太祖第四子。是為成祖文皇帝。が。靖難を唱へて。都城を陥れ。建文帝名允。太祖孫。をうしなると謀りし類にあらす。これ亦先帝恙なくおかしきと聞かば。必その御座を儲けて。迎へとり奉るべき。彼三臣の。次の年の夏までも。竟に還

幸の讒なかりし。いかよどや。其も平維章が。二位尼を論ひしごとく。天下の共主とまうすことを。忘れたるよやあらむ。又その志操。上皇さへよねたく思ひ奉りて。會稽の恥を雪めまゐらせん爲。ふかく潛ひそせ奉らむ。密々。平家の殘黨を招き集めんとこそ。相謀はかりべき事なるよ。さるころがまへもなく。朝敵なる。平家の落人よ等しく。露命を繋ぎ奉るを。おのゝその身の務つとめせし。いかよどや。こゝ後生机上の論として。當時の勢。なほ還し奉りがたきすぢありけん。と助けいふとも。さだに智勇の足らざるのみならず。忠もなしく。幾もなきに似たり。かゝれば彼經房の遺書をもて。明の史彬が致身録しんしんに擬すとも。その趣に似て。その事ことの非なり。致身録すら。彼も。信くるものあり。偽とするものあり。傳寫の異聞。故より定説なし。むかし孟氏の。萬章に答ふること再三。好事者爲之也。萬章。篇上。といふをもてせり。好事のもの。したらん。その實なき事しるべきのみ。願ふに經房の書も。一卷の小説なり。それを實録としもいふ。好事の手より出づればなるべし。

第三十五人事

小松内大臣

平重衡並北條時頼後行餘論附出

平家物語。小松大臣兼野崎の段 小松内大臣。重盛。父入道相國。淨海の不臣惡行を諫めかねて。治承三年の夏の比。重盛記より。五月といへり。公遠引き具して。熊野に參詣し。父の惡心止むとまなく。重盛が運命



をつめて。来世の苦報をたすけ給へと祈り給ふ云々の條下云。两个の求願。ひとへは眞助をおほひ。とかんたんを辟きて祈念せられければ。とうろくの火のやうなるもの。大臣の御身より出で。はつときゆるがごとくして失せよけり。人あまた見奉りけれども。恐れて申さむ。大臣下向の時。若田川をわたられける。嫡子權のすけ少將惟盛以下。公達淨衣の下。うす色のさぬをきて。夏の事をなれば。何となう。水またふれ給ふ程。じやうえのぬれて。さぬようつりたるが。ひとへいろいろのことく見えけるを。ちくごの守さだよしこれを見とがめて。何とやらん。あの淨衣の。せよいまのしげよ見えさせまし〜候。いそぎめしかへらるべうもや候らん。と申しければ。大臣。叔の我所願すて成就しよけり。あへてその淨衣あらたむべからむとて。いたた川より熊野へ。別して恍惚の奉幣を立てられける。人あやしみ思へども。猶其心をえしめむ。しかるよ此公達。程なくやがて。誠のいろをきたまひけるこそふしぎなれ。其後大臣下向の時。いくばくの日數をへせして病つき給ひぬといへり。草牟春備。此段を引きて云。こゝいろいろといひたる。純色の事なるべし。よび色の。喪服の色なれむ。よびいろといふだよいまのしければ。いろとのみいひたるなるべし。今も田舎の。喪のころもを。いろとのみいふといへり。さらば今の女の

ことば。紅をいろといふ事。あさましくいまのしきなりといへり。按ざる。熊野詣の段の。源平盛衰記。異同あり。記ニ云。若田川ニ著キ給ヒテ。夏ノ事也ケレバ。河ノ端ニ涼ミ給フ。權亮少將己下。公達二三人。河ノ水ニ浴シ戯レテ上リ給ヘリ。薄アヲノ帷ヲ下ニ著給ヘルカ。淨衣ニ透キ通りテ。諒闇ノ色ノ如ク見エケレバ。貞能是ヲ見答メテ。公達ノ召レタル御帷。淨衣ニ移リテ。ナドヤ忌敷覺エ候。可被召替ト申シケル。次ヲ以テ。證誠殿ノ御前ニテ。御念珠ノ時。御後ニ照リ光リシ事。有リノ儘ニ申シケレバ。大臣打テ涙クミ給ヒテ。重盛。權現ニ申シ入ル、肯有リキ。御納受アルニコソ。其淨衣不可脱改トテ。是ヨリ又悦ビノ奉幣アリ。人々奇トハ思ヒケレドモ。其御心ヲバ不知。下向ノ後。幾程ナクテ。後ニ悉キ瘡ノ出テ給ヒタレドモ。ツヤ〜瘡治モ祈誓モナカリケリ。卷十こゝよ諒闇の色といへり。諒闇の色。喪服の色なれむ。前よいろとあるを。注するよ足りぬべし。抑重盛大臣の。をさ〜死を祈りし。麻戸豊聰耳皇子命の。蘇我蝦夷が驕慢不臣を制しかね。斑鳩宮の寢殿にて。妃と〜も一氣を塞ちて。遷化したまひしと。おなじ意なるべし。麻戸皇子の。二十九年春季。及平氏。聖德太子傳。下編。世五丁より。この事唐山よも相似たるあり。晋の大夫范文子下に見えたり。こゝよ引くところ。傳。由れるなり。名。國語或作。これなり。左傳。七年。晉范文子反自郟陵。使其祝宗祈曰。君驕侈而克敵。是接切。正字通。變音肩。

天益其疾也。雖將作矣。愛我者。唯祝我使我速無及於難。范氏之福也。六月戊辰士燮卒。士燮范文子也杜注云。傳言厲公無道。故賢臣憂懼。因禱自裁。又この事。國語六見えたり。文大同小異のみ。柳宗元非國語下曰。死之長短。而在宗祝。則誰不擇良宗祝而乞壽焉。文子乞死而得。亦妄之大者。見唐柳宗元集卷四十五この言根雜に過ぎたれども。亦確論といふべし。かゝればその祈死の事。和漢にふりたる小説ならん。或これを聞きて。余を詰りて云。周公旦の聖人なり。しかるに金勝の書の事あり。成王の死に代らんと禱りし。これ亦周公も。その死を乞ひし。あらずやといへり。余これに答へて云。周書の金勝に由る。成王の病みたるにあらむ。周公の禱りて。その死に代らんと乞ひし。武王の爲なり。後はその置を披き。その冊を見て。感して周公を返し。成王なり。史記魯世家の兩説を擧げたり。初に。武王の病しとき。周公卜して吉を得たり。よりてその策を金勝の置に藏めしといへり。後又云。初成王少時病。周公乃自揃其鬢。沈之河以祝於神曰云々。成王病有瘳。及成王用事。人或譖周公。周公奔楚。成王發府。見周公禱書。乃泣返周公。索隱曰。經典無文。其事或別有所出。而譖周云。秦既燔書。時人欲言金勝之事。失其本末。乃云。成王少時病。周公禱河。欲代王死。藏祝策于府。成王用事。人譖周公。周公奔楚。成王發府見策。乃迎周公。又與蒙恬傳同。事或然也。かゝれば史記の體

ま志がたし。書の金勝の。昔儒の傳に由る。死生の禱りて。得べきにあらす。しかれども。周公代らんと乞ひて不死。武王の病瘳えたる。是の至誠の應驗にして。平大臣。范文子等が事とおなじからず。赤深右衛門が住吉の神に禱りて。かたらんといのる命にをしからで。さても別れんことのかなしき。とよみて獻りければ。その子大江舉周の病瘳えたりといふも。同一理なり。この事。清輔録草子及古今著聞集卷十訓鈔等に見えたり。至誠の感應より。病の瘳ゆる事とあらん。死生の禱るとも得がたかるべし。或又云。壽の禱りて得がたき。翁の言の如くなるべし。死を禱るものを得る事あらん。譬へて醫師の匙をもて。人の年を延ぶることにかたく。その死を速くするもの多かるが如し。神佛の應驗も。易きをかなへ給ふこと。と利口せしをかじかりき。俗に小松の大臣を。管公。此條泰時と並稱して。天朝の三賢とすといへり。しかれども前輩。或は其不學を。其の瑕疵をいふものあり。毎夜に影の燈籠を照したる。又宋の曾王山へ。黄金を寄布せしといふ是なり。續史餘論。職登雜考考へし唐山へ黄金を渡しし事。一定違はざるや。宋史外國傳日本傳。乾道九年。孝宗年號。天朝高宗院承安三年始附明州綱首。以方物入貢。これ歟。これを盛衰記に合せ考ふる。曾王山へ送金事ノ段ニ云。大臣ハ。我朝ノ三賢ニ。財寶ヲ抛テ給フノミニ非ズ。異國佛

陀ニモ。志ヲ運ビ給ヒケル。奥州知行ノ時。氣仙郡ヨリ。金千三百兩ヲ進ラセタリケルヲ。妙典ト云フ唐人ノ。筑紫ニ在リケルヲ召シテ。百兩ノ金ヲ賜ヒテ仰セケルハ。千二百兩ノ金ヲ大唐へ渡スベシ。其内二百兩ヲバ。首王山ノ衆徒ニ與へ。千兩ヲバ帝ニ獻リテ。當山ニ小堂ヲ建立シテ。供米所ヲ寄進セラレ。重盛が菩提ヲ吊ヒテ給ハルベシト可申トテ云云。この段平家物語より。安元の春の比云々。いこう山。佛照禪師。附與すと云へり。宋史より由れむ。承安三年の事なるべし。又燈籠大臣事ノ段ニ。大臣ノ常ニ住ミ給ヒケル所ヲバ。東へ十二間。南へ十二間。西へ十二間。北へ十二間ノ屋ヲ立テ四方ニ。四十八ノ間ヲ點ジ。一方ノ十二間ニ。十二光佛ヲ。一體ツ、奉立タリケレバ。四方ニ。四十八體ノ十二光佛御座ケリ。其御前ゴトニ。常燈ヲ燃サレケレバ。四十八ノ燈籠アリ。暗夜ノ星際モナク。澤邊ノ螢ニ似タリケリ。上ハ二十歳。下ハ十六歳。色深ク身盛ニ。姿人ニ勝レ。形類ナキ美女ヲ。四十八人擇ミテ。常燈ニ。一人ツ、付ケ給ヒテ。油ヲ添へ。燈ヲ挑ゲテ置レケル。齡二十ニモ餘リケレバ。取り替へ取り替へ居エラレケリ。日没ノ時ニ成リケレバ。四十八人ノ女房達。衣裳花ヲ折リ。蘭麝ノ芳ヲ新ニシテ云々。又彼四十八間ヲ廻リケル。心ノ闇ノ深キヲバ。燈籠ノ火コソ照スナレ。彌陀ノ誓ヲ憑ム身ハ。照サヌ所ナカリケリ。ト列ノ詞ヲ交へズ。是バカリヲ折り返シ。と譯ハセテ。我身ハ中臺ニ

座シ給ヒ。是ヲ聽聞セラレケル。並出三卷 十一といへり。佛は供養する燈籠ならむ。法師はこそ掌らすべき。斯く夥なる美女をもてせられし。抑何の爲ぞや。これも亦。その死を速くせん爲。一は佛に依頼して。身後を憑み。一は女色の刃を借りて。その命根を斷んとてなるべし。しからむこの大臣の。親は先たちて覺せし。熊野の神の感應よりあらで。この色相四十八如菩薩の利益ならん歟。これも亦しるべからず。こゝに至りて。柳宗元が非國語。ますく味ひあり。この大臣のごとき。從善の人といふべし。これを大賢としもいふ。こゝろ得がたき事なり。○附けていふ。平家の上臈多かる中。三位中將重衡相國清盛第四子尤好色の人なりき。一期の不覺。女子と小人を愛せしよれり。既に擒となりて。都に牽れしとき。法然を招待して。罪障懺悔の辭。父入道相國の命より。東大寺を燦きたるを。第一の罪惡なりとてうち泣きし。見源平盛衰記。卷二十九。大將の氣象はあらず。と駿臺雜話よりいへり。好みて人の非をいふんとはあらねど。余も亦ひとつ引き出でて。自他の戒ませまほしきことあり。東鑑卷八。文治四年。四月二十五日條下。云。辛卯。今曉千手前平家物語。盛衰記。並作千壽前。手越長之女也。卒去。年二十四。其性太穩便。人々所惜也。前左三位中將重衡參向之時。不慮相馴。武衛送。遣重衡千手前。事。見同。書三。元曆元年四月廿日條下。彼上洛之後。戀慕之。朝夕不休。憶念之所積。若爲發病之因歟之由。人疑之云々。重衡。數千騎ノ將とし

て敵陣に臨むの日の。堅を推き鏡を劈き。命に代らんと欲する士卒一人もなし。既にその軍敗れ。生田森よて。莊三郎家長に生拘るゝとき。重衡の愛臣。後藤兵衛守長すら。その主を捨て。その馬夜目ナレを奪ひて逃げ失せたり。見盛衰記廿七かくて鎌倉に送られて。暫く幽せらるゝの日。籠居の徒然を慰めたる。歌坂千手がごときに至りて。別を惜み死を悼み。思慕して命を預すものあり。これ士を愛せずして。婦人を愛し。賢を用ひずして。佞人を近づけたる。その生平を見るに足れり。國語下語曰公父文伯卒。其母或其妾曰。吾聞之。好内女死之。好外士死之。今吾子夭死。吾惡其以好内聞也。二三婦之辱。共先祀者。請無瘠色。無洵涕。無搯膺。無憂容。有降服。無加服。從禮而靜。是昭吾子也。仲尼聞之曰。女知莫如婦。男知莫如夫。公父氏之婦知也夫といへり。魯の敬姜の婦人をれども。その賢なることかくの如し。又重衡の累世武辨の家は生れて。貴きこと三位の中將たり。もし一毫も學問して。これらの書を讀むことあらば。その身斧鉞に死するといふとも。估客村翁にだも。笑るゝ恥にあらじ。關羽の好みて。春秋左傳を讀みしといふ。將帥の用心を知らざりけり。只是のみならず。そのむ都に牽れしとき。土肥二郎に請ひて。木下馬允友時を使として。年米相押れたる。内裏の女房中納言殿。書を與へ歌をおくり。盛衰記三十九又南都へ送り遣らるゝとき。醍醐

敬姜如事  
の孔子家  
語。曲禮子  
夏門。はも  
見たり。  
又これと  
大同小異  
なり

の邊よて。源藏人頼兼の從者等に請ひて。日野大夫三位の宿所は立ちより。その内室に對面して。別離の哀傷。外聞を憚らす。盛衰記四十五その痴情すべて女子小人の態にして。將相のうへよあるべくもあらず。既に南都よて斬るゝとき。事を讀經に托して。時を移し。實平土肥を見かへりて。敵を敵に渡すこと。昔より未聞。頼朝も。彌勒の世をばよも持たじ。云云といふ段。實平答へて。二位家の計ひをかりよて候はじ。法皇の御計よてこそ候はめ。就其鎌倉よて。善便宜の候ひし。などて御自害の候はざりけるやらんといへむ。中將笑ひて。人の胸よ。三身の如來とて。佛御座。怖し悲しとおもひて。身より血をあへさん事。佛を害するに似たり。されむ自害のせざりき。只今も。首を刎んとせば。流石妄念も起りぬべし。何となき振もてなし。吾よ知せを頸を打て。盛衰記四十五。この説南都と利口せし。より出てたりといへりどの怯その愚の甚しき。又多く得かたかるべし。人のしれることながら。平家の三不肖は。池大納言。頼盛内大臣。宗盛三位中將重衡なり。かくの如き人々。父兄の威徳よよりて。槐門清花の上よをり。その半生だも保ちし。猶幸といふべし。益氏誦孔子之言曰。志士不忘在溝壑。勇士不忘喪其元。滕文公篇下世に僕夫たり共。常よよくこの語を記誦して。よくその志を行は。雖に臨みて苟も脱れず。又唯恥辱に遠ざかる事あらん歟。○ふたゝびいふ。上集よ

あらわし。北條時頼入道法名が國中を微行して。守護地頭の邪正を察さといふ小説の。  
 彼入道の執權たる。その政。よろづ厳密なるより。時俗竊に畏りて。云々といへるならん。  
 時頼の刻薄なりしよし。讀史餘論卷之云。時頼。その兄経時つぎて權を掌り。始めこそ  
 の主頼を逐ひ。その後。三浦泰村一族をえかりて。終に滅し。かさねて又その主頼を逐へ  
 り。峯殿道家の薨せしをも。世の人の。關東の籌策を疑へり。いく程もなく。舊主兩人頼朝共  
 薨せられしかば。これらの疑ひ。故なきよあらず。かくて後嵯峨上皇の皇子中尊宗を關  
 東の主となし。攝家の息女前攝政藤原兼盛女を。かのれが子よなして。御息所とす。長子時輔を捨て。  
 幼児時宗をもてよつぎとなし。死して後。その家亂れき。これらをもて觀るとさ。渠を泰  
 時と並稱すること。心得られず。そのみならず。こゝめて異國の僧をむかへ。禪窟を開き  
 て。今よ世の費をなす。後世これを賢明とする事。われその故をしらむといへり。又徒然草  
 よ云。相模守時頼の母。松下禪尼とぞ申しける。守をいれ申さるゝ事ありけるよ。すゝけ  
 たる或あかりさうじのやぶればかりを。禪尼手づから。小刀してきりまひしつゝ。とられけ  
 れば。せうとの城分義景。その日のけいめいして候けるが。給りて。なよがし男よとらせ  
 候はん。さやうの事よ心得たるもの候。と申されければ。その男。尼が細工よ。よもまさ

り侍らじとて。猶一間つゝ。とられけるを。義景。皆そりかへ候はん。造よたやすく候べ  
 し。まだらよ候も。見ぐるしくや。とかさねて申されければ。尼も後。さばくゝとそりか  
 へんと思へども。けふばかり。まごとかくてあるべきなり。物の破れたる處ばかり。修理  
 して用ふる事ぞ。とわかき人時頼をいふなり。よ見ならんせて。心づけん爲なり。と申されける云  
 々。下卷四十二段 これらも。時頼の。よろづ厳密なるを諫めん料よ。母の禪尼。かう計りたるなるべ  
 し。又諏方刑部左衛門入道が。伊具四郎入道を射殺して。事發覺の後。彼主従從者名高太郎首伏せ  
 ざりけるよ。以下文。出三條卷四十八。正嘉二年九月二日條下。 相州禪室。被廻賢慮。以無人之時。潜召入諏方一人於御所。  
 直被仰令曰。被殺害事。被疑思食之上。所從高太郎承伏勿論之間。難道斬刑之旨。評議畢。然  
 而忽以命不可終其身之條。殊以不便也。任實正可申之。就其詞加斟酌。欲相扶之云々。于時  
 諏方。且喜抑淚。果宿意之由申之。禪室御仁惠。雖相同于夏禹泣罪之志。所犯既究之間。不被  
 行之者。依難禁天下之非違。令亂斷給云々。これらの權詐。奸智よ長じたる。執權の所行よ  
 あらず。その從者高太郎も。なほ首伏せざれども。既よ承伏しつ。と謀りて。その實を問ひ  
 究むるに猶可なり。實を告げば。相助けん。と約しつ。これを殺す。是偽をもて刑を行  
 ふなり。君子のせざる所よして。彼人獨これを忍べり。しかるよ夏禹の仁よ比す。諂諛の飾

文の論をるは足らむ。事みなかくの如く狐疑ふかく。政事嚴密にして。變詐奸計を宗とし  
 たるより。諸國の守護地頭をさらなり。百姓浮浪人までも。おのづから心をかきて。最明  
 寺殿こそ。しのびくは國中を行脚して。よろづあなぐり聞き給ふ。といひもて傳へたる  
 ならん。この入道の。寛元三年。その兄經時嗣きて。始めて執權たり。時年十九弘長三年十一月  
 廿二日卒。時年三十七その間十九今年。最多事なりき。何の暇ありて。諸國を微行すべき。且足跡  
 の至るところ限あり。視聽の及ぶところ亦限あり。莫ど我が往くをのみ往くとせん。又莫  
 どわが視聽をのみ視聽とせん。故老氏曰。不出戸知天下。不窺牖見天道。出彌遠。其知彌少。  
 是以聖人。不行而知。不見而名。不爲而成。老子四十七章老氏のかくいへるよし。易繫辭上傳曰。夫易。聖  
 人之所以極深研幾也。唯深也。故能通天下之志。唯幾也。故能成天下之務。唯神也。故不疾而  
 速。不行而至。といへるころ。ばへよむなむ。いよしへの聖王賢相の。民の往くをもて往く  
 とし。民の視るをもて視るとし。民の聽くをもて聽くとし。民の言をもて言とすといふ。故  
 周書泰誓中曰。天視自我民視。天聽自我民聽といへり。天の。民の心をもて心とす。こゝをも  
 て。天の視るの。民の視るなり。天の聽くの。民の聽くなりといへり。夫一人の視聽をもて。  
 よくこれを視るとし。よくこれを聽くとせんや。故孔子曰。多聞擇其善者而從之。多見而識

之。知之次也。論語述而故孟子曰。左右皆曰賢。未可也。諸大夫皆曰賢。未可也。國人皆曰賢。然後察  
 之。見賢焉。然後用之。梁惠生知の聖。なほ多聞に従ひざることをなく。大賢の言。民心より由ら  
 ざるのなし。故曾子曰。十目所視。十指所指。其嚴乎。大又墨翟が。異學なるも。その論亦相同  
 じ。墨子卷二。尚同下。一耳之聽也。不若三耳之聽也。等の言あり然るを時頼入道。五今年行脚して。纒は經世一人を得たり。夫海  
 内の廣き。親く視聽の及ぶまよく。纒は一窮士を優せしめて。國は愁訴なく。野は道賢  
 なしと思ふに違へり。時俗の理義は暗き。時頼を賢明とせんとして。却りてこれを愚將と  
 するをしらむ。傳へて以て口實とす。嗚呼嘆をべきかな

第三十六人事 秋青が錢下

小説に載す。桶狹間之役。信長夜謁熱田神祠。禱之曰。駿兵百萬。既陷數城。勢吞中國。士卒戰  
 栗。不知謀所出。自非假神威以逆擊之。豈可得克大敵乎哉。因顧軍士曰。孤欲以錢卜。試誰雄  
 焉。今所投數錢皆形。俗曰錢形。而爲形孤必大捷。若無。俗曰無背。背爲無則議和焉耳。此明神之心也。祝了。手自  
 擲數錢於幣壇。使左右抗火視之。乃其錢皆面。時神官中。忽聞鳴鑼。士卒感激。勇氣百倍。信長  
 亦大喜明日進兵。大戰于桶狹間。一舉獲敵將幾元首級。蓋信長好詭計。竊用兩面錢獎士卒。  
 又以鳴鑼誘衆心而已。是謂兩面錢卜云。將軍辭。無錢下鳴鑼事。蓋其事出於小説也この小説の。宋の仁宗の時の名

ま同教書下集

將。秋青が事と相類せり。馮氏知叢全集卷十五 智術部曰。南俗尚鬼。秋武襄征儂智高時。大兵出桂林之南。因祝曰。勝負無以爲據。乃百錢自持之。與神約。果大捷。則投此錢。盡面。左右諫止。倘不如意。恐阻師。武襄不聽。萬衆聳視。已而揮手一擲。百錢皆面。於是舉兵歡呼。聲震林野。武襄亦大喜。顧左右取百釘。即隨錢疎密布地而帖釘之。加以青紗籠。手自封焉。曰。俟凱旋。當謝神取錢。其後平邕州還師。如言取錢。幕府士大夫共視。乃兩面錢也。馮氏自注云。桂林路險。士心惶惑。故假神道以堅之。といへり。本邦の野史。竊これに攬りて。總見院右府の軍略をせしならん。智叢全集といふ儂智高の廣源諸蠻の首領なり。儂氏の唐初より即ち雄し。黃氏周氏と。州に據るもの十有八にして。儂氏尤強かりしとなり。唐末に交趾強盛なりければ。廣源これに服屬せり。儂全福が友人に殺さるゝに及びて。その妻改めて商人に適きて。智高を生めり。智高の姓を冒して儂氏となりつ。壯年及びて。その母と共に猶州に黨據し。國號を建て大曆といふ。仁宗の皇祐元年九月。儂智高叛きて。邕州に寇し。四年及びて。邕。橫。貴。藤。梧。康。端。龔。潯等の州を陥れて。遂に廣州を圍めり。尹洙が薦めまうすより。宋朝。秋青を荆湖宣撫使。提舉經制盜賊事として。孫沔余靖と與に。儂智高を征せしむ。十二月。陳曙師を帥めて。儂智高を討ちて。金城驛に敗績す。秋青遂に曙を執へてこれを斬

らしむ。孫沔余靖等。相顧みて愕然たり。諸將敗棄して。敢て仰き視るものなし。五年の春。秋青大く儂智高を邕州よりち取りつ。追奔五十里。斬首萬計なり。智高からくして。夜遁れて大理に入り。暹明に城に入りて。賊の屍を検するに。金龍の衣を衣たるものあり。衆謂へらく。智高既に死せり。とく上聞し給へといふ。青が云。安ぞその詐にあらざるを知らんや。寧智高を失ふとも。敢て朝廷を誣ひて。功を貪らじといひて従ひ。夏五月。高若訥罷めらる。秋青をもて樞密使とす。これ正史に載する所の概略のみ。但その兩面錢をもて。士卒を勵しといふ事の小説なり。本傳曰。秋青罷。會京師大水。元祐元年。避于相國寺行止殿上。人情頗疑。知制誥劉敞。出知揚州。陛辭。言曰。陛下幸愛青。不如出之以全其終。帝然之。乃以使相判陳州。青爲人慎密寡言。其計事。必審中機會。而後發。行師先正部伍。明賞罰。與士卒同饑寒勞苦。雖敵猝犯之。無一士敢後先者。故數有功。未嘗專賞。敵下。故人皆樂爲之死。青在樞府日。有秋梁公之後。秋仁傑。唐武后時。封梁公。持梁公畫像及告身十餘通。獻諸青以爲青之遠祖。青謝之曰。一時遭際。安敢自附梁公。厚贈其人而遣之。踰年卒。といへり。おもふに秋青の漢の術者が人となりを景慕せし歟。亦青をもてその名とせしのみならず。その材も伯仲し。その功も相似たり。この無益の辯なれども。いまだ秋青が本傳をあらで。事のこゝろを得がたきもあらん

再び按よ。いんしへ。唐土よて。羊の脚骨を以てトひしなり二程全書卷之四。伊川云。物之可卜者。龜與羊脾骨可用。蓋其辨可驗吉凶と

かとしていふなり。又。按むるよ。錢をもて吉凶悔吝をうらなふ事。漢の京房よとじまれる歟。事文前集卷三載す。京房卜易。卦以錢擲。以甲子起卦。といへり。京房の前漢元帝の時の人なればふりたり。唯錢をもて卜するのみよあらむ。いよしへの善卜するもの。事物よりて。その應驗あらざることをなし。陸龜蒙雜説曰。季札以樂卜。趙孟以詩卜。襄仲歸父以言卜。子游子夏以威儀卜。沈尹氏以政卜。孔成子以禮卜。其應也如響。無他。固在精誠而已。不精誠者。不能自卜。况吉凶他人乎。これなり。國俗のすなる。橋占などいふ事も。いよしへの遺卜なるべし。辻うらといふもおなじ事なり。むかしのみやこ人。一條辰橋のほとりよ立ちて。兆問ひせしといふ。橋占の事。源平盛衰記。卷中宮御産の段よ見えたり。又。念佛三心要集よ。惠心僧都。西方往生の得否を。辰橋よて占ひし事をいへり。又この僧都。金峯山なる巫の歌。占をといひし事。古事談十訓抄等。見え神社考云。安倍晴明。役使十二神將。妻畏識神形。因呪以置十二神于一條橋下。有事喚而使之。自是世人。占吉凶于橋邊。則神必託人以告。といへり。辰橋在二條通。橋河上。相二渡東西之橋也。見二雍州府志。卷八。古跡門。及山城名跡志。卷十七。洛陽郡一その説やうやく委くして。奇異よ涉れり。天朝の卜筮の神世よりありけり。神世紀云。時天神以太占。而卜合之。乃教曰。婦人之辭其已先揚乎。宜更遷去。乃卜定時日。而降之。又云。高皇產靈神俾天兒屋命以太占之卜事。而奉仕焉。といふ是なり。卜筮の著龜よ

いへり。こまきよ。羊の鹿をもて代へたる鹿さばれ脾胃と肩骨と異なり。脾胃未詳。なほ考ふべし

じまり。又鹿の肩骨を抜きて。うらなひしといふ。契沖の河社卷上。舊事記。延喜式。及大江匡房卿の歌かく山のせ、か、下ようらとけて。をかたぬく鹿の委こひなせとを引きて。龜卜の後の事よて。神代よ。鹿の肩骨を抜きとりて。うらなひけるなり。といへれど詳ならむ。且舊事記の證よまかたし。櫻桃の。中葉まで。御卜の料よせられしかば。匡房卿の歌。なほよしある事なるべし。龜策の。史記よ傳あり。しかれどもその書いなし。漢土よも。その事絶えて。定かならざりしならん。褚先生が補の。索隱正義。共よこれを繼れり。天朝軒廊の御卜の龜となるよし。江家次第卷第十八よ見えたり。匡房卿の説も。史記よ由れるのみ。此よもふるさの。傳のらぬなるべし

第三十七人事

渡江達磨和漢知照

嘗て達磨江を渡る圖畫を視るよ。一もとの筆を踏みて。波上を邁處多かり。浮屠氏の奇を談むる事のめづらしからむ

達磨使波羅提説法於異見王。時波羅提。恭慕師旨云。願假神力言已雲生足下。乃乘之至王前。默然而住。時云々。又達磨自遷化之後三歳。魏宋雲奉使西域迴。遇達磨于葱嶺。孝莊聞之令啓壙。惟空棺一隻草履存焉云。大抵この類なり。語の傳燈録卷第三よ見えたり。宋雲が事と下よ抄出すべし



般若多羅  
者。二十七  
祖師也。磨  
行之也。路  
燈錄卷第  
二

去かれども。禪家の寂靜開悟を宗とするものなり。達磨も亦琴高一等しき幻術ありとい  
ひ。真面目とせんや。世人その圖畫一を視熟れて。亦疑ふものなし。余をもてこれを觀れ  
ば。その筆葉の扁舟なるべし。何となれば。祖庭事苑釋名。般若多羅第一首曰。路行跨水忽逢  
羊。獨自棲樓暗渡江。日下可憐雙象馬。二株嫩桂久昌昌。宋僧善卿曰。此識達磨西來始終之  
事。達磨始來見梁武帝。帝名行。行从行从水。故云路行跨水。帝既不契。祖師遂有洛陽之游。故  
云逢羊。羊陽聲相近也。祖師不欲人知其行。是夜航蘆西邁。故曰暗渡江也。祖師西來見梁魏  
二帝。此曰日下雙象馬也。九年面壁於少林寺。故曰二株嫩桂久。久九聲之近也といへり。航  
蘆といふより。一もとの筆一を乘りて。江を渉る處を圖したり。初めその圖を作ししも  
の。只文面一は泥みて。その義を解さ得ざりしならん。何人の畫一をこじめしや。ふるくは兆  
殿司一ありとある人いへり。明の徐文長一は折蘆達磨の贊あれば。唐畫一もあらんたづぬ  
べし。又彼蘆をもて船とすといふよし。詩の衛風河廣。誰謂河廣。一筆杭之。誰謂宋遠。跋予  
望といへる一筆の如し。航と杭と通へり。航蘆とい。即一筆杭之の義なり。爾雅釋。蘆。蘆  
注筆といへり。蘆筆和名阿之和名。筆和名なり。かゝれば蘆も筆も等類たるべし。詩一いふ河  
いと廣けれども。杭せば廣からむとなり。朱傳一。筆一は蘆葭之屬。杭度也とのみ注して。筆

を船なりといひざれども。第二章一。誰謂宋遠。曾不容刀といへる刀一。小船なるよし注  
し見えたり。刀又作。初楚辭世語。卷四。李白鳴皋歌。冰龍。筆一對ていふ刀の小船ならんよ。筆も小  
船なるを志るべし。筆の小船ならんよ。蘆も亦小船なるを推して知るべし。詩のこゝろ  
こじめは小船して渡んといひしのみよ。猶河を廣からむとする一足らむ。故一かき  
ねて。小船だも容れむといへり。是の廣しとせむといふ限りなり。かゝれば事苑一いふ  
航蘆も。河廣の編をもて解くべし。且詩人の扁舟を詠じて。一葉といふもの多かり。一葉扁舟  
碧海。往來人事不相聞。これ等品句なり。その他。古人の詩。一葉白頭翁。舟。これらも亦文字一就きて。木葉  
移洲浦風。又。來往烟波無定居。生涯一葉外無餘。等の句あり。故筆一遠あらむ。を船一代へて。人これ一乗る處を畫かば。觀るもの佳一とせんや。木葉一は漁者の乘りたるを  
畫けば。觀る人これを妄なりとして。笑ひざるをなし。蘆葉一は達磨の乗りたるを畫けば。人  
みな真也として。愛翫す。何ぞ目を賤むるもの多し。耳を貴ぶもの少からざるや。故一。  
韓非子外儲。曰。客有為齋王畫者。齋王問曰。畫者孰最難者。曰。犬馬難。曰。孰易者。曰。鬼神最  
易。夫犬馬人所知也。旦暮睹於前。不可類之。故難。鬼神無形者。不睹於前。故易之也といへ  
り。圖畫の真を濫る。その害小説と異ならねども。事情一通ぜざるもの。小説の陋をの  
み知りて。畫一も亦これらの意味あるをしらむ。彼小説の正史もてこれを訂せば。その偽

室同放言下集

を辯じ易し。圖畫の鬼神怪獸。蠻貊異類。地獄天堂の事に至りて。その真偽を較ぶべきものなし。こゝをもてその偽をいふもの稀なり。譬へば寫真の實録の如し。その他の寓言。等しき事多かり。韓非が所云。畫者の言。唯畫のうへのみならず。よろづ人情。涉れりといひまし。さればとて。渡江の達磨の畫圖のごとき。真の船を畫きて。なかく。よをかしからむ。理義を推して。圖畫を難じ。經史をもて小説を評するもの。是柱に膠して。瑟を鼓するなり。この故。畫の無聲の詩なりと古人もいへり。詩に比興して。物を詠むればなり。詩歌の經史に合はざるを咎むるもの。俗にいふ。畫難坊の類にして。殺風景中の人なり。畫も亦これ。準へて評すべし。譬へば。能樂の有をもて無とし。實をもて虚とするが如し。詩歌も圖畫も。趣味相似たり。又彼俊寛の能。竹を紮はかて。船に擬するが如し。畫者その船の形を寫すと。能をしらざるもの。これを視ば。彼成經康頼等の幻術あり。紮竹を乗りて。渡海をといはん。能をされるもの。疎密虚實。惑ふことなし。この故。その船に似ざるを拙しとせむ。彼渡江の達磨の畫圖も。その船の蓋ならむ。船なりけりと見るもの。黙してその虚實をしらん。達磨告六衆曰。今一葉騎虚。孰能剪拂得燈。こゝにいふ一葉。一葉の雲。乃魔雲なり。又思慮なり。放慢なり。煩惱なり。放慢愚智の。顯達して。真如の月を得見ざるもの。猶肺葉の心を包羅し。枝葉の幹を隠すがごとし。夫一葉を船とし。又一葉を雲とす。譬喻は常器ならず。只意をもて解すべし。故に無門關。非心非佛。頌云。路逢劍客須呈。不遇詩人莫獻。これその争ひがたく。論し易からざるが爲なり。達磨の。菩提達磨なり。景德傳燈錄。卷第二十八祖。菩提達磨者。南天竺國。香至王第三子也。姓利帝利。本名菩提多羅。後遇二十七祖。般若多羅。至本國受王供養。知師密迹。因試令與二兄辨所施寶珠。發明心要。既而尊者謂曰。汝於諸法。已得通量。夫達磨。通大之義也。宜名達磨。因改號菩提達磨。師乃告尊者曰。云々。及趣震旦。王異見王。即即具大舟。實以衆寶。躬率臣寮。送至海壖。師汎重溟。凡三周寒暑。達南海。寶梁普通八年。丁未歲。九月二十一日也。廣州刺史蕭昂。具主禮迎接。表聞武帝。帝覽奏。遣使齎詔迎請。十月一日。至金陵。帝問曰。朕即位已來。造寺寫經。度僧不可勝紀。有何功德。師曰。並無功德。帝曰。何以無功德。師曰。此但人天小果。有漏之因。如影隨形。雖有非實。帝曰。如何是真功德。答曰。淨知妙圓。自空寂。如是功德。不以世求。帝又問。如何是聖諦第一義。師曰。廓然無聖。帝曰。對朕者誰。師曰。不識。帝不領悟。師知機不契。是月十九日。潛廻江北。十一月二十三日。居洛陽。當後魏孝明太和十年也。寓止于嵩山少林寺。面壁而坐。終日默然。人莫之測。謂之壁觀婆羅門。時云々。魏氏奉釋禪。馮如林。光統律師。流支三藏者。乃僧中之鸞鳳。

摩勞作聯。  
正字通。聯  
音。揚雄蜀  
都賦。龍雕  
聯兮

莫之測。謂之壁觀婆羅門。時云々。魏氏奉釋禪。馮如林。光統律師。流支三藏者。乃僧中之鸞鳳。

大同放言下集

也。親師演道斤相指心。每與師論議。是非蜂起。師遐振玄風。普施法雨。而偏局之量。自不堪任。競起害心。數加毒藥。至第六度。以化緣已畢。傳法得人。遂不復救之。端居而逝。即後魏孝明帝太和十九年丙辰歲十月五日也。其年十二月二十八日。葬熊耳山。起塔於定林寺。後三歲。魏宋雲奉使西域迴。過師于葱嶺。見手携隻履。翻々獨逝。雲問師何往。師曰。西天去。又謂雲曰。汝王已厭世。雲聞之茫然。別師東邁。暨復命。即明帝已登遐矣。逮孝莊即位。雲具奏其事。帝令啓瘞。惟空棺一隻。革履存焉。舉朝爲之驚歎。奉詔取遺履。於少林寺供養。至唐開元十五年丁卯歲。爲信道者竊。在五臺華嚴寺。今不知所在。初梁武遇師。因緣未契。及聞化行魏邦。遂欲自撰師碑。而未暇也。後開宋雲事。乃成之。代宗謚圓覺大師。塔曰空觀。師自魏丙辰歲告寂。迄皇宋景德元年甲辰。得四百六十七年矣。提此由れば。達磨の流支は毒殺せられしなり。又達磨は謚せし代宗の肅宗太子名豫唐代宗子名豫ならん。既その謚あれども。今をば達磨と唱ふ。俗よその謚を知るものなきが如し。いと不審事なり。何となれば。隋唐の時も。亦達磨といふ沙門あればなり。唐續高僧傳。卷二隋東都雜濱上園。翻經館。南賢定沙門。達摩笈多傳あり。傳云。達摩笈多。南賢豆國人。開皇十年來居瓜州。文帝延入京寺。至煬帝定鼎東都。置翻經館。提要○翻經館。翻經名義集。作翻經館。法雲曰。達摩笈多。隋言法雲。又達摩掬多ともいへり。宋高僧傳。卷二洛京聖寺善無畏傳。掬多

と目錄に出だせり。達摩掬多の善無畏傳は附出せしなり。顔如四十許。其實八百歳といへり。唐開元二十三年化す。九十九とあれば。達摩笈多と時をおなじうせしもの歟。掬多と笈多と聲相近し。同人なるよとある人いへり。今按ざるよ。これ同人なり。掬多を笈多ともいふべし。翻經名義集。總釋云。優婆塞多。或云優婆掘多。此云大護。或云笈多といへり。これよ由りて觀れば。掬多と笈多と。その義相同じ。又達磨波羅の西域記。卷十達羅毘茶國條下云。達磨波羅。唐言菩薩。此國大臣長子也。神負遠道。因即出家。提といへり。又達磨達の天竺第二十四祖。師子尊者の法嗣なり。又達磨尸利帝。達磨帝利の並し傳燈錄。卷二見えたり。達摩羯羅の唐言法性。達摩畢利の唐言法愛。並し唐高僧傳。卷二見えたり。又達摩鬱多羅の法雲曰。此云法尚。佛滅八百年出。造雜毘曇。又達磨摩提の法雲曰。此云法意。西域人。齊武永明。譯提婆達多品。達摩流支の唐言法希。天后改爲菩提流志。唐言覺愛。南印度人。婆羅門種姓。迦葉氏。聰嚴絕倫。風神云々。天皇遠聞雅譽。遣使往邀。未及使還。白雲遽駕。暨天后御極。趣京譚譯。至和帝龍興。譯寶積經。此經玄奘昔翻數行。乃歎此土群生。未有緣矣。余氣力衰竭。因而遂輟。和帝命志續其餘功。遂譯于世。又鬱伽陀達磨の。大論云。鬱伽陀。秦言盛。達磨。秦言法。故號法盛。以上翻經名義集。卷一見えたり。かゝれば達磨の一人の名よあらむ。唐

の代宗の時おくられし圓覺大師の菩提達磨一あらむといひ。人必惑ふべし。又國名なり。達摩悉鐵帝國の西域記一珂咄羅國條下に見えたり。又書名なり。伊瀝伐羅唐言論師が阿毘達磨明證論を制し。世親菩薩が阿毘達磨俱舍論を作せし事。同書二健駄羅國條下及四鉢底補羅國條下に見えたり。かゝれば達磨とのみいへば。猶法といふがことし。譬へば。梵書一いふ二我三不四也五。唐一法師といふが如し。唐梵千字文一名唐字。千聖聖語二。師三。我四達五法六と譯せり。我七不八也九も法師なり。不一〇也一一。同書の補字三十字の内に見えたり。唐梵千字文。三藏法師義淨の撰といふ。義淨の自序あれども。疑はしきものな。達磨の事。すべて佛書のみ出で。梁書南史等。明文化なし。梁史綱。朱子曰。胡氏云。佛有五要。舍音其一也。梁武爲帝王。享天位。內蕃一。外列官師。富貴之崇。子孫之衆。宮室城池。守衛之密。猶以未足。又命將出兵爭奪于外。惟恐失之。安在能舍乎。不惟君子非之。爲佛之道。如達磨者。亦不取也。或曰云々。天朝造寺の多なる。恭信の嚴しき。聖武孝謙の兩朝より。盛なるのありしを。もしこの時。達磨の來朝することありて。その功德を問はせ給ひ。必これを無功德とまうさん。又聖徳太子の片岡山の邊にて。御衣を賜ひしといふ飢人を。達磨の化身とするもの。元亨釋書一に見えたり。但聖徳太子傳曆下卷太子四十二條條下云。七大夫等。受命往開棺。無有其屍。棺内太香。所賜

魚物。彩帛等。帖在棺上。唯太子所賜紫袍者無といふ縁の歎。この後魏の孝莊が達磨の棺を開きし事と。粗相似たればなるべし。畫者又これよりて畫くもの。往々その圖を視ることあり。又彼渡江の達磨の畫圖一似たる事ありけり。陳季卿が竹葉を舩一して。その家一還りしといふ小説是なり。事文續集卷二載異聞錄云。陳季卿家于江南。嘗訪僧於青龍寺。遇僧他適。有終南山翁。亦候僧歸。東壁有粟瀛圖。季卿乃尋江南路。而長歎曰。安得自渭泛河。達于家。山翁笑曰。是不難。命僧僮折階前一竹葉。作舟置圖上。季卿視久之。稍覺渭水波浪。一葉漸巨。席帆既張。恍若登舟。旬餘已至家矣といへり。本邦の小兒。竹葉を舟一作りて。水上一放つものあり。これらも右の小説と目を同うして談るべし。又ひとつ。これも要なき事なれども。前一引用せし詩曲の因一いん。白樂天とかいふ能樂の。唐の白居易が。日本人の智を試みんとて。獨みづから扁舟を泛めつゝ。筑紫の海邊一來つるとき。住吉の神漁翁一になりて。詩歌の徳を論じ給へり。そのとき樂天。青苔衣を負ひて巖の肩一懸り。白雲帶一似て山の腰を廻ると賦しければ。漁翁これを和して。苔ころも着たるいはほ一さもなく。さぬ一山の帯一を一するかなと詠じたる。こゝろ言葉一感服して。樂天一そがま一舟をかへし一といふ事を。一曲一作れるなり。この詩歌の。江談五出でたり。左の如し